2025 年期 シラバス

本シラバスには受講に当たっての事前準備・講義内容及び到達目標等を記載しておりますので、受講に当たって事前にご確認をお願いします。

また、教科ごとの科目一覧にシラバスの該当ページ番号を記載しておりますので、 参考にしてください。

[実務補習機関] 一般財団法人 会計教育研修機構

会計教科

			科目名	学年	時期	単位	必修	講義形態	頁
	134	1	決算実務と開示【その1】	J1	前	3		е	1
1. 開示制度	134	2	決算実務と開示【その2】	J1	前	3		е	2
1. 州水即接	134	3	決算実務と開示【その3】	J1	前	3		е	3
	135	1	サステナビリティ情報開示	J3	後	2		е	4
	231	1	連結財務諸表作成の基礎	J1	後	3		е	5
	232	1	連結財務諸表(会計処理・セグメント・CF)【その1】	J1	後	3		е	6
	232	2	連結財務諸表(会計処理・セグメント・CF)【その2】	J1	後	3		е	7
	216	1	退職給付会計	J3	前	3		е	8
2. 会計基準	233	1	税金・税効果【その1】	J2	前	3		е	9
2. 女们坐十	233	2	税金・税効果【その2】	J2	前	3		е	10
	234	1	純資産の部・包括利益・過年度遡及	J1	後	3		е	11
	235	1	収益認識	J1	前	3		е	12
	236	1	金融商品【その1】	J1	前	3		е	13
	236	2	金融商品【その2】	J1	前	3		е	14
3. 業務フロー	301	1	会社の設立実務、業務と組織・諸規程	J1	前	3		е	15
	431	1	国際財務報告基準の概要	J1	前	3	•	е	16
	402	9	国際財務報告基準(固定資産・引当金・法人所得税等)	J2	後	2		е	17
	402	10	国際財務報告基準(連結・持分法・企業結合)	J2	後	2		е	18
4. IFRS	402	8	国際財務報告基準(金融商品)	J2	後	2		е	19
	402	7	国際財務報告基準(表示及び開示)	J2	後	2		е	20, 21
	433	1	国際財務報告基準の実務	J3	前	3		е	22
	433	2	国際財務報告基準の実務【ゼミナール】	J3	前	3		L	23
5. 個別テーマ	632	1	企業組織再編の会計実務【その1】	J2	前	3		е	24
	632	2	企業組織再編の会計実務【その2】	J2	前	3		е	25

監査教科

監査教科 									
			科目名	学年	時期	単位	必修	講義 形態	頁
1. 監査制度総論	231	1	監査制度	J1	前	3		е	26
	232	1	財務諸表監査における不正	J1	前	3	•	е	27
	233	1	不正事例研究	J2	前	3		е	28
	203	1	リスク評価及び評価したリスクへの対応【その1】	J1	前	3		е	29
	203	2	リスク評価及び評価したリスクへの対応【その2】	J1	前	3		е	30
	204	1	監査証拠及び他者の作業の利用	J1	後	3		е	31
	208	1	分析的手続	J1	後	3		е	32
	212	1	監査サンプリング	J1	後	3		е	33, 34
2. 監査手続総論	210	2	会計上の見積りの監査	J2	前	2		е	35
	210	1	会計上の見積りの監査【ゼミナール】	J2	前	3		L	36
	205	1	監査の結論及び報告	J2	前	3		е	37
	205	2	監査の結論及び報告【ゼミナール】	J2	前	3		L	38
	211	1	期中レビュー	J1	後	2		е	39
	237	1	財務報告に係る内部統制の監査【その1】	J1	後	3		е	40
	237	2	財務報告に係る内部統制の監査【その2】	J1	後	3		е	41
	301	1	現預金・借入金【その1】	J1	前	2		е	42
	301	2	現預金・借入金【その2】	J1	前	3		е	43
	332	2	販売【その1】	J1	前	3		е	44
	332	3	販売【その2】	J1	前	3		е	45
	332	4	販売【ゼミナール】	J1	後	3		L	46
	303	1	購買・棚卸資産・原価計算【その1】	J1	前	3		е	47
	303	2	購買・棚卸資産・原価計算【その2】	J1	前	3		е	48
	334	1	固定資産【その1】	J1	前	3		е	49
3. 監査手続各論	334	2	固定資産【その2】	J1	前	3		е	50
	334	3	固定資産【その3】	J1	前	3		е	51
	334	4	固定資産【ゼミナール】	J1	後	3		L	52
	335	3	金融商品	J1	前	3		е	53
	306	1		J1	前	2		е	54
	306	2	人件費【その2】	J1	前	2		е	55
	337	1	関連当事者	J2	前	3		е	56
	338	1	グループ監査	J3	前	3		е	57
	320	1	実査・立会・確認	J1	前	3		е	58
	502	1	保証業務	J1	後	2		е	59
4. その他の監査	503 1 金融機関の会計と監査 Dの監査				後	3		е	60
てか心い血且	541	1	公認会計士の業務と公会計	J2	前	2		е	61
	542	1	非営利法人の会計と監査	J2	前	3		е	62, 63

税務教科

机物致料			科目名	学年	時期	単位	必修	講義 形態	頁
	ı							加力地区	
	101	1	公認会計士にとっての税務総論(理論編) 	J1	前 ———	3	•	е	64
1. 税務総論	102	1	租税法体系	J1	前	3	•	е	65
	103	1	公認会計士にとっての税務総論(実務編)	J2	後	3		L	66
	212	4	税法【ゼミナール】	J2	後	3		L	67
	201	1	法人税法総論	J1	後	3		е	68
	209	1	法人税法(総合演習)【その1】	J2	後	3		L	69
	209	2	法人税法(総合演習)【その2】	J2	後	3		L	09
	210	1	法人税法(組織再編税制) 【その1】	J2	後	3		е	70
	210	2	法人税法(組織再編税制)【その2】	J2	後	3		е	71
2. 法人税の実務	211	1	法人税法 (グループ法人税制・グループ通算制度) 【その 1】	J2	後	3		е	72
	211	2	法人税法 (グループ法人税制・グループ通算制度) 【その 2】	J2	後	3		е	73
	212	1	法人税法【その1】 (所得の金額の通則、収益の額)	J2	後	3		е	74
	212	2	法人税法【その2】(役員給与、寄附金、貸倒引当金)	J2	後	3		е	75
	212	3	法人税法【その3】(繰越欠損金)	J2	後	3		е	76
	213	1	純資産の部の税務	J2	後	3		е	77
3. 所得税の実務	301	1	所得税法概論【その1】	J1	後	3		е	78
3. 別特稅の美務	301	2	所得税法概論【その2】	J1	後	3		е	76
	411	1	資産課税の全体像	J1	後	3		е	79
4. 資産課税の実務	401	1	相続税法	J1	後	3		е	80
	412	1	贈与税、譲渡所得課税概論	J1	後	3		е	81
5. 消費税の実務	501	1	消費稅法概論	J1	後	3		е	82
v. /n 貝(爪の犬術	501	2	消費税法の実務	J1	後	3		е	83
6. 国際税制	601	1	国際税制	J2	後	3		е	84

経営教科

在宮教科			科目名	学年	時期	単位	必修	講義 形態	頁
	101	1	経営管理総論	J1	前	3	•	е	85
	201	1	経営分析総論	J1	前	3	•	е	86
1. 経営学総論	201	2	経営分析総論【ゼミナール】	J1	後	3		L	87
	202	1	財務情報分析(事例分析)	J1	後	3		е	88
	102	1	経営戦略(ビジネスゲーム)【その1】	J1	前	3		L	
	102	2	経営戦略(ビジネスゲーム)【その2】	J1	前	2		L	
	102	3	経営戦略(ビジネスゲーム)【その3】	J1	前	2		L	89
	102	4	経営戦略(ビジネスゲーム)【その4】	J1	前	2		L	
2. 経営戦略	103	1	企業におけるリスク管理	J2	前	2		е	90
	103	2	企業におけるリスク管理【ゼミナール】	J2	後	3		L	91
	104	1	コーポレートガバナンス	J3	前	3		е	92
	105	1	サステナビリティと企業経営	J3	前	3		е	93
	136	1	株式上場実務	J2	後	3		е	94
	301	4	財務デュー・ディリジェンス	J3	前	3		е	95
3. 経営アドバイザ リー理論	302	2	コーポレートファイナンス	J3	前	2		е	96
	302	3	バリュエーション	J3	前	2		е	97
	303	1	事業承継の戦略と実務	J3	後	2		е	98
4. コンピュータ (情報システム)	401	1	ITの基礎知識	J1	前	3		е	99
	402	1	企業におけるIT環境とITに関する保証業務	J2	前	3		е	100
	403	1	ITのリスク評価の概論	J1	後	3	•	е	101
	404	1	情報処理統制	J1	後	3		е	102
	405	1	IT全般統制	J2	前	3		е	103
	406	1	IT全般統制及び情報処理統制の実務演習	J2	後	3		L	104

法規・職業倫理・その他教科

			科目名	学年	時期	単位	必修	講義 形態	頁
1. 金融商品取引法	101	1	金融商品取引法及び証券取引等監視委員会の活動状況等	J1	後	3		е	105
2. 公認会計士法	201	1	公認会計士法	J1	前	3	•	е	106
	301	1	職業倫理【その1】 (職業倫理に関する諸規程の理解)	J1	前	3	•	е	107
	301	2	職業倫理(J1)【ゼミナール】	J1	前	3		L	108
3. 職業倫理	302	1	職業倫理【その2】(精神的独立性の保持)	J2	前	2	•	е	109
	302	2	職業倫理 (J2) 【ゼミナール】	J2	後	3		L	110
	401	1	職業倫理 (J3) 【ゼミナール】	J3	前	3	•	L	111
	402	1	商業登記・不動産登記	J2	後	2		е	112
4. その他	409	1	民法と倒産処理	J2	後	3		е	113
	404	1	不動産評価の方法	J2	後	3		е	114

特別講義

			科目名	学年	時期	単位	必修	講義 形態	頁
	101	1	会長講話	J1	前	2	•	L	115
	103	1	株式の上場制度トピックス	J2	前	2		е	116
1. 特別講義	104	1	会計・監査トピックス	J3	前	3		е	117
	106	1	公認会計士・監査審査会会長講話	J3	前	2	•	е	118
	109	1	データサイエンス基礎	J1	後	3		е	119
	201	1	監査規範	J1	後	3		е	120
	204	1	財務報告の概念フレームワーク	J2	後	3		е	121
2. 会計大学院協会連 携講座	205	1	管理会計総論	J1	後	3		е	122
	206	1	経済学 ミクロ・マクロ (基礎)	J1	前	3	•	е	123
	206	2	経済学 ミクロ・マクロ (応用)	J1	前	3		е	124

科目名	決算実務と	開示【	その1]							
分類コード	会計 134	計 134 学年 J1 時期 前期 必修 - 単位 3									
講義形態	e ラーニン	· ラーニング									

会社法 (第二編 株式会社 第五章 計算等)、会社計算規則、金融商品取引法 (第二章 企業内容等の開示)及び財務諸表等規則における関連規定の確認

金融庁「記述情報の開示の好事例集 2024」の確認

講義内容(指導目的)

- 1. 通常の決算実務及び各制度における開示書類の概要を理解する。《会計・監査》
- 2. 決算作業から株主総会までの日程及び監査・開示手続の概要を理解する。《会計・監査》
- 3. 中期経営計画及び予算策定の実務の概要を理解する。《会計・監査》

キーワード

計算書類、有価証券報告書、非財務情報、会計監査人監査報告書、監査役監査報告書、株主総会、剰余金の処分、決算公告、中期経営計画、業績予想

到達目標

- 1. 期末の決算作業の全体を説明することができる。
- 2. 決算において作成する書類の種類及び監査人による監査の対象であるか否かを説明することができる。
- 3. 会社法に基づき決算確定から株主総会及び決算公告までの手続の流れを説明することができる。
- 4. 中期経営計画と予算策定とはどのようなものか説明することができる。

- · 神田秀樹著「会社法」弘文堂
- ・武田雄治著「『経理の仕組み』で実現する 決算早期化の実務マニュアル〈第3版〉」 中央経済社
- ・金融庁「記述情報の開示の好事例集 2024」(2025 年 3 月 24 日更新)
- ・金融庁金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」(2022 年 12 月 27 日)

科目名	決算実務と	開示【	その2]							
分類コード	会計 134	計 134 学年 J1 時期 前期 必修 - 単位 3									
講義形態	e ラーニン	· ラーニング									

会社計算規則、財務諸表等規則における関連規定の確認

講義内容(指導目的)

- 1. 会社法に基づく開示制度を理解する。≪会計・監査≫
- 2. 会社法に基づく開示書類の種類と記載事項を理解する。《会計・監査》
- 3. 事業報告の記載事項の概要について理解する。《会計・監査》
- 4. 開示制度について、会社法と金融商品取引法との違いを理解する。《会計・監査》

キーワード

計算書類、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、計算書類の 附属明細書、連結計算書類、連結注記表、事業報告、事業報告の附属明細書、事業報告等 と有価証券報告書の一体的開示

到達目標

- 1. 会社法に基づく計算書類作成、計算書類の確定、会計監査人監査、監査役監査、招集通知、株主総会、決算公告までの手続と日程を説明することができる。
- 2. 大会社・上場会社における計算書類の様式、作成方法、記載事項を説明することができる。
- 3. 事業報告の記載事項について説明することができる。
- 4. 会社法に基づく計算関係書類と金融商品取引法に基づく財務諸表等との相違を説明することができる。

参考文献

金融庁・法務省・経済産業省

- ・「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組の支援について」 (2018 年 12 月 28 日)
- ・「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示 FAQ」(2021 年 1 月 18 日)

科目名	決算実務と	開示【	その3]							
分類コード	会計 134	計 134 学年									
講義形態	e ラーニン	ラーニング									

金融商品取引法(第二章 企業内容等の開示)の確認、金融商品取引所ルールの確認

講義内容(指導目的)

- 1. 金融商品取引法に基づく企業内容開示制度の意義、体系を理解する。≪会計・監査≫
- 2. 金融商品取引法に基づく開示書類の種類とその作成意義を理解する。 ≪会計・監査≫
- 3. 各開示書類と公認会計士業務との関係を理解する。《会計・監査》
- 4. 金融商品取引所ルールに基づく開示の意義、実務を理解する。《会計・監査》
- 5. 四半期報告制度の廃止に伴い提出が求められることとなった半期報告書、及び 第1・第3四半期決算短信に関する実務上の留意点を理解する。**≪会計・監査≫**

キーワード

発行開示制度、継続開示制度、有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、決算短信、中間期決算短信、四半期決算短信、非財務情報の開示の充実に向けた取組、臨時報告書、自己株券買付状況報告書、大量保有報告書、訂正報告書、EDINET、公開買付開始公告、公開買付届出書、適時開示制度

到達目標

- 1. 金融商品取引法に基づく発行開示、継続開示制度の概要を説明することができる。
- 2. 有価証券届出書、有価証券報告書、臨時報告書等の記載内容の概要を説明することができる。
- 3. 各開示書類と公認会計士の業務との関係性について説明することができる。
- 4. 金融商品取引所の決算短信、適時開示等の実務を説明することができる。
- 5. 四半期報告制度の廃止に伴い提出が求められることとなった半期報告書、及び 第1・第3四半期決算短信に関する実務上の留意点を説明することができる。

参考文献・参考情報

・日本取引所グループの適時開示制度

https://www.jpx.co.jp/equities/listing/disclosure/

・日本取引所グループの四半期開示の見直し

https://www.jpx.co.jp/equities/improvements/quarterly-disclosure/index.html

日本公認会計士協会の四半期開示制度の見直し

https://jicpa.or.jp/about/activity/activities/assurance_aup/quarterly-disclosure/

科目名	サステナビリ	リティ情報	開示			サステナビリティ情報開示										
分類コード	会計 135	会計 135 学年 J3 時期 後期 必修 - 単位 2														
講義形態	e ラーニンク	ラーニング														

経営105「サステナビリティと企業経営」を受講しておくことが望ましい。

講義内容(指導目的)

- 1. サステナビリティ情報開示の法定開示への取り込みが進む動向を説明する。
- 2. サステナビリティ基準委員会 (SSBJ) が作成する適用基準、一般開示基準及び気候関連基準の概要を 説明する。加えて、主要な開示基準・フレームワークについても SSBJ 基準との関係性や相違点も 紹介する。
- 3. GHG 排出量の算定方法について GHG プロトコルを参照しながら、直接排出量(スコープ 1)、間接 排出量(スコープ 2)の計算方法及びバリューチェーンにおける排出量(スコープ 3)の概要を 説明する。
- 4. その他、気候変動等のサステナビリティ課題が財務諸表に及ぼす影響などの機関投資家の関心が高い事項など、サステナビリティ情報開示について、特に注目を集めているトピックを解説する。

キーワード

SSBJ、ISSB、CSRD、ESRS、SASB、GRI、国際統合報告フレームワーク、企業内容等の開示に関する 内閣府令、マテリアリティ、コネクティビティ、パリ協定、IPCC、ネットゼロ移行、脱炭素経済、 物理的リスク、移行リスク

到達目標

- 1. サステナビリティ情報開示の最新動向を理解する。
- 2. SSBJ が開発したサステナビリティ開示基準の概要を理解する。

- ・サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」
- ・サステナビリティ開示テーマ別基準第1号「一般開示基準」
- ・サステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」

科目名	連結財務諸	車結財務諸表作成の基礎									
分類コード	会計 231										
講義形態	e ラーニン	ラーニング									

該当する以下の会計基準書の通読が望ましい

企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」、会計制度委員会報告第 7 号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」、企業会計審議会「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」、会計制度委員会報告第 8 号「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成に関する実務指針」、企業会計基準第 17 号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」、企業会計基準適用指針第 20 号「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」

講義内容(指導目的)

会社側の立場から、連結財務諸表、連結キャッシュ・フロー計算書及びセグメント情報の 各作成の手順について学習する。

- 1. 連結決算業務には、連結グループ各社からのデータ収集、連結決算処理(数値作成)、 資料作成という3つのステップがあることを理解する。**《会計》**
- 2. 連結決算業務を行う上で必要となる情報を、連結グループ各社から収集するための 統一フォーマットファイルである連結パッケージについて理解する。**《会計》**
- 3. 連結財務諸表作成の流れを理解する。《会計》
- 4. 連結グループ各社個別財務諸表の単純合算、連結上の相殺消去・修正仕訳 (開始仕訳 を含む。) が連結精算表等を利用して行われ、連結財務諸表が作成されることを理解 する。《会計》
- 5. キャッシュ・フロー計算書とは何かについて理解した上で、連結キャッシュ・フロー 計算書の作成手順を習得する(為替換算調整勘定の取り扱いを含む)。**《会計》**
- 6. セグメント情報とは何かについて理解した上で、セグメント情報の開示項目について 習得し、セグメント情報の作成手順を理解する。**≪会計≫**

キーワード

連結決算業務、連結キャッシュ・フロー計算書、セグメント情報

到達目標

- 1. 連結財務諸表の作成の手順について説明することができる。
- 2. 連結キャッシュ・フロー計算書の作成の手順を説明することできる。
- 3. セグメント情報の作成の手順を説明することができる。

- ・飯塚幸子著「図解&設例 連結決算の業務マニュアル」中央経済社
- ・飯塚幸子著「<第2版>初めて学ぶ 連結会計の基礎」税務研究会出版局

科目名	連結財務諸	車結財務諸表(会計処理・セグメント・CF)【その1】									
分類コード	会計 232										
講義形態	e ラーニン	グ									

- ・会計231「連結財務諸表作成の基礎」の受講を完了していることが望ましい。
- ・以下の会計基準書の目次を通読し、講義で取り扱う項目がどの基準に記載されている のかを確認する。

企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」、企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」、監査・保証実務委員会実務指針第56号「親子会社間の会計処理の統一に関する監査上の取扱い」、企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」、移管指針第4号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」、移管指針第5号「株式の間接所有に係る資本連結手続に関する実務指針」、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」、実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」、移管指針第7号「持分法会計に関する実務指針」

講義内容(指導目的)

- 1. 連結財務諸表の作成実務について下記を理解する。《会計》
 - i 全部連結を原則とした上での「連結の範囲から除外すべき子会社」及び「連結の範囲 から除外することができる子会社」
 - ii 子会社の決算日と連結決算日に差異がある場合の対応
 - iii 会計方針の統一に関する考え方と国内子会社及び関連会社並びに在外子会社及び 関連会社が親会社と異なる会計基準で財務諸表を作成している場合の実務対応
 - iv 資本連結手続(のれん及び非支配株主持分の額の決定及び資本連結手続の 論点(みなし取得日、子会社株式の追加取得・子会社株式の売却・子会社の時価 発行増資等の会計処理、間接所有の形態等)
 - v 成果連結手続(連結会社相互間の債権債務の相殺消去・取引高の相殺消去、未実現損益 の消去)
- 2. 持分法の適用に関する下記に関する実務を理解する。≪会計≫
 - i 持分法適用会社の範囲と関連会社の判定基準及び「持分法の範囲から除外する ことのできる会社」
 - ii 持分法適用会社の決算日
 - iii 投資会社及び持分法適用会社の会計処理の統一に関する考え方
 - iv 持分法の会計処理
- 3. 連結財務諸表に係る日本基準及び IFRS の主な相違点を理解する。《会計》

キーワード

連結の範囲、連結決算日、会計方針の統一、資本連結、成果連結、持分法

到達目標

- 1. 連結財務諸表の作成にあたっての連結の範囲、連結決算日、会計方針の統一に関する 考え方を説明することができる。
- 2. 資本連結と成果連結の意義と会計処理を説明することができる。
- 3. 持分法適用会社の範囲、持分法の会計処理を説明することができる。
- 4. 連結財務諸表に係る日本基準及び IFRS 会計基準の主な相違点を説明することができる。

参考文献

・山地範明著「エッセンシャル連結会計(第2版)」中央経済社

科目名	連結財務諸	連結財務諸表(会計処理・セグメント・CF)【その2】									
分類コード	会計 232	計 232 学年 J1 時期 後期 必修 - 単位 3									
講義形態	e ラーニン	ョラーニング									

- ・会計 231「連結財務諸表作成の基礎」の受講を完了していることが望ましい。
- ・以下の会計基準書の目次を通読し、講義で取り扱う項目がどの基準に記載されているのかを確認する。

企業会計審議会「外貨建取引等会計処理基準」、移管指針第2号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」、企業会計基準第17号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」、企業会計基準適用指針第20号「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」、移管指針第6号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」

講義内容(指導目的)

- 1. 連結財務諸表(会計処理・セグメント・CF)【その1】をふまえ、下記の監査上の留意 事項を理解する。**≪監査≫**
 - i 連結の範囲と持分法の適用範囲の検証
 - ii 子会社の決算日と連結決算日に差異がある場合の検証
 - iii 連結グループ会社の会計方針の統一に関する検証
 - iv 個別財務諸表の妥当性の検証
 - v 外貨換算の検証
 - vi 資本連結及び成果連結の検証
- 2. キャッシュ・フロー計算書の概要及び監査上の留意事項を理解する。《会計・監査》
 - i 資金の範囲、表示区分
 - ii 作成方法(直接法・間接法)
 - iii 注記事項
 - iv 連結キャッシュ・フロー計算書と連結損益計算書、連結貸借対照表との整合性の検証(特に 営業キャッシュ・フローと当期純損益の関係)、在外子会社の為替換算調整勘定の調整 v ケーススタディを通じての分析力向上
- 3. セグメント情報の概要及び監査上の留意事項を理解する。≪監査≫
 - i マネジメント・アプローチ
 - ii 事業セグメントの識別
 - iii 報告セグメントの決定・セグメント情報の開示項目、
 - iv 開示すべきセグメント等の網羅性の検証
 - v 開示される利益等の額の検証
 - vi セグメント内・セグメント間取引等の相殺消去の妥当性の検証
 - vii ケーススタディを通じて分析力を高める。
- 4. 連結財務諸表を総括的に吟味する必要性、連結処理等に係る不正事例の確認**≪監査≫**

キーワード

連結の範囲、持分法の適用範囲、資金の範囲、マネジメント・アプローチ、事業セグメント、報告セグメント、営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法(直接法・間接法)

到達目標

- 1. 連結財務諸表に関する監査上の留意事項を説明することができる。
- 2. キャッシュ・フロー計算書の概要と監査上の留意事項を説明することができる。
- 3. セグメント情報の概要と監査上の留意事項を説明することできる。

参考文献

・飯塚幸子著「図解&設例連結キャッシュ・フロー計算書の作成マニュアル」中央経済社

科目名	退職給付会	計								
分類コード	会計 216	計 216 学年 J3 時期 前期 必修 - 単位 3								
講義形態	e ラーニン	グ								

受講の前提として、以下の事前準備を推奨している。

修了考査の退職給付会計に関連する過去の出題問題の内容を確認しておくこと。

会計 233「税金・税効果【その1】【その2】」を履修済みであることが望ましい。

また、受講後に会計 402「国際財務報告基準(固定資産・引当金・法人所得税等)の教材に目を通しておくとより効果的である。

講義内容 (指導目的)

- 1. 退職給付制度の概要を理解する。 《会計》
 - i 退職給付制度の類型(確定給付・確定拠出、非積立・積立)
 - ii 複数事業主制度
- 2. 退職給付に係る会計処理の概要を理解する。《会計》
 - i個別財務諸表及び連結財務諸表における会計処理と相違点
 - ii 退職給付に関する計算基礎の設定及び見直し
 - iii 退職給付制度間の移行等の会計処理
 - iv退職給付会計に係る税務上の取扱い及び税効果会計の適用
- 3. 退職給付に関する開示及び注記事項を理解する。《会計》
- 4. 退職給付会計の監査手続を理解する。≪監査≫
- 5. 退職給付に関する近年の動向を理解する。≪会計≫
- 6. 退職給付会計に係る日本基準及びIFRSの主な相違点を理解する。≪会計≫

キーワード

確定給付制度、確定拠出制度、退職給付引当金、退職給付債務、給付算定式基準、期間 定額基準、年金資産、退職給付信託、数理計算上の差異、過去勤務費用、簡便法、退職 給付に係る負債、退職給付に係る調整額、退職給付制度間の移行等

到達目標

- 1. 退職給付制度の概要を説明できる。
- 2. 個別財務諸表と連結財務諸表における退職給付の会計処理と相違点を説明できる。
- 3. 退職給付に関する開示及び注記事項を説明できる。
- 4. 退職給付引当金に関する監査手続を実施できる。
- 5. 退職給付に関する近年の動向を説明できる。
- 6. 退職給付会計に係る日本基準及び IFRS 会計基準の主な相違点を説明できる。

- ・有限責任監査法人トーマツ編「退職給付会計の経理入門(第2版)」中央経済社
- ・EY 新日本有限責任監査法人編「Q&A 退職給付の会計実務(現場の疑問に答える会計 シリーズ)」中央経済社
- ・井上雅彦著「退職給付会計実務の手引き:期中及び決算の実務一巡・数理計算・退職 給付制度(第2版) | 税務経理協会
- ・PwC あらた有限責任監査法人(現: PwC Japan 有限責任監査法人)編「退職給付会計の実務マニュアル:基本・応用・IFRS 対応(第2版)」中央経済社

科目名	税金・税效	税金・税効果【その1】								
分類コード	会計 233	計 233 学年 J2 時期 前期 必修 - 単位 3								
講義形態	e ラーニン	e ラーニング								

受講の前提として、修了考査の税効果会計に関連する過去の出題問題の内容を確認する 事前準備を推奨する。なお、税金・税効果に関係する会計基準等は以下のとおりである。

企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」、企業会計基準第28号 「税効果会計に係る会計基準」及び「税効果会計に係る会計基準」の一部改正、企業会計基準 適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」、企業会計基準適用指針第26号 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」、補足文書「2025年3月期決算における令和 7年度税制改正において創設される予定の防衛特別法人税の税効果会計の取扱いについて」

講義内容(指導目的)

- 1. 税金計算に関する実務を理解する。≪会計・監査≫
 - (1)法人税、地方法人税、住民税、事業税及び特別法人事業税の計算
 - (2) 未払法人税等に関する監査実務
- 2. 税効果会計に関する理論を理解する。《会計》
 - (1)企業会計上の利益と税務会計上の課税所得の差異並びに税効果会計の必要性
 - (2) 税効果会計の方法(繰延法、資産負債法)と相違点
- 3. 個別財務諸表における税効果会計の会計処理並びに対応する監査手続及び監査実務上の 留意点を理解する。**≪会計・監査≫**
 - (1)個別財務諸表における税効果会計の対象となる税金の種類
 - (2)一時差異等の発生要因
 - (3) 繰延税金資産及び繰延税金負債の計上並びにそれらの計算に用いる税法及び税率
 - (4) 法定実効税率の算定方法
 - (5) 繰延税金資産の回収可能性の判断に関する手順

キーワード

法人税、地方法人税、住民税、事業税、特別法人事業税、繰延法、資産負債法、一時差異等、将来減算一時差異、将来加算一時差異、法定実効税率、防衛特別法人税、繰延税金資産の回収可能性、スケジューリング、一時差異等加減算前課税所得、グローバル・ミニマム課税制度

到達目標

- 1. 税金計算に関する実務を理解する。
- 2. 税効果会計に関する理論及び実務を理解する。
- 3. 税金・税効果会計に関連した監査手続及び監査実務上の留意点を理解する。

- ・税効果会計の実務ガイドブック 基本・応用・IFRS 対応 PwC あらた有限責任監査法人 中央経済社
- ・あずさ監査法人編「徹底解説 税効果会計の実務〈第2版〉」中央経済社

科目名	税金・税效	果【その	カ2】							
分類コード	会計 233	計 233 学年 J2 時期 前期 必修 - 単位 3								
講義形態	e ラーニン	e ラーニング								

受講後に税務 211「法人税法(グループ法人税制・グループ通算制度)【その1】【その2】」を受講すると効果的である。税金・税効果に関係する会計基準等は以下のとおりである。企業会計基準適用指針第 28 号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」、企業会計基準適用指針第 26 号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」、企業会計基準第 28 号「税効果会計に係る会計基準」及び「税効果会計に係る会計基準」の一部改正、実務対応報告第 42 号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」

講義内容(指導目的)

- 1. 繰延税金資産の回収可能性の判断を理解する。≪会計・監査≫
 - (1) 将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の回収可能性の 判断の内容の理解
 - (2) 監査人の立場から、経営者による会計上の見積りの妥当性の検証に必要となる監査手続
- 2. 連結財務諸表における税効果会計の特徴及び実務上の留意点を理解する。《会計・監査》
 - ① 連結財務諸表固有の一時差異の発生要因(たとえば、子会社に対する投資に係る一時差異、連結会社間における債権債務の相殺に伴う貸倒引当金の調整に係る取扱い、未実現損益の消去)の理解~特に未実現利益の消去に係る税効果には日本の会計基準では例外的に繰延法が適用される。
 - ② 連結税効果に関連した監査手続及び監査上の留意点を理解する。
- 税効果会計に関する財務諸表表示と注記事項を理解する。《会計》
 - ① 同一納税主体における繰延税金資産及び繰延税金負債の相殺表示
 - ② 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳及び税務上の 繰越欠損金が重要な場合について求められている開示内容
- 4. 特殊な税効果会計≪会計≫
 - (1) グループ法人税制
 - (2) グループ通算制度
- 5. 税効果会計に係る日本基準と IFRS 会計基準の主な相違点を理解する。**《会計》**

キーワード

企業の分類に応じた繰延税金資産の回収可能性、タックス・プランニング、一時差異等加減算前課税所得、スケジューリング、解消見込年度が長期にわたる将来減算一時差異、評価性引当額、税率差異、連結財務諸表固有の一時差異、納税主体、繰延税金資産及び繰延税金負債の相殺表示、グループ通算制度、Probable (More likely than not)

到達目標

- 1. 繰延税金資産の計上に際して、経営者による会計上の見積りとその判断の内容を 説明できる。
- 2. 繰延税金資産の回収可能性に関する企業の判断を検証するために必要となる監査手続を説明できる。
- 3. 連結財務諸表固有の一時差異の発生要因とその会計処理を説明できる。
- 4. 繰延税金資産及び繰延税金負債の表示方法並びに税率差異を含む開示内容の特徴を 説明できる。

- ・税効果会計の実務ガイドブック 基本・応用・IFRS 対応 PwC あらた有限責任監査法人 中央経済社
- ・税効果会計における「税率差異」の実務〈第3版〉中島努(著),中島 礼子(著)中央経済グループパブリッシング

科目名	純資産の部	純資産の部・包括利益・過年度遡及								
分類コード	会計 234	計 234 学年 J1 時期 後期 必修 - 単位 3								
講義形態	e ラーニン	ョラーニング								

「株主資本等変動計算書」、「包括利益計算書」の記載項目、「1 株当たり情報」の開示、及び「会計方針の変更」等の注記情報を確認しておくと講義の理解が進みやすい。 受講後は、会計 402「国際財務報告基準(表示及び開示)」を受講すると効果的である。 また、以下、関連する基準等を通読しておくことが望ましい。

- ・貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準、同適用指針
- 株主資本等変動計算書に関する会計基準、同適用指針、
- ・自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準、同適用指針
- ・1株当たり当期純利益に関する会計基準、同適用指針
- ・包括利益の表示に関する会計基準
- ・会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準、同適用指針
- ・正当な理由による会計方針の変更等に関する監査上の取扱い
- ・その他資本剰余金の処分による配当を受けた株主の会計処理

講義内容(指導目的)

- 1. 純資産の部に含まれる表示科目及び項目を理解する。≪会計≫
- 2. 1株当たり情報の開示内容及び計算方法を理解する。《会計》
- 3. 純資産に係る実証手続の立案及び実施方法を理解する。《監査》
- 4. 包括利益の表示及び留意事項を理解する。《会計》
- 5. 会計上の変更(会計方針の変更、表示方法の変更、会計上の見積りの変更)及び過去の誤謬の訂正に関する開示例並びに実務上の留意点を理解する。**≪会計≫**
- 6. 純資産の部・包括利益・過年度遡及に係る日本基準と IFRS 会計基準の主な相違点を理解する。《会計》
- 7. 組替調整を理解する。 《会計》

キーワード

分配可能額、1株当たり純資産、1株当たり当期純利益又は当期純損失、希薄化効果、潜在株式調整後1株当たり当期純利益、ROE、PBR、PER、包括利益、その他の包括利益、遡及適用、財務諸表の組替え、修正再表示、会計方針の変更、表示方法の変更、会計上の見積りの変更、過去の誤謬の訂正

到達目標

- 1. 純資産の部に関する実務上の留意点を説明できる。
- 2. 包括利益に関する実務上の留意点を説明できる。
- 3. 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する実務上の留意点を説明できる。
- 4. 純資産の部・包括利益・過年度遡及に係る日本基準と IFRS 会計基準の主な相違点を 説明できる。

- ・EY新日本有限責任監査法人編「Q&A純資産の会計実務 (現場の疑問に答える会計 シリーズ)」中央経済社
- ・嶋矢剛著「包括利益計算書における「組替調整」の実務(第2版)」中央経済社

科目名	収益認識								
分類コード	会計 235	学年	J1	時期	前期	必修	_	単位	3
講義形態	e ラーニン	グ							

収益認識に関する会計基準(企業会計基準第29号)及び収益認識に関する会計基準の 適用指針(企業会計基準適用指針第30号)を通読しておくことが望ましい。

講義内容(指導目的)

- 1. 収益認識に関する会計基準(会計処理)を習得する。**《会計・監査》** 収益認識会計基準適用時に会社が行う判断の多くは、販売関連の監査の対象となる。その観点から、会計・監査上の着眼点となるような会計基準の諸項目について、適用指針の設例を交えて確認する。また、適用指針の「特定の状況又は取引における取扱い」及び IFRS 第 15 号顧客との契約から生じる収益との GAAP 差異等についても、会計及び監査上の観点から整理して学習する。
- 2. 収益認識に関する会計基準(開示)を習得する。《会計・監査》 収益認識会計基準が要求する開示について学習する。具体的には会計基準が定める勘 定科目及び注記事項(重要な会計方針の注記、収益認識関係の注記)について、会 計基準が要求する内容を理解し、開示及び注記事項の作成や、監査業務に必要な知識 を習得する。
- 3. 貿易取引の仕組みと輸出取引における収益認識会計基準の適用を理解するととも に監査業務に必要な知識を習得する。**《会計・監査》**

キーワード

収益認識基準、顧客との契約、履行義務、取引価格の算定及び配分、履行義務の充足、変動対価、IFRS 第 15 号との GAAP 差異、契約資産、債権、契約負債、収益認識に関する注記、インコタームズ、貿易取引条件: FOB・CIF・CFR

到達目標

- 1. 収益認識会計基準の適用(会計処理)における会社の判断について、監査を行うことができる。
- 2. 収益認識会計基準の適用(開示)における会社の判断について、監査を行うことができる。
- 3. 貿易取引(主に輸出取引。)の実務について、会計及び監査上の着眼点を整理することができる。
- 4. 収益認識基準に係る日本基準と IFRS 会計基準の主な相違点を説明することができる。

- ・PwC あらた有限責任監査法人「収益認識の会計実務〈改訂版〉」中央経済社
- ・太田達也 著 「収益認識会計基準と税務完全解説(改訂版)」税務研究会出版局
- ・EY 新日本有限責任監査法人「収益認識の会計入門(第2版)」中央経済社

科目名	金融商品	金融商品【その1】								
分類コード	会計 236	計 236 学年 J1 時期 前期 必修 - 単位 3								
講義形態	e ラーニン									

該当する以下の会計基準書の通読が望ましい。

企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」、移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」、移管指針第12号「金融商品会計に関するQ&A」、企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」

講義内容(指導目的)

- 1. 金融商品の範囲と発生・消滅の会計処理を理解する。≪会計≫
 - 金融商品会計基準は、金融商品に関する会計処理上の取扱いとして、主に、金融商品の範囲、それらの発生及び消滅の認識、評価方法、ヘッジ会計等を定めている。ここでは、金融商品である金融資産及び金融負債の範囲を把握し、時価の定義の説明、金融商品ごとの具体的な時価評価を理解する。また、金融資産及び金融負債の発生及び消滅の認識について、有価証券の売買契約を例に説明を行う。
- 2. 金融資産及び金融負債の貸借対照表価額等を理解する。《会計》 金融商品の貸借対照表価額は、金融商品の特性ごとに評価方法が定められている。 ここでは、金融商品ごとの特性に着目しながら債権、有価証券、金銭の信託、金銭 債務、その他の金融資産及び金融負債(任意組合等出資、建設協力金・敷金)の 時価及びそれらに関連する会計処理について理解する。
- 3. ケーススタディ:有価証券のクロス取引に関する監査判断を検討する。《会計・監査》 有価証券の特殊な取引事例として、益出しクロスを題材に、会計処理、監査判断を 検討する。金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転するかどうかという論点 の判断事例である。過年度の減損処理の影響も含んでおり、会計処理の実践的思考を 事例に基づき養うことを目的としている。
- 4. 金融商品会計における日本基準と IFRS 会計基準の主な相違点を理解する《会計》

キーワード

金融資産及び金融負債、発生及び消滅の認識、契約上の権利及び義務、クロス取引、 貸倒実績率法、キャッシュ・フロー見積法、財務内容評価法、純資産直入法、償却原価法 組替調整

到達目標

- 1. 金融商品の発生及び消滅の認識、貸借対照表価額に関する会計処理を判断できる。
- 2. 金融商品の時価の適用、減損、建設協力金等、特有の会計処理を説明することができる。
- 3. 金融商品の会計処理に関する監査上の実質的判断について、論拠をもって示すことができる。

- ・EY新日本有限責任監査法人「Q&A 金融商品の会計実務(第2版)」中央経済社
- ・有限責任あずさ監査法人「金融商品会計の実務(第4版)」中央経済社

科目名	金融商品	金融商品【その2】								
分類コード	会計 236	計 236 学年 J1 時期 前期 必修 - 単位 3								
講義形態	e ラーニン	グ								

該当する以下の会計基準書の通読が望ましい。

企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」、移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」、移管指針第 12 号「金融商品会計に関するQ&A」、企業会計基準 第 30 号「時価の算定に関する会計基準」、企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」、企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」、企業会計基準適用指針第 12 号「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」、企業会計基準適用指針第 17 号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」、企業会計審議会「外貨建取引等会計処理基準」、移管指針第 2 号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」、実務対応報告第 11 号「外貨建転換社債型新株予約権付社債の発行者側の会計処理に関する実務上の取扱い」

講義内容(指導目的)

- 1. デリバティブ及びヘッジ会計等の会計処理を理解する。《会計》 デリバティブ取引の類型、取引種類、取引内容を把握し、金融資産負債の契約上の権利 義務関係を整理する基礎を養うとともに、デリバティブ取引の発生及び消滅の認識、 貸借対照表価額等を理解する。また、ヘッジ会計の要件及び会計処理を理解する。 複合金融商品についても、その特性及び会計処理について理解する。
- 2. 外貨建取引の会計処理について理解する。《会計》 外貨建金銭債権債務は為替相場変動にさらされることから、リスク管理・財務管理の 側面から外貨建取引についてヘッジ関係が構築されていることを前提に、外貨建取引 に係るヘッジ会計の会計処理について理解する。また、外貨建有価証券の換算に 係る会計処理、在外支店及び在外子会社の財務諸表の換算方法を理解する。
- 3. 複合金融商品及びヘッジ会計について、ケーススタディを基に理解する。**《会計・監査》** デリバティブ及びヘッジ会計の事例から、会計処理、監査上の判断についての応用力を養う。
- 4. 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の改正について把握する。**《会計》** 時価の定義、評価技法、インプットのレベル等の新しい考え方を習得する。投資信託 財産が金融商品、不動産それぞれの場合における取り扱いを理解する。
- 5. 外貨建取引処理における日本基準と IFRS との主な相違点を理解する。《会計》

キーワード

デリバティブ、先物取引、先渡取引、オプション取引、スワップ取引、ヘッジ会計、ヘッジ 対象、ヘッジ手段、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、金利スワップの特例処理、振当処理

到達目標

- 1. デリバティブの特性を把握し、会計処理に必要な権利義務関係の整理ができる。
- 2. ヘッジを含む外貨建取引の期末評価について、所定の会計処理を説明することができる。
- 3. ヘッジ会計の要件である管理方針等に対し、監査上必要な検討を行うことができる。
- 4. 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の改正について、その取扱いを説明することができる。

- ・EY新日本有限責任監査法人「Q&A 金融商品の会計実務(第2版)」中央経済社
- ・有限責任あずさ監査法人「金融商品会計の実務(第4版)」中央経済社

科目名	会社の設立	会社の設立実務、業務と組織・諸規程								
分類コード	会計 301	計 301 学年 J1 時期 前期 必修 - 単位 3								
講義形態	e ラーニン	e ラーニング								

該当する法令、会計基準書の通読が望ましい。

「会社法(第二編 株式会社 第一章 設立)」、「商業登記法」

講義内容(指導目的)

1. 会社の設立実務及び諸手続を理解する。《会計・監査》

株式会社の設立の流れを理解したうえで、変態設立事項と事後設立、子会社の設立、合弁会社の設立、持株会社の設立、会社分割制度における各手続を把握する。また、株式会社と合同会社の異同点を理解する。さらに、株式会社の設立に関係する公認会計士業務には、金融商品取引法・会社法による監査業務、会計業務・経営助言業務、代理人としての登記申請手続があることを理解する。

2. 会社の業務と組織・諸規程を理解する。《会計・監査》

一般的な会社組織と各組織における業務がどのように流れているかを理解する。 また、監査遂行に関わる会社の組織及び業務の流れの検討目的と検討時期、それらに 対する一般的な監査手続を把握する。さらに、企業における経営管理の仕組みを 明文化した諸規程の種類及び内容を把握し、内部統制監査など公認会計士業務との 関わりを明確化する。

キーワード

発起人、定款、機関設計、登記、登録免許税、ファストトラック化、スーパー・ファストトラック・オプション、発起設立、募集設立、変態設立事項、事後設立、株式会社と合同会社の異同、組織形態、業務の流れ、初度監査、継続監査、規程、公認会計士業務

到達目標

- 1. 株式会社の設立の流れ、手続及び一般的な論点を説明できる。
- 2. 株式会社と合同会社の異同点を説明できる。
- 3. 株式会社の設立と公認会計士業務との関連を説明できる。
- 4. 一般的な会社組織と各組織における業務の流れを説明できる。
- 5. 会社を経営管理していく上で必要とされる会社内の諸制度及び諸規程に関する一般的知識を得る。
- 6. 監査業務を遂行する上で必要となる会社の組織及び業務の流れに関する検討事項を 把握できる。

参考文献・参考情報

- ・ぎょうせい「会計税務マニュアルシリーズ/「設立・解散」
- ・ 法 務 省 | 会 社 の 設 立 登 記 の フ ァ ス ト ト ラ ッ ク 化 を 開 始 (moj.go.jp):

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00110.html

・日本公証人連合会 | 電子定款認証と設立登記のオンライン同時申請制度の開始:

https://www.koshonin.gr.jp/news/nikkoren/20210215-2.html

科目名	国際財務報	告基準の	の概要							
分類コード	会計 431									
講義形態	e ラーニン	e ラーニング								

最低限、日本の会計基準に関する知識を有していること。

講義内容(指導目的)

- 1. 本コースでは、IFRS 会計基準の設定の仕組みや IFRS 会計基準の体系を説明し、さらに、IFRS 会計基準を理解するために必要となる基礎原則やコアとなる考え方を解説する。 基本的考え方を理解することが、実務で遭遇する様々な問題を判断する際の基礎となるので、基本を正確に理化することは重要である。
- 2. IFRS 会計基準は、世界の 2 大基準の1つであり、日本基準を適用する企業の監査に おいても IFRS 会計基準の知識が必要であることを解説する。
- 3. IFRS 会計基準 の各規定の構成(目的、範囲、認識、測定、表示及び開示)、さらに、アプリケーション・ガイダンス(適用指針)とインプルメンテーション・ガイダンス(適用ガイダンス)の異動を解説する。
- 4. また、IFRS 会計基準の中から収益認識、リース、確定給付建年金、固定資産及び財務 諸表における表示及び開示を取り上げ、これらの内容について解説する。収益認識 及びリースを扱う IFRS では、それらの基準が明確にしようとしている収益認識のタイミング及びリースの借手がリース取引を資産及び負債としてオンバランスするため に採用されている原則や概念を解説する。確定給付年金は、難解な基準なので、その内容を丁寧に解説する。さらに、どの企業の監査でも必要となる固定資産会計(資産の減損を含む)についても詳しく解説する。さらに、2024年4月に公表された IFRS 第18号「財務諸表における表示及び開示」(従来は IAS 第1号「財務諸表の表示」)は、財務諸表の表示や注記などに関する考え方が改訂されたので、その内容についても解説する。
- 5. IFRS 会計基準を理解するために必要な概念(「原則ベース(原則主義)」、「資産負債 アプローチ」、「その他の包括利益の役割」、「のれんの償却を巡る議論」及び「公正 価値の定義」など)を解説する。
- 6. 各 IFRS の解説では、日本基準との主要な差異についても解説する。
- 7. さらに、サステナビリティに関する情報開示の重要性が増大していることから、 サステナビリティ開示基準を作成している国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) の活動状況についても簡単に触れる。

キーワード

IFRS 財団、IFRS、IASB、IFRS IC、IFRIC、ISSB、IFRS サステナビリティ開示基準、原則主義の IFRS、資産負債アプローチ、包括利益、その他の包括利益、組替調整(リサイクリング)、純損益(当期純利益)、のれんの償却・非償却、会計方針の変更と会計上の見積りの変更、公正価値、実効金利、概念フレームワーク、財務諸表の構成要素(資産、負債、持分、収益及び費用)の定義、履行義務、履行義務の充足、取引価格、契約資産、契約負債、使用権資産、リース負債、制度資産、予測単位積増方式、当期勤務費用、確定給付負債の純額に係る利息純額、確定給付負債の純額の再測定、有用な体系化された要約、基本財務諸表、経営者が定義した業績指標

到達目標

講義内容(指導目的)で掲げた内容が全て理解できるようになることを目標とする。

- ・あずさ監査法人 IFRS アドバイザリー室「すらすら図解 新・IFRS のしくみ」中央経済社
- ・山田辰己・あずさ監査法人「論点で学ぶ国際財務報告基準 (IFRS)」 新世社
- ・山田辰己「IFRS の本質 第 I 巻(改訂版)」「第 II 巻(改訂版)」「第 III 巻) 税務経理協会

科目名	国際財務報	国際財務報告基準(固定資産・引当金・法人所得税等)								
分類コード	会計 402	計 402 学年 J2 時期 後期 必修 - 単位 2								
講義形態	e ラーニン	e ラーニング								

- ・会計431「国際財務報告基準の概要」の受講を完了していることが望ましい。
- ・該当する以下の IFRS 会計基準各号の基準書本文の通読が望ましい。

IAS 第 2 号「棚卸資産」、IAS 第 16 号「有形固定資産」、IAS 第 38 号「無形資産」、IAS 第 36 号「資産の減損」、IFRS 第 16 号「リース」、第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」、IFRIC 解釈指針第 21 号「賦課金」、IAS 第 19 号「従業員給付」、IFRIC 第 14 号「確定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係」、IAS 第 12 号「法人所得税」、IFRIC 解釈指針第 23 号「法人所得税の税務処理に関する不確実性」

・監査 303「購買・棚卸資産・原価計算」及び監査 334「固定資産」並びに会計 233 「税金・税効果」、会計 216「退職給付会計」の受講完了が望ましい。

講義内容(指導目的)

- 1. 国際財務報告基準 (IFRS 会計基準) の該当する以下の個別基準の概要と主要論点 及び日本基準と IFRS 会計基準との重要な基準差異に関する基礎的な知識、並びに、 IFRS 会計基準を適用する際の実務上の留意点を習得する。**《会計》**
 - · IAS 第 2 号「棚卸資産」
 - · IAS 第 16 号「有形固定資産」
 - · IAS 第 38 号 「無形資産」
 - · IAS 第 36 号「資産の減損」
 - IFRS 第 16 号「リース」
 - ・ 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」、IFRIC 解釈指針第 21 号「賦課金」
 - ・ IAS 第 19 号「従業員給付」、IFRIC 第 14 号「確定給付資産の上限、最低積立要件 及びそれらの相互関係」
 - ・ IAS 第 12 号「法人所得税」、IFRIC 解釈指針第 23 号「法人所得税の税務処理に関する 不確実性」
- 2. 日本基準と IFRS 会計基準の重要な差異について、その背景も含めて理解する。≪会計≫
- 3. 各基準に係る個別論点について理解する。《会計》
- 4.IFRS を適用する際の実務上の留意点を習得する。≪会計≫

キーワード

減価償却(原価モデルと再評価モデル)、識別可能性、開発局面支出の資産計上、契約がリースに該当する要件、リース資産(使用権資産)、リース負債、リース期間、リースの計算利子率、短期リース、少額資産リース、正味実現可能価額、正常生産能力、資金生成単位、減損の兆候、回収可能価額、将来キャッシュ・フローの見積り、減損損失の戻入れ、引当金、法的又は推定的義務、可能性が高い、最善の見積り(最頻値法、期待値法)、賦課金、資産負債法、繰延税金資産の回収可能性、法人所得税の税務処理に関する不確実性、退職後給付、短期従業員給付(年次有給休暇)、確定給付負債(資産)、制度資産、割引率、勤務費用、利息純額、確定給付負債(資産)の純額の再測定(数理計算上の差異、その他の包括利益、リサイクルの禁止)、最低積立要件、資産上限額(アセット・シーリング)

到達目標

- 1. 通常発生する可能性の高い一般的な取引について、IFRS 会計基準を適用した場合の会計処理を行うことができる。
- 2. IFRS 会計基準の主要な会計処理について、IFRS 基準書に沿って説明することができる。
- 3. 日本基準と IFRS 会計基準の重要な差異について、説明することができる。

参考文献

・EY 新日本有限責任監査法人「国際会計の実務 International GAAP2022」(第一法規)

科目名	国際財務報	告基準	(連結	・持分法	• 企業約	洁合)										
分類コード	会計 402	計 402 学年 J2 時期 後期 必修 - 単位 2														
講義形態	e ラーニン	グ							・ラーニング							

・会計 431「国際財務報告基準の概要」の受講を完了していることが望ましい。

該当する IFRS 会計基準各号の基準書本文の通読

IFRS 会計基準第10号「連結財務諸表」、第11号「共同支配の取決め」、IAS 第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」、IFRS 第3号「企業結合」

講義内容(指導目的)

国際財務報告基準 (IFRS 会計基準) の主要な個別基準の概要及び日本基準と IFRS 会計基準との重要な基準差異に関する基礎的な知識、並びに、IFRS 会計基準を適用する際の実務上の留意点を習得する。《会計》

- 1. IFRS 会計基準第 10 号「連結財務諸表」、第 11 号「共同支配の取決め」、IAS 第 28 号 「関連会社及び共同支配企業に対する投資」(持分法)、IFRS 第 3 号「企業結合」の 概要及び以下の主要論点について理解する。
 - (1) 連結の範囲、共同支配事業の範囲、持分法の適用範囲
 - (2) 連結財務諸表の作成手続(資本連結、成果連結など)
 - (3) 非支配持分の2つの算定方法
 - (4) 共同支配事業の会計処理
 - (5) 共同支配企業及び関連会社の会計処理(持分法)
 - (6) 支配喪失時の会計処理
 - (7) 企業結合の会計処理
- 2. 日本基準と IFRS 会計基準の重要な差異について、その背景も含めて理解する。
- 3. 各基準に係る個別論点について理解する。
- 4. IFRS 会計基準を適用する際の実務上の留意点を習得する。

キーワード

連結の範囲、支配(パワー、リターン、パワーとリターンの関連)、決算日の統一、会計方針の統一、非支配持分の算定、支配の喪失を伴わない子会社に対する持分比率の増減、支配の喪失、共同支配事業、共同支配企業、持分法、関連会社の範囲、重要な影響力、取得法、識別可能な取得資産及び引受負債、のれん(全部のれんアプローチ、購入のれんアプローチ)、割安購入に係る利得(負ののれん発生益)、のれんの非償却、非支配持分、条件付対価

到達目標

- 1. 通常発生する可能性の高い一般的な取引について、IFRS 会計基準を適用した場合の会計処理を行うことができる。
- 2. IFRS 会計基準の主要な会計処理について、IFRS 会計基準基準書に沿って説明することができる。
- 3. 日本基準と IFRS 会計基準の重要な差異について、説明することができる。

参考文献

・EY 新日本有限責任監査法人「国際会計の実務 International GAAP2022」(第一法規)

科目名	国際財務報	国際財務報告基準(金融商品)									
分類コード	会計 402	会計 402 学年 J2 時期 後期 必修 - 単位 2									
講義形態	e ラーニン	e ラーニング									

- ・会計 431「国際財務報告基準の概要」の受講を完了していることが望ましい
- ・該当する以下の IFRS 各号の基準書本文の通読が望ましい

IFRS 第9号「金融商品」、IFRS 第13号「公正価値測定」、IAS 第32号「金融商品:表示」

講義内容(指導目的)

国際財務報告基準 (IFRS) の主要な個別基準の概要及び日本基準と IFRS との重要な基準 差異に関する基礎的な知識、並びに、IFRS を適用する際の実務上の留意点を習得する。《会計》

- 1. IFRS 第9号「金融商品」IAS 第32号「金融商品:表示」の概要及び以下の主要論点 について理解する。
 - (1) 認識及び認識の中止
 - (2) 分類と測定
 - (3) 減損
 - (4) ヘッジ会計公正価値の評価技法
- 2. 日本基準と IFRS の重要な差異について、その背景も含めて理解する。
- 3. 各基準に係る個別論点について理解する。
- 4. IFRS 会計基準を適用する際の実務上の留意点を習得する。

キーワード

当初認識、認識の中止、継続的関与、事業モデル・テスト、契約上のキャッシュ・フローの特性テスト、償却原価、公正価値(FVTPL、FVOCI)、予想信用損失モデル、公正価値ヒエラルキー、負債及び資本、条件付決済条項、金融資産と金融負債の相殺

到達目標

- 1. 通常発生する可能性の高い一般的な取引について、IFRS を適用した場合の会計処理を 行うことができる。
- 2. IFRS の主要な会計処理について、IFRS 基準書に沿って説明することができる。
- 3. 日本基準と IFRS の重要な差異について、説明することができる。

参考文献

- ・EY 新日本有限責任監査法人「国際会計の実務 International GAAP2022」(第一法規)
- ・日本基準と国際財務報告基準(IFRS) の比較(EY Japan の Web サイト:

https://www.ey.com/content/dam/ey-unified-site/ey-com/ja-jp/technical/ifrs/ifrs-insights/2025/documents/ey-japan-ifrs-jgaap-comparison-v9.pdf

科目名	国際財務報	国際財務報告基準 (表示及び開示)								
分類コード	会計 402	会計 402 学年 J2 時期 後期 必修 - 単位 2								
講義形態	e ラーニン	e ラーニング								

- ・会計 431「国際財務報告基準の概要」の受講を完了していることが望ましい
- ・該当する以下の IFRS 各号の基準書の通読が望ましい

IAS 第1号「財務諸表の表示」

IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」

IFRS 第 1 号「初度適用」

講義内容(指導目的)

国際財務報告基準 (IFRS 会計基準) のうち IAS 第1号「財務諸表の表示」から IFRS 第18号 「財務諸表における表示及び開示」への変更点や IFRS 第1号「初度適用」の概要及び、日本基準と IFRS 会計基準との主要な表示及び開示内容とその差異に関する基礎的な知識、並びに、IFRS 会計基準を適用する際の実務上の留意点を習得する。

- 1. IAS 第1号「財務諸表の表示」の概要及び以下の構成及び内容について理解する。《会計》
 - (1) 財政狀熊計算書
 - (2) 純損益及びその他の包括利益計算書
 - (3) 持分変動計算書
 - (4) キャッシュ・フロー計算書
 - (5) 注記
- 2. 定性的 (会計方針に関する開示等)・定量的 (主要な会計領域:有形固定資産・引当金・リース (借手)・退職給付 (確定給付制度)・法人所得税・金融商品・収益認識等) 両面から、IFRS 会計基準における主要な開示項目と内容を理解する。≪会計≫
- 3. IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」の以下を中心とした新たな要求事項 について理解する。**≪会計≫**
 - (1) 損益計算書に合計及び小計並びに新しい区分を要求
 - (2) 経営者が定義した業績指標 (MPM) に関する開示
 - (3) 集約と分解に関するガイダンス
- 4. IFRS 第1号「初度適用」の概要と留意点について理解する。 **《会計》**
- 5. 日本基準と IFRS 会計基準の主要な表示及び開示内容の差異について理解する。《会計》

キーワード

財務諸表の表示、完全な1組の財務諸表、継続企業、重要性と集約、相殺、会計方針の変更・ 遡及的修正再表示・組替、表示の継続性、財務諸表の特定、財政状態計算書、純損益及び その他の包括利益計算書、持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、注記、比較情報、 流動資産・非流動資産、流動負債・非流動負債、正常営業循環期間、異常項目、当期の 純損益、組替調整額、会計方針に関する開示(重要性がある会計方針)、見積りの不確実性 及び見積りの変更の開示、IFRS 会計基準と日本基準の表示及び開示の差異、初度適用、 遡及適用、調整表

到達目標

- 1. IFRS 会計基準に基づく財務諸表の表示及び開示について、説明することができる。
- 2. IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」の要求事項と従来からの変更点について、説明することができる。
- 3. 通常発生する可能性の高い主要な会計領域について、IFRS 会計基準を適用した場合の表示及び開示(注記)項目とその内容を説明することができる。
- 4. IFRS 初度適用の概要及び留意点について、説明することができる。
- 5. 日本基準と IFRS 会計基準の重要な表示及び開示内容の差異について、説明することができる。

参考文献

- ・EY 新日本有限責任監査法人「国際会計の実務 International GAAP2022」(第一法規)
- Applying IFRS: IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」2025 年 7 月更新版 (EY Japan の Web サイト):

 $\frac{\text{https://www.ey.com/ja_jp/technical/ifrs/ifrs-insights/2025/ifrs-applying-ifrs-2025-09-17}$

• IFRS 連結財務諸表記載例 2025 年版

(EY Japan の Web サイト):

 $\underline{\text{https://www.ey.com/ja_jp/technical/ifrs/ifrs-insights/2024/ifrs-others-other-consolidated-financial-statements-2025}$

・日本基準と国際財務報告基準 (IFRS) の比較

(EY Japan の Web サイト):

https://www.ey.com/content/dam/ey-unified-site/ey-com/ja-

 $\underline{jp/technical/ifrs/ifrs-insights/2025/documents/ey-japan-ifrs-jgaap-comparison-}\underline{v9.\,pdf}$

科目名	国際財務報告基準の実務									
分類コード	会計 433	会計 433 学年 J3 時期 前期 必修 - 単位 3								
講義形態	e ラーニン	e ラーニング								

会計 431「国際財務報告基準の概要」の受講完了が望ましい

講義内容(指導目的)

1. 国際財務報告解釈指針委員会(IFRIC)による基準設定アジェンダ決定のデュープロセスと 位置づけを理解する。≪会計≫

国際財務報告解釈指針委員会(IFRIC)は、実務における IFRS 会計基準適用に関する質問に対応するデュープロセスを公表しており、当該質問を基準設定アジェンダに追加することで、IASB に対して現行基準の改訂を提案する、あるいは自ら解釈指針の作成を行うとしている。こうした基準設定アジェンダ決定のデュープロセスを把握し、IFRS 会計基準における実務上の課題や今後の方向性を検討する。

- 2. IFRS 会計基準適用に伴う実務上の論点を具体的に検討する。《会計》
 IAS 第 36 号「資産の減損」における実務上の論点としては、小売業における資金生成単位(CGU)の識別、のれんの減損テストの実施と資金生成単位(CGU)、使用権資産の減損テスト、資金生成単位(CGU)の回収可能価額及び帳簿価額への影響などがある。また、IAS 第 12 号「法人所得税」における論点としては、企業に損失が生じている場合の繰延税金資産の認識及び測定、将来減算一時差異と繰延税金資産の回収可能性などがある。
- 3. ゼミナールを通じてテーマに関する基礎知識を理解する。**《会計》** テーマ(保有資産の分類、サービスの受領、無形資産の認識と費用認識)

キーワード

国際財務報告解釈指針委員会 (IFRIC)、基準設定アジェンダ、デュープロセス、資産の減損、減損テスト、資金生成単位 (CGU)、のれんの配分及び再配分、使用権資産の計上と減損テスト、法人所得税、繰延税金資産の回収可能性、金融資産、棚卸資産、無形資産、リース、会計方針の選択と適用、顧客との契約から生じる収益

到達目標

- 1. IFRS 解釈指針委員会によるアジェンダ決定のデュープロセスを説明できる。
- 2. グループディスカッションによって、IFRS 適用に際して生じる(あるいは生じ得る) 実務上の論点を具体的に議論できる。

参考文献

・IFRS 財団「IFRS 基準〈注釈付き〉」中央経済社

科目名	国際財務報	国際財務報告基準の実務【ゼミナール】									
分類コード	会計 433	会計 433 学年 J3 時期 前期 必修 - 単位 3									
講義形態	ライブ講義	ライブ講義									

- ・ゼミナールでは、講義科目に準拠し、テキスト・資料から分析等を行い、議論や発表を行う。
- ・国際財務報告基準の実務の講義のシラバスに記載されている内容を事前に確認しておく (当該講義の「IV. ゼミナールに向けて」部分が関連個所)。
- ・国際財務報告基準の実務の講義を受講し、その基礎的内容について十分に理解しておく(同上)。

講義内容(指導目的)

ゼミナールでは、議論や発表を行うにあたり、テキスト・資料に基づきチームでの分析等を 行うが、実務補習生が相手の考えを理解した上で自らの知識や経験を再構築し、分かり やすく伝えるアウトプット能力を向上させることを目的とする。

- 1. 国際財務報告基準の実務の講義において習得した基礎的な専門知識や自らの実務経験に 基づくスキルを活用して、アウトプット能力の向上を図る。
- 2. 以下のようなプロセスをもってゼミナールを進める。
 - ・チームにおける役割分担及び時間配分を決定する
 - ・ゼミナールの出題テーマをよく理解し、チーム内で深堀して論点分析等を行う
 - ・自分の知識や経験に基づく意見を述べるとともに、同じチーム内の他の補習生の 意見・考えを理解しながら議論を続ける
 - ・発表事項を取り纏める
 - ・他のチームに対して発表を行う
 - ・他のチームの発表を聞き、自ら若しくはチームとしての意見を述べる
- 3. 国際財務報告基準の実務のゼミナールを通じて、チーム内若しくは他チームの相手の 立場や考え方を理解し、様々な角度から物事を考えることのできる柔軟な思考の土台 となる幅広い専門知識、教養等を学ぶ。
- 4. 国際財務報告基準の実務に係る基礎的知識への理解を更に深める。

キーワード

金融資産、棚卸資産、無形資産、リース、会計方針の選択と適用、顧客との契約から生じる収益

到達目標

ゼミナールにおいては、議論や発表を行うにあたり、テキスト・資料に基づきチームでの 分析等を実施し、実務補習生が相手の考えを理解した上で自らの知識や経験を再構築し、 分かりやすく伝えるアウトプット能力が向上することを到達目標とする。

- 1. 各科目の講義において習得した基礎的な専門知識や自らの実務経験に基づくスキルを活用して、アウトプット能力が向上する。
- 2. チーム内若しくは他チームの相手の立場や考え方を理解し、様々な角度から物事を 考えることのできる柔軟な思考の土台となる幅広い専門知識、教養等が身につく。
- 3. 国際財務報告基準の実務に係る基礎知識への理解を更に深めることが出来る。

参考文献

IFRS 解釈指針委員会の各種アジェンダ決定

科目名	企業組織再	企業組織再編の会計実務【その1】									
分類コード	会計 632	会計 632 学年 J2 時期 前期 必修 - 単位 3									
講義形態	e ラーニン	e ラーニング									

以下の会計基準等を通読しておくことが望ましい。

- ・企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」
- ・企業会計基準第7号「事業分離等に関する会計基準」
- ・企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」
- ・企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」
- ・移管指針第4号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」

講義内容(指導目的)

1. 公認会計士が関与する組織再編業務を理解する。《会計・監査》

近年、我が国では、外部環境の構造的な変化に対応するために組織再編が活発に 行われるようになっており、それを支援するための法制度の整備も進められている。 一方で会計基準や税制においても、組織再編に対応した改正が行われている。このような 状況の中、公認会計士も組織再編に積極的に関与することが期待されており、その 具体的な業務に精通していくことが必要である。

2. 企業結合会計の特徴を具体的に理解する。 ≪会計≫

会計基準では、企業結合を取得、共同支配企業の形成、共通支配下の取引に分類し、 それぞれの場合について会計処理を定めている。特に取得の会計処理ではパーチェス法が 適用され、取得企業の決定、取得原価の算定、取得原価の配分の各手順について詳細な 規定が設けられている。

3. 事業分離会計の特徴を具体的に理解する。《会計》

会計基準では、「投資の清算・継続」という概念によって、分離元企業及び結合当事 企業の株主の会計処理を定めている。「投資の清算」に該当する場合には受取対価の 時価と移転した事業に係る株主資本相当額との差額を移転損益又は交換損益として 認識し、「投資の継続」に該当する場合には移転損益又は交換損益を認識せずに処理する。

4. 企業結合会計に係る日本基準及び IFRS 会計基準の主な相違点を理解する。

キーワード

組織再編、企業結合会計、事業分離会計、取得、逆取得、共同支配企業の形成、共通支配下の取引、投資の清算・継続

到達目標

- 1. 公認会計士の関与する可能性のある組織再編業務を説明できる。
- 2. 企業結合会計の基本と特徴を説明できる。
- 3. 事業分離等会計の基本と特徴を説明できる。
- 4. 企業結合会計に係る日本基準及び IFRS 会計基準の主な相違点を説明できる。

参考文献

布施伸章「詳解 組織再編会計 Q&A (第5版)」清文社

科目名	企業組織再	企業組織再編の会計実務【その2】									
分類コード	会計 632	会計 632 学年 J2 時期 前期 必修 - 単位 3									
講義形態	e ラーニン	e ラーニング									

以下の会計基準等を通読しておくことが望ましい。

- ・「会社法」(第五編 組織変更、合併、会社分割、株式交換及び株式移転)
- ・企業会計基準適用指針第 10 号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に 関する適用指針」

講義内容(指導目的)

- 1. 企業組織再編における税務及び税効果会計の特徴を理解する。**《会計》** 組織再編の税務においては、会計基準とは別に適格・非適格の判定がなされ、簿価 又は時価のいずれで引継ぐのかが判断される。そのため、会計基準に基づく会計処理 と税務処理は異なる可能性がある。特に合併に係わる税務では、合併当事者法人で の課税などが重要な論点となる。一方で、企業結合会計においては、会計上と税務上の 差異については税効果会計が適用されるが、取得及び共通支配下の取引のそれぞれで 具体的な処理が規定されている。また、事業分離会計においても税効果会計が適用 されるが、たとえば、分離元企業が計上する繰延税金資産の回収可能性などが問題となる。
- 2. 組織再編取引(合併、会社分割、株式交換・株式移転)ごとの概要を理解する。≪会計≫
- 3. 組織再編取引について参考問題をとりあげ、ケーススタディを行う。《会計》
- 4. 企業結合会計に係る日本基準及び IFRS 会計基準の主な相違点を理解する。**《会計》**

キーワード

合併、会社分割、株式交換・株式移転、組織再編税制、適格合併、非適格合併、資産調整 勘定(差額負債調整勘定)、税効果会計、繰延税金資産の回収可能性

到達目標

- 1. 組織再編に関する税務の基本と特徴を説明できる。
- 2. 企業結合会計及び事業分離会計における税効果会計の基本と特徴を説明できる。
- 3. 合併及び会社分割の各会計・法務の基本と特徴を説明できる。
- 4. 株式交換・株式移転の会計・法務の基本と特徴を説明できる。
- 5. 企業結合会計に係る日本基準及び IFRS 会計基準の主な相違点を説明できる。

参考文献

中村慈美「図解 組織再編税制」一般財団法人大蔵財務協会

森・濱田松本法律事務所「新・会社法 組織再編」中央経済社

科目名	監査制度									
分類コード	監査 231	学年	Л1	時期	前期	必修	-	単位	3	
講義形態	e ラーニン	グ								

監査の対象となる財務情報の開示制度についての基礎的な理解があること。

監査基準の「第一 監査の目的」と「第二 一般基準」を通読しておくことが望ましい。

講義内容(指導目的)

1. 我が国における現行の公認会計士監査制度を把握し、公認会計士が担う職責について 認識・理解する。**≪監査≫**

金融商品取引法監査や会社法監査をはじめとする、わが国の公認会計士監査制度の全体像を把握するとともに、現行の監査制度が成立するまでの歴史的な過程とその背景について理解する。特に、監査制度の基礎をなす「監査基準」の設定及び改訂の内容とその背景を把握した上で、現行の監査制度において監査人たる公認会計士に与えられている使命及び責任を認識する。

2. 監査全般にわたる基本的な事項と責任について規定する監査基準報告書(以下「監基報」 という。)の要点を把握・理解する。**≪監査≫**

品質管理基準報告書第1号及び監基報200番台の重要ポイントを理解し、監査実践において的確に適用できるようにする。監基報200が規定する財務諸表監査の目的を理解し、これに基づいて、財務諸表監査の目的を実現するために必要な事項を把握して着実に実践できるように、その他の基準が規定する内容についての理解を深める。

3. 特殊な財務諸表に関する監査及び監査人の交代等に関する監基報の要点を把握・理解する。**《監査》**

監基報 800 及び 805 に基づいて、特別目的の財務報告の枠組みに準拠した財務諸表の 監査及び個別の財務表、又は、財務諸表項目等の監査を実施する場合の留意点を把握・ 理解し、これらの監査を高い信頼性を確保しながら実施できるようにする。また、 監基報 900 の規定内容を理解して、監査人の交代に際し、監査人予定者としても前任 監査人としても、適切に業務の引継を行えるようにする。

キーワード

一般に公正妥当と認められる監査の基準、品質管理、監査基準報告書、会計監査人、 監査役等とのコミュニケーション、職業的懐疑心、財務報告の枠組み、不正、特別目的 の財務諸表、監査人の交代

到達目標

- 1. 現行監査制度の全体像と当該制度における公認会計士の使命・責任を説明できる。
- 2. 公認会計士が監査制度上の職責を果たすための基本的な事項について説明できる。
- 3. 特別な目的を持った財務報告における公認会計士の役割について説明できる。

- ・千代田邦夫 公認会計士の力(わが国70有余年の監査制度の分析と展望)中央経済社
- ・町田祥弘 各国監査制度の比較研究 同文舘出版

科目名	財務諸表監	財務諸表監査における不正								
分類コード	監査 232	監査 232 学年 J1 時期 前期 必修 〇 単位 3								
講義形態	e ラーニン	e ラーニング								

「監査における不正リスク対応基準」及び「監査基準報告書 240「財務諸表監査における不正」 を通読しておくことが望ましい。

講義内容(指導目的)

1. 監査と不正の関連を理解する。《監査》

監査の歴史をひもとくと、その始まりは不正の発見・防止であったことが理解できる。 ここでは、財務諸表監査と不正との関わり、及び会計専門職による対応について、歴史的 経緯も含めてその必然性を理解する。

2. 不正及びその隣接諸概念について理解する。≪監査≫

財務諸表監査における不正とは、不当又は違法な利益を得るために他者を欺く行為を伴う、経営者、取締役、監査役等、従業員又は第三者による意図的な行為をいう。 ここでは、不正及びその隣接諸概念について確認することにより、財務諸表監査における 不正とは何かを理解する。

3. 実務上の注意すべき場面を理解する。≪監査≫

実務家として職業的懐疑心を発揮して不正リスク要因や不正の兆候を識別するに あたって、実務における様々な場面(例えば、内部統制の整備状況評価や実証手続、 出張等)において、注意すべき場面を実務家の目線で理解する。

4. 不正に関連する制度的対応を理解する。《監査》

監査人は、不正によるか誤謬によるかを問わず、全体としての財務諸表に重要な虚偽 表示がないことについて合理的な保証を得る責任がある。ここでは、不正に関連する 制度的対応について、特に実務上重要である監査基準報告書 240 を中心に理解する。

5. 会計不正事例から学ぶ。《監査》

会計不正とその対応を理解するためには、実際の会計不正事例を検討することが有効である。ここでは、エンロン、東芝等国内外の具体的な事例を取り上げることにより、不正に対する実務上の問題点を自らの課題として理解を深める。

キーワード

不正、不正な財務報告、誤謬、重要な虚偽表示、監査における不正リスク対応基準、職業的 懐疑心、リスク・アプローチ、内部統制、品質管理、監査期待ギャップ

到達目標

- 1. 財務諸表監査における不正の位置づけについて説明できる。
- 2. 不正に対して、諸基準及び実務指針に従った対応プロセスについて説明できる。
- 3. 不正リスク要因について具体的なイメージができる。
- 4. 不正に対応し得る実務家となるために、不正に係る諸問題を自らの問題としてシミュレーションし、自身で専門的判断を下すことができる。

参考文献

特になし

科目名	不正事例研究									
分類コード	監査 233	監査 233 学年 J2 時期 前期 必修 - 単位 3								
講義形態	e ラーニン	e ラーニング								

監査 232「財務諸表監査における不正」を受講しておくことが望ましい。

「監査における不正リスク対応基準」、「監査基準報告書 240「財務諸表監査における 不正」のⅡ 要求事項」を通読しておくことが望ましい。

講義内容(指導目的)

- 1. 「監査基準報告書 240」の全体像、内容、実務上の留意点について理解する。《**監査**》 財務諸表の不正に対応するためには、財務諸表の監査における不正に関する実務上の 指針である「監査基準報告書 240」についての理解が必要不可欠である。ここでは、「監査 基準報告書 240」の全体像、各項目の内容、実務上の留意点を中心に理解する。
- 2.「監査提言集」に掲載されている過去の不正事例について、事例の概要、監査対応について 理解する。**≪監査≫**

実際の財務諸表不正を発見、防止し、対応するに当たっては、過去の類似事例の分析 及び理解を行うことが有効である。ここでは、「監査提言集」に掲載されている過去の 不正事例を題材に、各事例の分析及び理解を行うことにより、実際の不正案件に対して 会計監査人として対応する際の実務上の留意点を理解する。

キーワード

不正、不正な財務報告、誤謬、重要な虚偽表示、不正リスク対応基準、職業的懐疑心、 不正リスク要因、内部統制

到達目標

- 1. 監査基準報告書 240 の全体像、内容、実務上の留意点について説明できる。
- 2. 実際の不正案件に対して、会計監査人として実務上の対応を行うことができる。

参考文献

・監査提言集(日本公認会計士協会 監査・規律審査会)

科目名	リスク評価	リスク評価及び評価したリスクへの対応【その1】									
分類コード	監査 203	監査 203 学年 J1 時期 前期 必修 - 単位 3									
講義形態	e ラーニング										

監査基準報告書(特に、下記に掲載したもの)を通読し、予め以下の監査基準報告書の内容 全般を理解しておくことが望ましい。

- ・監基報300「監査計画」
- ・監基報315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」
- ・監基報320「監査の計画及び実施における重要性」
- ・監基報330「評価したリスクに対応する監査人の手続」
- ・ 監基報402「業務を委託している企業の監査上の考慮事項」
- ・監基報 450「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」

講義内容 (指導目的)

- 1. 監査の中で最も重要な「監査計画」の根幹となるリスク・アプローチの考え方とその適用 方法について、知識と実務を結びつけることを目的とする。**≪監査≫**
- 2. リスク・アプローチの理論は概念として理解できていても、監査実務経験が十分にない 状態だと実務の中でどのように理論が手続に落とし込まれているかを理解するのは難しい。 本講義では、学習で得たリスク・アプローチの理論を再確認しつつ、実際の事例紹介や 具体的な設例を用いた演習を通して実務感覚を身に付けることを第一の主眼とする。《監査》
- 3. 受講時点で実務経験に乏しい者には実務に向けての実践的な準備の場として、既に実務経験が豊富な者には経験を理論で改めて裏付ける復習の場として活用する。《監査》
- 4. 【その1】では、リスク・アプローチの概念を整理し、監査計画の全体像を概括的に理解したのち、監査の基本的な方針を中心に講義をしていく。また、詳細な監査計画の立案に先立ち、そもそものリスクの種類や分類について実務の事例を用いた演習を通じて理解し、【その2】で解説するリスク評価手続やリスク対応手続の前提となる実践的な知識を身に着ける。≪監査≫

キーワード

- <リスク・アプローチの概要> リスク・アプローチ、リスク(監査リスク、固有リスク、 統制リスク、発見リスク)、重要な虚偽表示リスク、リスク評価手続、リスク対応手続、不正 リスク対応、職業的懐疑心の保持、監査上の主要な検討事項(KAM)
- < 監査計画の全体像> 監査計画、監査の基本的方針、詳細な監査計画、監査計画の見直し・ 修正、虚偽表示
- <監査の基本的方針> グループ監査、構成単位の監査人、監査指示書
- <詳細な監査計画> リスク評価手続、リスク対応手続、アサーション(実在性、網羅性、 期間配分の適切性、評価の妥当性、権利と義務の帰属、表示の妥当性)、

事業上のリスク、重要な虚偽表示リスク、特別な検討を必要とする虚偽表示リスク、経営者による内部統制の無効化リスク (【その2】へ続く)

到達目標

- 1. 本講義受講後、リスク・アプローチに基づいた監査計画が策定できるようになる。
- 2. 監査現場における自分の行動の全てについて、理由、目的、成果物をリスク・アプローチの理論に基づいて説明することができるようになる。

参考文献

特になし

科目名	リスク評価及び評価したリスクへの対応【その2】										
分類コード	監査 203	監査 203 学年 J1 時期 前期 必修 - 単位 3									
講義形態	e ラーニング										

監査基準報告書(特に、下記の<主要な参考文献>に掲載した監基報)を通読し、予め 内容全般を理解しておく。監査基準報告書(特に、下記に掲載したもの)を通読し、予め 以下の監査基準報告書の内容全般を理解しておくことが望ましい。

- ・監基報300「監査計画」
- ・監基報315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」
- ・監基報320「監査の計画及び実施における重要性」
- ・監基報330「評価したリスクに対応する監査人の手続」
- ・監基報402「業務を委託している企業の監査上の考慮事項」
- ・監基報 450「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」

また、【その1】の受講を完了しておくことが望ましい。

講義内容(指導目的)

- 1. 監査の中で最も重要な「監査計画」の根幹となるリスク・アプローチの考え方とその適用 方法について、知識と実務を結びつけることを目的とする。**≪監査≫**
- 2. リスク・アプローチの理論は概念として理解できていても、監査実務経験が十分にない 状態だと実務の中でどのように理論が手続に落とし込まれているかを理解するのは難しい。 本講義では、学習で得たリスク・アプローチの理論を再確認しつつ、実際の事例紹介や 具体的な設例を用いた演習を通して実務感覚を身に付けることを第一の主眼とする。《監査》
- 3. 受講時点で実務経験に乏しい者には実務に向けての実践的な準備の場として、既に実務経験が豊富な者には経験を理論で改めて裏付ける復習の場として活用する。《監査》
- 4. 【その2】では、監査現場で実施する手続の大部分が含まれる「リスク評価手続」とリスク 評価の結果決定される「リスク対応手続」を一つずつ実務での事例を用いた演習を 通じて解説していく。≪監査≫

キーワード

<詳細な監査計画>(【その1】からの続き)リスク評価手続、企業及び企業環境の理解、内部 統制の理解、財務報告の信頼性、統制上の要点(キーコントロール)、経営者等とのディス カッション、リスク対応手続(運用評価手続、実証手続)、統制環境の理解、監査手法、実証手続 <委託業務にかかる内部統制> 委託業務、委託会社、受託会社、受託会社の監査人、タイプ1、 タイプ2の報告書

<虚偽表示の評価> 虚偽表示の発見、識別された虚偽表示への対応、未発見の虚偽表示への対応

到達目標

- 1. 本講義受講後、リスク・アプローチに基づいた監査計画が策定できるようになる。
- 2. 監査現場における自分の行動の全てについて、理由、目的、成果物をリスク・アプローチの理論に基づいて説明することができるようになる。

参考文献

特になし

科目名	監査証拠及	び他者の	の作業	の利用						
分類コード	監査 204	査 204 学年 J1 時期 後期 必修 - 単位 3								
講義形態	e ラーニン	ョラーニング								

これまでに学習した以下に記載の監査基準報告書等を再確認し、予め内容全般を理解しておくこと。監査基準報告書については、少なくともそれぞれの「I 本報告書の範囲及び目的」「II 要求事項」を通読しておくことが望ましい。

- ・監査基準報告書500「監査証拠」、501「特定項目の監査証拠」、505「確認」、510「初年度 監査の期首残高」、520「分析的手続」、530「監査サンプリング」、540「会計上の見積り の監査」、550「関連当事者」、560「後発事象」、570「継続企業」、580「経営者確認書」、 610「内部監査人の作業の利用」、620「専門家の業務の利用」
- ・監査基準報告書 501 実務指針第 1 号「訴訟事件等に関わる顧問弁護士への質問書に 関する実務指針」
- ・監査基準報告書 560 実務指針第1号「後発事象の監査上の取扱い」

講義内容(指導目的)

- 1. 監査証拠(監査基準報告書 500 番台)《監査》
 - 意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手できるように、監査手続を立案し 実施することに関する実務上の指針を理解する。ケーススタディを用いて、監査実務 において特に理解しておくべき事項や注意を要する状況への対応を学習する。なお、 別に詳細な講義が設けられている監査基準報告書については、概要を理解する。
- 2. 他者の作業の利用(監査基準報告書 610、同 620) **《監査》** グループ監査における特別な考慮事項(監査基準報告書 600) を除く他者の作業 (内部監査人の作業及び専門家の業務) を利用する場合の実務上の指針を理解する。

キーワード

監査証拠、経営者の利用する専門家、外部情報源、監査人が利用する企業が作成した情報(IPE)、精査、特定項目抽出による試査、棚卸立会、訴訟事件、確認、初年度監査、分析的手続、分析的実証手続、監査サンプリング、会計上の見積り、関連当事者、後発事象、継続企業の前提、経営者確認書、内部監査人、監査人の利用する専門家

到達目標

監査基準報告書500番台の「監査証拠」と、600番台の「他者の作業の利用」(グループ監査に おける特別な考慮事項を除く)の全体像が把握できているとともに、実務上の留意点を理解 している。

また、当該監査基準報告書に基づいて実際に監査手続を立案・実施し、手続の結果を監査 調書として適切に文書化できる。

参考文献

特になし。

科目名	分析的手続	分析的手続							
分類コード	監査 208	学年	J1	時期	後期	必修		単位	3
講義形態	e ラーニン	グ							

以下を通読しておくことが望ましい。

- · 監査基準報告書 520「分析的手続」
- ・監査基準報告書 315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」のうち、特に「リスク評価 手続とこれに関連する活動」に関する部分
- ・監査基準報告書 330「評価したリスクに対応する監査人の手続」のうち、特に「実証 手続」に関する部分

講義内容(指導目的)

1. 分析的手続の内容を把握し、監査実務において分析的手続が利用される局面を理解 する。**≪監査≫**

分析的手続の定義、目的、手法、利用するデータ、実施対象等を理解し、分析的手続が利用される局面として、リスク評価手続として実施される分析的手続、分析的実証手続、全般的な結論を形成するための分析的手続をそれぞれ理解する。監査実務のそれぞれの局面に応じて適切な分析的手続の手法を選択し、実施できるようにする。

2. ケーススタディを通じて、分析的手続を合理的なレベルで実施できるようにする ための要求事項や計算基礎を理解する。**《監査》**

実務でよく登場する状況をケーススタディとして取り上げ、実際に分析的手続の 計算事例に取り組むことで、分析的手続に対する理解を深め、適切に文書化できる ようにする。また、監査提言集や監査事務所検査結果事例集の分析的手続に関する 指摘事項を活用し、実務で陥りやすいポイントについて理解を深める。

3. 分析的手続におけるデジタルテクノロジーを活用した監査手法を理解する。**《監査》** テクノロジーを活用した監査手法の開発が進む背景や目的・手法を理解する。

キーワード

リスク評価手続としての分析的手続、趨勢分析、比率分析、回帰分析、アサーション、 分析的実証手続、詳細テスト、データの信頼性、推定値の精度、監査上許容できる差異、 全般的な結論を形成するための分析的手続

到達目標

- 1. 分析的手続の内容と、分析的手続が利用される局面を説明することができる。また、 監査実務において分析的手続を実施できる。
- 2. 分析的手続を合理的なレベルで実施できるようにするための要求事項や計算基礎に ついて説明することができる。また、監査調書として文書化することができる。
- 3. 分析的手続におけるデジタルテクノロジーを活用した監査手法について説明することができる。

- ・監査提言集(日本公認会計士協会 監査・規律審査会)
- 監査事務所検査結果事例集(公認会計士・監査審査会)

科目名	監査サンプ	監査サンプリング								
分類コード	監査 212	至 212 学年 J1 時期 後期 必修 - 単位 3								
講義形態	eラーニング	ゲ								

監査基準報告書 500「監査証拠」及び監査基準報告書 530「監査サンプリング」を通読しておく ことが望ましい。

講義内容 (指導目的)

- 1. 監査サンプリングによる試査にサンプリングリスクが存在することを理解する。**《監査》** 監査サンプリングの目的、位置づけを理解し、統計的サンプリングを中心に解説することにより監査サンプリングの構造を理解する。具体的には、事例解説や例題、演習を通じ、サンプリングリスクを実感することに重点を置いて講義を行う。
- 2. 仮説検定の論証方法を理解し、サンプリングリスクの類型と影響を学習する。**《監査》** 監査サンプリングによる試査では、監査目標を証明するために帰無仮説を立て、サンプルの 抽出とテストに基づいて、棄却域との関係から帰無仮説を棄却すべきかどうかを判断する。 この際、サンプルが母集団全体の特性を正しく反映していないために、母集団における真実 と仮説検定による判定との関係において、帰無仮説が成立しているときに棄却するリスク (第1種の過誤)及び成立していないときに棄却しないリスク(第2種の過誤)という 2種類の過誤が生じるリスクがあり、これらの過誤に関連して、信頼度と検出力に 関する用語を学習する。
- 3. 統計的サンプリングと確率分布の関係を把握する。**《監査》** 監査サンプリングの実務に適合する統計的サンプリングの状況と確率分布の類型の関係を 学習する。監査実務で適用される抽出方法は、非復元抽出であるため、超幾何分布が最適で あるが、監査業務では通常サンプリングの母集団の項目数が大きいこともあり、 二項分布が用いられている。
- 4. サンプリングリスクの実習:2つのサンプリングリスクを実感する。**《監査》** 第1種のサンプリングリスクは、母集団の中に許容水準以上のエラーが含まれているにもかかわらず、結論を誤ってしまうリスクで監査の有効性に関するリスクである。第2種のサンプリングリスクは、母集団の中に許容水準未満のエラーしか含まれていないにもかかわらず、結論を誤ってしまうリスクで本来不要の追加の監査手続が必要となり監査の効率性を害する。これらのサンプリングリスクをピンポン玉の事例実習により実感する。
- 5. サンプル数に関連する要素及びサンプリングリスクとの関係を理解する。**《監査》** 所定の確率分布に基づく統計的サンプリングの数表の適用には、必要な要素(信頼度条件:要求 信頼度・許容逸脱率、検出力条件:必要検出力・予想逸脱率)の設定が必要である。これらの 諸要素の内容を学習し、それらを数表に適用した場合のサンプル数の意味について理解する。
- 6. サンプル数の算定方法を習得し、内部統制監査のサンプル数を統計的に理解する。**≪監査≫** 適宜、数表を利用してサンプル数の決定を行うことができるように演習問題で例説する。
- 7. 監査サンプリングにおけるサンプル抽出方法及び留意点を習得する。《監査》 監査サンプリングにおいても、統計的サンプリングと同様に母集団の特性を代表するように 抽出することが重要で、基本的には無作為抽出を行う。手作業により抽出する場合には、 系統的抽出法、乱数法が適用できる。統計的な考え方を利用するには、比較的均質な母集団 であることが必要であるため、事前に、母集団を分析して異常点を排除し、母集団の網羅性 を確認する等、統計的サンプリングの留意点も考慮すべきである。

キーワード

統計的サンプリング、サンプリングリスク、母逸脱率、標本逸脱率、上限逸脱率、許容逸脱率、 仮説検定、帰無仮説、対立仮説、棄却、棄却域、第1種の過誤、第2種の過誤、信頼度、検出力、 非復元抽出、超幾何分布、二項分布、ポアソン分布、正規分布

第1種のサンプリングリスク、第2種のサンプリングリスク、要求信頼度、許容逸脱率、必要検 出力、予想逸脱率、無作為抽出、系統的抽出法、乱数法

到達目標

- 1. 監査に用いられるサンプリングの諸概念を理解し監査手続に考慮することができる。
- 2. サンプリングリスクを認識し監査証拠の評価に勘案することができる。
- 3. 仮説検定、統計的サンプリングと確率分布の考え方を説明することができる。
- 4. 2つのサンプリングリスクを実感し、サンプル数への影響を考慮することができる。
- 5. 数表を利用して、論拠をもって、サンプル数を算定することができる。
- 6. 統計的サンプリングの留意点を踏まえて監査サンプリングを実施することができる。

参考文献

· 富田竜一、石原佳和、西山都

「Q&A監査のための統計的サンプリング入門【改訂版】」金融財政事情研究会

科目名	会計上の見	積りの竪	监查							
分類コード	監査 210	査 210 学年 J2 時期 前期 必修 - 単位 2								
講義形態	e ラーニン	e ラーニング								

監査基準報告書540「会計上の見積りの監査」について、下記を通読することが望ましい。

- 主要な用語の定義:Ⅲ適用指針の A2 項~A6 項
- 経営者がどのように会計上の見積りを行ったかの検討手続(第21項から第24項)

講義内容(指導目的)

- 1. 会計上の見積りの性質(監査基準報告書540 第2項)の意義について、これまでの現場 経験や、今後想定しうる監査実務上の場面を踏まえ、具体的に手続が実施できるよう解説 する。《会計・監査》
- 2. 主要な用語の定義を理解し、実務上の当てはめを行う。≪監査≫
- 3. 会計上の見積りの監査におけるリスク評価手続に関して、実務上の具体的な手順を把握したうえで、クライアントとのコミュニケーション上の留意事項を含む、実務上で期中に必要な手続と全体像を理解する。特に、内部統制の整備状況評価や、期末のリスク評価分析の実施において、主体的に見積りの不確実性の判断を進められるよう、具体的な事例に基づき解説する。《監査》
- 4. 会計上の見積りの監査における主なリスク対応手続3つを理解したうえ、財務諸表本表のみならず、会計上の見積りに関する注記や、監査上の主要な検討事項との関連を含む 実務上の留意点について、クライアントとのコミュニケーションや監査報告日までの スケジュールなどを含めて解説する。**《会計・監査》**
- 5. 会計上の見積りの監査に関する指摘事項や不正事例について、特に監査補助者が実務上 直面しやすい、注意すべき部分を解説する。**≪監査≫**

キーワード

固有リスク要因(見積りの不確実性、複雑性、主観性、その他の要因)、見積手法、仮定、 重要な仮定、データ、感応度分析、監査上の主要な検討事項(KAM)、バックテスト、重要な 会計上の見積りに関する注記事項、職業的懐疑心

到達目標

- 1. 会計上の見積りの測定技法を理解したうえ、データと仮定に分類し、感応度分析による 重要な仮定の識別と、バックテストに基づくリスク評価手続を実務で実施できる。
- 2. 監査の様々な実務上の場面において、会計上の見積りに関する適切なクライアントコミュニケーションを含む、リスク評価手続・リスク対応手続が実施できる。

- ・監査提言集『第Ⅱ章 会計上の見積りの監査』(日本公認会計士協会 監査・規律審査会)
- 監査事務所検査結果事例集(公認会計士・監査審査会)

科目名	会計上の見	積りの	監査【	ゼミナー	ル】					
分類コード	監査 210	査 210 学年 J2 時期 前期 必修 - 単位 3								
講義形態	ライブ講義	ライブ講義								

監査 210「会計上の見積りの監査」を受講完了しておくことが望ましい。 監査基準報告書 540「会計上の見積りの監査」を通読しておくことが望ましい。

講義内容(指導目的)

<補習生が以下の $1\sim4$ の目的を達成するために、ディスカッションの前にファシリテーターから説明する>

- 1. 会計上の見積りの性質を理解する。《監査》
- 2. 会計上の見積りに関するリスク評価手続を理解する。《監査》
- 3. 会計上の見積りに関する重要な虚偽表示リスクの識別と評価を理解する。**《監査》**
- 4. 会計上の見積りに関して評価した重要な虚偽表示リスクへの対応について理解する。 **《監査》**

<以下の5はファシリテーター主導のもとに実施する>

5. 過去の監査事例(監査提言集、監査事務所検査結果事例集)を踏まえ、会計上の見積りの監査に関する理解を深める。(ディスカッションを実施することにより、具体的に監査上のリスクやリスク対応手続を考える。) 《監査》

キーワード

会計上の見積り、固有リスク要因(見積りの不確実性、複雑性、主観性、その他の固有リスク要因)、バックテスト、見積手法、重要な仮定及びデータの選択と適用、経営者の仮定の適切性、経営者の偏向、特別な検討を必要とするリスク、職業的懐疑心、重要な会計上の見積りに関する注記事項、会計上の見積りの合理性

到達目標

- 1. 監査基準報告書540「会計上の見積りの監査」の内容を説明することができる。
- 2. 過去の監査事例を踏まえ、会計上の見積りの監査を適切に行うことの重要性を理解した上で、会計上の見積りに関する監査上のリスクとポイントを説明することができる。
- 3. 会計上の見積りについて必要な監査手続を立案し、実施することができる。

- ・監査提言集(日本公認会計士協会 監査・規律審査会)
- 監査事務所検査結果事例集(公認会計士・監査審査会)

科目名	監査の結論	及び報句	告							
分類コード	監査 205	査 205 学年 J2 時期 前期 必修 - 単位 3								
講義形態	e ラーニン	eラーニング								

以下記載の監基報等の「要求事項」等を通読し、予め内容全般を理解しておくことが望ましい。

- ・監基報220「監査業務における品質管理」
- ・ 監基報260「監査役等とのコミュニケーション」
- ・監基報450「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」
- ・監基報520「分析的手続」
- ・監基報560「後発事象」
- ・監査基準報告書560実務指針第1号 後発事象に関する監査上の取扱い
- ・監基報570「継続企業」
- ・監査・保証実務委員会報告第74号 継続企業の前提に関する開示について
- ・監基報580「経営者確認書」
- ・監基報700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」
- ・監基報701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」
- ・監査基準報告書700実務ガイダンス第1号 監査報告書に係るQ&A
- ・監基報705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」
- ・監基報706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」
- ・監基報710「過年度の比較情報-対応数値と比較財務諸表」
- ・監基報720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」
- ・監基報800「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」
- ・監基報805「個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査」
- ・監基報810「要約財務諸表に関する報告業務」
- ・監査基準報告書800及び805に係るQ&A (実務ガイダンス)
- ・品質管理基準報告書第2号「監査業務に係る審査」

講義内容(指導目的)

1. 監査結果の要約と意見形成≪監査≫

監査の最終段階での手続及び意見を表明するに至る過程を理解する。監査意見表明の ための審査を受けるにあたって作成すべき監査調書を理解する。

監査報告書等の作成《監査》

無限定意見以外の監査意見の種類、「監査上の主要な検討事項」をはじめとする、監査報告書の様式及び内容について理解する。

3. 特殊な監査業務≪監査≫

特別目的の財務報告の枠組みなど、特殊な監査業務について理解する。

キーワード

- < 監査結果の要約と意見形成>監査計画の更新、最終段階の分析的手続、虚偽表示の評価、 後発事象、事後判明事実、継続企業の前提、経営者確認書、監査意見の要約(意見形成)、 監査意見の審査、監査役等とのコミュニケーション
- <監査報告書等の作成>監査意見の種類、監査上の主要な検討事項(KAM)、除外事項付意見、 強調事項区分とその他の事項区分、過年度の比較情報、その他の記載内容
- < 特殊な監査業務>特別目的の財務報告の枠組み、個別の財務表及び財務諸表項目等、 要約財務諸表

到達目標

- 1. 監査の最終段階での手続及び意見を表明するに至る過程を理解し、説明することができる。 監査意見表明のための審査を受けるにあたって作成すべき監査調書を理解し、イン チャージの審査資料の作成をサポートすることができる。
- 2. 無限定意見以外の監査意見の種類、「監査上の主要な検討事項」をはじめとする、監査 報告書の様式及び内容について理解し説明することができる。
- 3. 特別目的の財務報告の枠組みなど特殊な監査業務について理解し、説明することができる。

参考文献

・公益社団法人日本監査役協会「会計監査人との連携に関する実務指針」

科目名	監査の結論	i及び報 ⁴	告【ゼ	ミナール]				
分類コード	監査 205	学年	J2	時期	前期	必修	_	単位	3
講義形態	ライブ講義	ライブ講義							

- ・ゼミナールでは、講義科目に準拠し、テキスト・資料から分析等を行い、議論や発表を行う。
- ・監査 205「監査の結論及び報告」の講義を受講し、その基礎的内容について十分に理解 しておくことが望ましい。
- ・特に、<u>監査基準報告書(以下、「監基報」という。)570「継続企業」、監査・保証実務</u> 委員会報告第74号「継続企業の前提に関する開示について」について通読したうえで 内容を理解し、説明できるようになっておく。

講義内容(指導目的)

ゼミナールでは、議論や発表を行うにあたり、テキスト・資料に基づきチームでの分析等を 行うが、実務補習生が相手の考えを理解した上で自らの知識や経験を再構築し、分かりやすく 伝えるアウトプット能力を向上させることを目的とする。

- 1. 監査 205「監査の結論及び報告」の講義において習得した基礎的な専門知識や自らの 実務経験に基づくスキルを活用して、アウトプット能力の向上を図る。**《監査》**
- 2. 設例の財務状況や事業計画、経営者の反応などをもとに、監基報 570「継続企業」、 監査・保証実務委員会報告第 74 号「継続企業の前提に関する開示について」に基づいた 検討を行い、注記の有無によってリスクがどのように変わるか、経営者へどのように説明する かといった実務上問題となりやすいテーマについてチームメンバーで議論する。≪監査≫
- 3. 以下のようなプロセスをもってゼミナールを進める。
 - ・チームにおける役割分担及び時間配分を決定する
 - ・ゼミナールの出題テーマをよく理解し、チーム内で深堀して論点分析等を行う
 - ・自分の知識や経験に基づく意見を述べるとともに、同じチーム内の他の補習生の 意見・考えを理解しながら議論を続ける
 - ・発表事項を取り纏める
 - ・他のチームに対して発表を行う
 - ・他のチームの発表を聞き、自ら若しくはチームとしての意見を述べる
- 4. 監査 205「監査の結論及び報告」のゼミナールを通じて、チーム内若しくは他チームの相手の立場や考え方を理解し、様々な角度から物事を考えることのできる柔軟な思考の土台となる幅広い専門知識、教養等を学ぶ。≪監査≫
- 5. 監査205「監査の結論及び報告」のうち、継続企業に係る基礎的知識への理解を更に 深め、実務上の対応のポイントを理解する。**≪監査≫**

キーワード

継続企業の前提、重要な不確実性、マイナスの営業キャッシュ・フロー、借入金の返済 条項の不履行又は履行の困難性、資金計画

到達目標

ゼミナールにおいては、議論や発表を行うにあたり、テキスト・資料に基づきチームでの 分析等を実施し、実務補習生が相手の考えを理解した上で自らの知識や経験を再構築し、 分かりやすく伝えるアウトプット能力が向上することを到達目標とする。

- 1. 各科目の講義において習得した基礎的な専門知識や自らの実務経験に基づくスキルを活用して、アウトプット能力が向上する。
- 2. チーム内若しくは他チームの相手の立場や考え方を理解し、様々な角度から物事を考えることのできる柔軟な思考の土台となる幅広い専門知識、教養等が身につく。
- 3. 監査 205「監査の結論及び報告」のうち、継続企業に係る基礎知識への理解を更に 深める。特に、監基報 570「継続企業」、監査・保証実務委員会報告第 74 号「継続企業 の前提に関する開示について」に基づいた検討を行い、注記の要否について判断し、 判断の根拠や考えられるリスクを説明することができる。

参考文献

監査 205「監査の結論及び報告」の講義教材

科目名	期中レビュ	期中レビュー								
分類コード	監査 211	E 211 学年 J1 時期 後期 必修 - 単位 2								
講義形態	e ラーニン	グ								

以下について講義時に参照できるようにしておくこと。

- ・企業会計基準第 33 号「中間財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針 第 32 号「中間財務諸表に関する会計基準の適用指針」(2024 年 3 月 22 日公表)
- ・「期中レビュー基準」(企業会計審議会 2024年3月27日公表)
- ・期中レビュー基準報告書第 1 号 「独立監査人が実施する中間財務諸表に対するレビュー」及び期中レビュー基準報告書第 2 号「独立監査人が実施する期中財務諸表に対するレビュー」(2024年 3 月 28 日公表)
- ・東京証券取引所が公表している「四半期財務諸表等の作成基準(有価証券上場規程施行規則別添9)」(2024年3月28日公表)

講義内容(指導目的)

- 1. 四半期開示制度の内容について理解する。**《会計》** 通期の開示スケジュールや、期中財務諸表に対する保証水準を含めた四半期開示制 度の内容について理解する。また、四半期開示制度見直しの背景と目的について理解 する。第1四半期及び第3四半期の決算短信について、一定の場合を除き、監査人
 - 9 る。 第1 四千期及び第3 四千期の伏鼻短信について、一足の場合を除さ、監査人 によるレビューは原則として任意とされているが、レビューが義務付けられる場合 についても理解する。
- 2. 期中特有の会計処理と監査上の留意点について理解する。**《会計・監査》** 原則として年度の財務諸表と会計方針の一貫性を保つ必要があること、例外的 に認められる期中特有の処理及び簡便的な会計処理と監査上の留意点について 理解する。
- 3. 期中レビューの目的と期中レビュー手続の内容について理解する。**《監査》** 期中レビューの目的と年度監査との関係について理解する。また、期中レビュー報告書の内容について理解する。更に、期中レビュー計画の策定と期中レビュー手続の内容について理解する。

キーワード

四半期開示制度、四半期決算短信、半期報告書、期中レビュー基準、期中レビュー報告書

到達目標

- 1. 通期の開示スケジュールや、期中財務諸表に対する保証水準を含めた四半期開示制度の内容を説明できる。
- 2. 期中財務諸表の会計方針についての原則を理解し、更に期中特有の会計処理と監査上の留意点について説明できる。
- 3. 期中レビューの目的や年度監査との関係を理解し、期中レビュー報告書の内容について説明できる。また、期中レビュー手続の内容について説明できる。

参考文献

なし

科目名	財務報告に	.係る内	部統制	の監査【	その1】						
分類コード	監査 237	並 237 学年 J1 時期 後期 必修 − 単位 3									
講義形態	e ラーニン	ラーニング									

「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」と「財務報告に係る内部統制の評価及び 監査に関する実施基準」(2023年4月7日企業会計審議会)を通読しておくことが望ましい。

講義内容(指導目的)

- 1. 内部統制の基礎的な概念と内部統制報告制度の全体像を理解する。《監査》 内部統制は、適切な経営を行うための社内の仕組み・プロセスであり、企業不祥事の 背景には、内部統制の不備があることが指摘されてきた。わが国でも相次ぐ企業不祥事の 発生を背景に、2008 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から、経営者による財務報告に 係る内部統制の評価と当該評価への監査人による監査を義務づける、金融商品取引法に よる内部統制報告制度が適用されている。また、内部統制報告制度導入から十数年経過した ことを受けて改正された内部統制報告制度が 2024 年 4 月 1 日以降開始事業年度から適用 されている。ここでは、内部統制の基礎的な概念を押さえた上で、内部統制報告制度 の全体像について、制度化の背景や直近の改正内容も含めて理解する。
- 2. 全社的な内部統制の評価・監査に関する基準等の内容及び実務上の留意点を理解する。《監査》 内部統制の評価は、(1)全社的な内部統制の評価、(2)決算・財務報告に係る業務プロセスの 評価、(3)その他の業務プロセスに係る内部統制の評価、の流れで行われる。全社的 な内部統制は内部統制の土台となるものであり、その評価結果は、業務プロセスに 係る内部統制の評価に影響を及ぼすものである。ここでは、経営者による全社的な内部 統制の評価方法及び監査人による監査手続に関する基準等の内容を理解するとともに、 実務上の留意点を実際の不備事例や踏まえて理解する。
- 3. 業務プロセスに係る内部統制の評価・監査に関する基準等の内容及び実務上の留意点 を理解する。**≪監査≫**

誤りが実際に生じるような内部統制の不備の存在を特定するためには、個々の業務プロセスに係る内部統制を評価しなければならない。ここでは、経営者による業務プロセスに係る内部統制の評価方法及び監査人による監査手続に関する基準等の内容を理解するとともに、実務上の留意点をケーススタディや実際の不正事例を踏まえて理解する。

キーワード

内部統制の目的、内部統制の基本的要素、内部統制の有効性、内部統制報告制度、内部統制 報告書、全社的な内部統制、業務プロセスに係る内部統制

到達目標

- 1. 内部統制の基礎的な概念と我が国の内部統制報告制度の全体像について説明できる。
- 2. 内部統制報告制度における監査人の役割を説明できる。
- 3. 全社的な内部統制の評価・監査における留意点を説明できる。
- 4. 業務プロセスに係る内部統制の評価・監査における留意点を説明できる。

参考文献

・一般社団法人日本経営調査士協会 編「これですべてわかる内部統制の実務(第6版)」(中央経済社)

科目名	財務報告に	係る内	部統制	の監査【	その2】					
分類コード	監査 237	査 237 学年 J1 時期 後期 必修 - 単位 3								
講義形態	e ラーニン	- ラーニング								

受講の前提および事前準備

監査237「財務報告に係る内部統制の監査【その1】」の受講を完了しておくことが望ましい。

講義内容(指導目的)

1. 決算・財務報告に係る内部統制の評価・監査に関する基準等の内容及び実務上の留意 点を理解する。**≪監査≫**

決算・財務報告プロセスに係る内部統制は、内部統制報告制度の目的である財務報告の信頼性確保に直接影響する重要な業務プロセスである。ここでは、(1)全社的な観点から評価することが適切と考えられる決算・財務報告プロセスと、(2)財務報告への影響を勘案し、個別に評価対象に追加する決算・財務報告プロセスに分け、経営者による評価方法及び監査人による監査手続に関する基準等の内容を理解するとともに、実務上の留意点を理解する。

- 2. IT に係る全般統制と情報処理統制の評価・監査に関する基準等の内容及び実務上の 留意点を理解する。**《監査》**
 - IT 統制の利用は、業務の効率性や正確性を向上させるという利点がある一方、プログラム等に誤りがあった場合、業務全体に深刻な影響を及ぼす危険性も孕んでいる。ここでは、IT 統制の基盤となる IT に係る全般統制を中心に、経営者による評価方法及び監査人による監査手続に関する基準等の内容を理解するとともに、実務上の留意点を理解する。
- 3. 内部統制の不備及び開示すべき重要な不備の判断に関する基準等の内容及び実務上の留意点を理解する。**《監査》**

内部統制の不備は、整備上の不備と運用上の不備に分けられる。また、開示すべき 重要な不備とは、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高い財務報告に係る内部統制の 不備をいう。ここでは、(1)全社的な内部統制、(2)業務プロセスに係る内部統制、 (3)IT に係る内部統制、それぞれの不備の判断・検討に関する基準等の内容を理解 するとともに、ケーススタディを踏まえて実務上の留意点を押さえ、いかなる不備 が開示すべき重要な不備となるのかを理解する。

キーワード

決算・財務報告に係る内部統制、IT に係る全般統制、IT に係る情報処理統制、内部統制 の不備、開示すべき重要な不備、内部監査人等の作業の利用、制度改正

到達目標

- 1. 決算・財務報告に係る内部統制の評価・監査における留意点を説明できる。
- 2. IT に係る全般統制と情報処理統制の評価・監査における留意点を説明できる。
- 3. いかなる内部統制の不備が開示すべき重要な不備となるのかを説明できる。

参考文献

一般社団法人日本経営調査士協会 編「これですべてわかる内部統制の実務(第 6 版)」 (中央経済社)

科目名	現預金・借	現預金・借入金【その1】								
分類コード	監査 301	<u> </u>								
講義形態	e ラーニン	· ラーニング								

「金融商品会計に関する実務指針」の関連箇所(金融商品の範囲等)を通読しておくことが望ましい。

講義内容(指導目的)

1. 現預金の会計・監査実務の概要を理解する。《会計・監査》

現預金は、支払手段として会社に不可欠なものであり、預金は、その保管・運用の一つの形態である。この講義では、キックバックをはじめとする現預金取引に関連する不正取引の手口を監査提言集における具体的事例をもとに理解し、必要な監査対応を習得する。そして、現預金の不正は、現預金残高ではなく、他の勘定の虚偽表示となることも多いことを理解し、監査においてどのようにリスクを絞り込み、監査計画に反映させていくかについて習得する。そのほか、小切手帳/手形帳の廃止・電子化など最近の実務の動向についても理解する。

2. 資金調達の実務の概要を理解する。《会計・監査》

会社は、経営に必要な資金の調達を行うが、どのような資金調達の手段があるのか、 それらのプロセスに公認会計士がどう関与するのか理解する。また、会社は通常、 資金ショートを起こさないよう資金繰り、すなわち資金計画を立てる。実務で 用いられている資金繰り予定表の記入方法や「資金」の範囲について習得する。 その他、金融機関の作成する当座勘定照合表、借入金返済予定表の見方についても 習得する。

3. 現預金・資金調達の会計処理を理解する。 ≪会計≫

現預金及び資金調達時の会計処理における借方科目は通常現預金となるが、場合によっては別の勘定で処理するものもある(譲渡性預金等)ため、正しい勘定科目を理解する。また、電子決済手段や暗号資産に関する会計処理についてもポイントを理解する。貸方科目については、資金調達の種類毎に会計処理を習得する。

キーワード

現金、通貨、通貨代用証券、譲渡性預金、電子決済手段、暗号資産、領収書、資金計画、 着服、キックバック

到達目標

- 1. 現預金・資金調達の実務における管理手法を説明することができる。
- 2. 現預金に関連する不正の手口とその監査対応を説明することができる。
- 3. 現預金・資金調達の会計処理を説明することができる。

参考文献

・「監査提言集」(現預金に関する箇所)(日本公認会計士協会 監査・規律審査会)

科目名	現預金・借	₹入金【·	その2]						
分類コード	監査 301	查 301 学年 J1 時期 前期 必修 一 単位 3								
講義形態	e ラーニン	· ラーニング								

監査301「現預金・借入金【その1】」の受講完了が望ましい。

講義内容(指導目的)

1. 現預金・資金調達プロセスの内部統制について理解する。《監査》

現預金は、それ自体が支払手段となり、換金性が高いため不正又は誤謬のリスクが高い。このため、会社にとっては現預金の収納、支出、保管に係る十分な内部統制 の構築が必要となる。

監査人は内部統制に依拠する場合、まず内部統制の整備状況を評価しなければならない。 現預金及び資金調達プロセスにおいて、内部統制が適切にデザインされ、業務に適用 されているかどうかの有効性を評価するには、業務記述書、フローチャート、リスク コントロールマトリックス (RCM) を用いてウォークスルーにより実施される。これに より、各プロセスにキーコントロールが存在しているかどうか、また、業務に適用 されているかどうかを評価する。ここでは、現預金の主要なプロセスである入金プロセス、 支払プロセス、残高管理プロセスに加えて資金調達プロセスについて、主要な統制 を習得する。これらの各プロセスは、他の勘定科目(売上高、固定資産等)と関連して いるため、プロセス間の相関関係についても理解する。

また、内部統制の運用評価手続を行う必要がある。これは、キーコントロールが年間を 通じて有効に運用されているかどうかを評価するもので、一定のサンプル数が必要と なる。ここでは、具体的な運用評価手続の例について習得する。

2. 現預金・資金調達関連科目に係る実証手続について理解する。**《監査》** 現預金の期末実証手続は、詳細テスト(実査・確認)により勘定残高の妥当性を確かめることが中心となる。通常、現預金のアサーションとしては「実在性」、借入金や社債などの資金調達関連科目については「網羅性」に注意する必要がある。ここでは、現預金、借入金、社債、純資産(増資等による資金調達の場合)に係る監査手続とアサーションの関係を理解し、実査及び確認に係る監査手続及び留意事項についても習得する。これらの監査手続に係る調書例を検討することにより、調書の作成方法について理解を深める。

キーワード

職務の分離、業務記述書、フローチャート、リスクコントロールマトリックス (RCM)、 キーコントロール、ウォークスルー、カットオフテスト、オーバーオールテスト

到達目標

- 1. 現預金・資金調達プロセスの内部統制について説明できる。
- 2. 現預金・資金調達関連科目に係る実証手続を説明することができる。

参考文献

なし

科目名	販売【その	1]						
分類コード	監査 332	学年	Ј1	時期	前期	必修	単位	3
講義形態	e ラーニン	グ						

財務報告に係る内部統制基準・実施基準等、金融商品会計基準等(貸倒見積高に関する 部分)を通読しておくことが望ましい。

講義内容(指導目的)

- 1. 販売に関する内部統制の評価手続を習得する。**《監査》** 販売プロセスの内部統制の監査手続を、「業務記述書」、「業務フローチャート」、「RCM(リスク・コントロール・マトリックス)」(いわゆる3点セット)を利用して実践的に学習する。一連の事例を用いて、「業務フローの把握」、「リスクの把握」、「統制活動の把握」、「RCMの作成」を行い、統制テストを立案する。統制テスト(整備評価・運用評価)の結果、内部統制が有効でなかった場合には、リスク評価を改めて実施して発見リスクの水準に応じた実証手続の種類・時期・範囲を決定する。一連の事例から、重要な虚偽表示リスクの評価、関連する内部統制の識別、不足・改善点等の検討を実習する。また、ITを利用した情報システムに対する内部統制について、「情報処理統制」、「IT全般統制」を学習する。
- 2. 債権管理(回収業務を含む。)の内部統制プロセスを理解する。《監査》 債権管理は、「信用調査」、「与信限度設定」、「回収手続」、「年齢調査」、「残高確認」という一連の業務を含んでおり、これらを学習する。「回収手続」に関連する会計業務として、債権の入金消込みは非常に重要であり、会社の実施状況を適切に把握する必要がある。「年齢調査」については、『売掛金年齢調査表』の見方をケーススタディにより例説する。「残高確認」も適切な債権残高を基礎として行われる。監査人による残高確認だけでなく、会社が定期的に実施する残高確認も重要なプロセスである。
- 3. 貸倒引当金の会計処理と貸倒引当金の監査を習得する。《会計・監査》 期末の債権区分、貸倒見積高の計算及び貸倒引当金の会計処理を学習する。また、 債権管理の内部統制の把握を経て、貸倒引当金の期末の実証手続を習得する。債権 区分では、個別評価の対象となる債権の分類が適切に行われているかが重要であり、 漏れのないように貸倒懸念債権を評価する体制があるか等、債権管理に関する内部統制 の監査との関連にも留意する。

キーワード

業務記述書、業務フローチャート、RCM(リスク・コントロール・マトリックス)、 キーコントロール、与信限度、年齢調査、残高確認、債権区分(一般債権、貸倒懸念債権、 破産更生債権等)

到達目標

- 1. 販売取引の業務を把握し、内部統制の評価手続の文書化ツール (いわゆる 3 点セット) を 作成できる。
- 2. 販売プロセスの業務を分析し、監査において内部統制の不足・改善点を指摘することができる。
- 3. 債権管理方法及び貸倒見積高の算定方法を習得し、貸倒引当金を監査することができる。

参考文献

・あずさ監査法人「実務詳解内部統制の文書化マニュアル」中央経済社

科目名	販売【その	2]								
分類コード	監査 332	至 332 学年 J1 時期 前期 必修 - 単位 3								
講義形態	e ラーニン	グ								

- ・会計235「収益認識」を受講しておくことが望ましい。
- ・監査基準報告書(以下「監基報」という。)240「財務諸表監査における不正」、315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」、330「評価したリスクに対応する監査人の手続」、540「会計上の見積りの監査」を通読しておくことが望ましい。

講義内容(指導目的)

- 1. 期末の実証手続の立案・実施に関して監査手続や留意事項を学習する。《**監査**》 販売に関連する各種勘定科目(売掛金、売上高等)について受取手形の実査、債権の 確認等、期末の主要な実証手続を例示し、留意事項と併せて学習する。また、各種 勘定科目の模範となる監査調書例、作成上のポイントの例説から、監査調書の作成能 力を養う。なお、貸倒引当金に関して、監基報 540 の主要な要求事項の解説も交えて、 監査手続を習得する。
- 2. 不正事例を把握し、不正による重要な虚偽表示リスクの識別と評価に役立てる。《**監査**》 不正に関するケーススタディを用いた演習を通じて、監査上留意すべき不正リスク 要因を発見し不正による重要な虚偽表示リスクの識別と評価の実践的な対応力を習得 する。監査人は、収益認識には不正リスクがあるという推定に基づき、どのような種 類の収益、取引形態又はアサーションに関連して不正リスクが発生するかを判断しなけ ればならないことから、この過程でいわゆる不正リスクシナリオを学習する。また、収 益認識における不正な財務報告に関連するリスク対応手続、特に、リスクに個別に対 応する実証手続の内容を理解する。

キーワード

財務諸表全体レベル、アサーション・レベル、企業及び企業環境の理解、運用評価手続、 実証手続、不正による重要な虚偽表示リスクの識別と評価、不正リスク要因、職業的 懐疑心、収益認識に関する不正リスクの推定、不正リスクシナリオ、リスクに個別に対 応する実証手続、十分かつ適切な監査証拠

到達目標

- 1. 重要な虚偽表示リスクの識別と評価のための監査手続を立案・実施することができる。
- 2. 会計上の見積りの監査を含む、期末の実証手続を立案・実施することができる。
- 3. 不正による重要な虚偽表示リスクを識別・評価し、関連したリスク対応手続、特にリスク に個別に対応する実証手続を立案することができる。

参考文献

・EY 新日本有限責任監査法人「勘定科目別 不正・誤謬を見抜く実証手続と監査実務 【四訂】」清文社

科目名	販売【ゼミ	販売【ゼミナール】							
分類コード	監査 332	学年	J1	時期	後期	必修	_	単位	3
講義形態	ライブ講義	<u>.</u>							

- ・ゼミナールでは、講義科目に準拠しテキスト・資料から分析等を行い、議論や発表を行う。
- ・監査 332 「販売」(以下「販売」という。) の講義のシラバスに記載されている内容を 事前に確認しておくことが望ましい。
- ・販売の講義を受講し、その基礎的内容について十分に理解しておく。

講義内容(指導目的)

ゼミナールでは、議論や発表を行うにあたりテキスト・資料に基づきチームでの分析等を 行うが、実務補習生が相手の考えを理解した上で自らの知識や経験を再構築し、分かり やすく伝えるアウトプット能力を向上させることを目的とする。

- 1. 販売の講義において習得した基礎的な専門知識や自らの実務経験に基づくスキルを活用して、アウトプット能力の向上を図る。
- 2. 以下のようなプロセスをもってゼミナールを進める。
 - ・チームにおける役割分担及び時間配分を決定する
 - ・ゼミナールの出題テーマをよく理解し、チーム内で深堀して論点分析等を行う
 - ・自分の知識や経験に基づく意見を述べるとともに、同じチーム内の他の補習生の 意見・考えを理解しながら議論を続ける
 - ・発表事項を取り纏める
 - ・他のチームに対して発表を行う
 - ・他のチームの発表を聞き、自ら若しくはチームとしての意見を述べる
- 3. 販売のゼミナールを通じて、チーム内若しくは他チームの相手の立場や考え方を 理解し、様々な角度から物事を考えることのできる柔軟な思考の土台となる幅広い 専門知識、教養等を学ぶ。
- 4. 販売に係る基礎的知識への理解を更に深める。《会計・監査》

キーワード

特になし

到達目標

ゼミナールにおいては、議論や発表を行うにあたりテキスト・資料に基づきチームでの 分析等を実施し、実務補習生が相手の考えを理解した上で自らの知識や経験を再構築し、 分かりやすく伝えるアウトプット能力が向上することを到達目標とする。

- 1. 各科目の講義において習得した基礎的な専門知識や自らの実務経験に基づくスキルを活用して、アウトプット能力が向上する。
- 2. チーム内若しくは他チームの相手の立場や考え方を理解し、様々な角度から物事を考えることのできる柔軟な思考の土台となる幅広い専門知識、教養等が身につく。
- 3. 販売に係る基礎知識への理解を更に深めることが出来る。

参考文献

監査 332「販売」の講義教材

科目名	購買・棚卸	購買・棚卸資産・原価計算【その1】								
分類コード	監査 303	査 303 学年 J1 時期 前期 必修 一 単位 3								
講義形態	e ラーニン	グ								

・ 「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」の通読が望ましい。

講義内容(指導目的)

- 1. 購買取引(輸入取引を含む)に関する実務の概要を理解する。**《監査・会計》** 購買取引は、企業の営業目的に関わる商品、又は製品の原材料等の購入取引であり、 販売取引とともに主たる経営活動の一つである。ここでは、購買取引を構成する主要な 業務(購買先選定、購買計画、発注、納品、検収、支払)及び関連する部署について 理解する。会社は、購買取引の基本方針や承認体制を予め定めておくことで、適切な 品質や管理レベルを確保する。このために、会社が制定する購買取引に係る内部規程に ついて習得する。
- 2. 購買取引の会計処理を理解する。 《会計》

まず、適正な仕入認識基準を理解し、当該基準とは異なる基準の妥当性の判断方法について習得する。次に仕入控除項目の会計処理について、さらに購買取引の中で 論点となる取引形態(外注加工・輸入取引等)に係る適正な会計処理について習得する。

3. 購買プロセスの内部統制を理解する。≪監査≫

購買プロセスは棚卸資産に関連するプロセスであり、購買プロセスの内部統制を理解するために、会社の業務フローを理解し、当該業務における財務報告に関わるリスクを把握する。仕入取引においては、主として網羅性、正確性の観点からリスクを把握する。また、輸入取引にかかるプロセスの概要を理解する。

4. 購買プロセスに係る実証手続を理解する。≪監査≫

購買プロセスにおける重要な虚偽表示リスクとして、費用(債務)の過小計上(仕入未計上、期ずれ等)による利益の過大計上が考えられる。従って、関連するアサーションは網羅性及び期間帰属の妥当性が挙げられる。主要な実証手続は、分析的実証手続、残高確認、翌月の請求書の通査が有効である。また、輸入取引に対する監査手続実施時の留意事項を理解する。

キーワード

発注、納品、検収、仕入認識基準、相見積り、有償支給、買戻義務、使用高検収、直納取引、 代価未確定、預け仕入、輸入諸掛

到達目標

- 1. 購買取引に関する実務の概要を説明することができる。
- 2. 購買取引(輸入取引を含む)の会計処理を説明することができる。
- 3. 購買(輸入を含む)プロセスに係る内部統制を説明することができる。
- 4. 購買(輸入を含む)プロセスに係る実証手続を説明することができる。

参考文献

特になし

科目名	購買・棚卸	購買・棚卸資産・原価計算【その2】								
分類コード	監査 303	査 303 学年 J1 時期 前期 必修 - 単位 3								
講義形態	e ラーニン	グ								

- ・監査 303「購買・棚卸資産・原価計算【その1】」の受講完了
- ・以下を通読し、予め内容全般を理解しておくことが望ましい 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号)の通読 「特定項目の監査証拠」(監査基準報告書501)の通読

講義内容 (指導目的)

- 1. 棚卸資産に関する実務の概要を理解する。**《監査・会計》** 棚卸資産は、事業活動の様々な業務プロセスに関連していることから、業務の流れを 理解することが重要となる。ここでは、棚卸資産の範囲を理解し、棚卸資産に係る業務の 流れにどのような部署が関わるのかを一般的な例を用いて理解する。
- 2. 棚卸資産プロセスの会計処理を習得する。《会計》 まず、各種棚卸資産の単価及び数量の決定方法を習得する。関連して中間財務諸表の特有 の会計処理及び棚卸資産の評価に係る税務の取扱いを理解する。次に、原価計算制度 を理解し、各種原価計算制度がどのような場合に用いられるかを理解する。さらに、標準 原価制度を採用した場合の原価差異の会計処理を習得する。関連して、標準原価制 度が原価管理に有効な情報を提供する点、及び税務上の取扱いについても理解する。
- 3. 棚卸資産プロセスにおける内部統制を理解する。**《監査》** 棚卸資産プロセスにおける内部統制を理解するために、会社の業務フローを理解し、 当該業務における財務報告に関わるリスクを把握する。棚卸資産取引においては、 主として実在性、評価の妥当性の観点からリスクを把握する。
- 4. 棚卸資産プロセスに係る実証手続を理解する。《監査》 棚卸資産プロセスの重要な虚偽表示リスクとして、費用の過小(資産の過大)計上による利益の過大計上が考えられる。関連するアサーションは、実在性、評価の妥当性が挙げられる。棚卸資産の実在性と状態について、十分かつ適切な監査証拠を入手するための手続が実地棚卸立会である。また、評価の妥当性については関連する会計基準への準拠性を確認する必要がある。

キーワード

実地棚卸、立会、正味売却価額、営業循環過程、原価計算(実際、標準)、原価差異

到達目標

- 1. 棚卸資産取引に関する実務の概要を説明することができる。
- 2. 棚卸資産取引の会計処理を説明することができる。
- 3. 棚卸資産プロセスに係る内部統制を説明することができる。
- 4. 棚卸資産プロセスに係る実証手続を説明することができる。

参考文献

特になし。

科目名	固定資産	固定資産【その1】									
分類コード	監査 334	№ 334 学年 J1 時期 前期 必須 - 単位 3									
講義形態	e ラーニン	グ									

固定資産の会計処理に関連する会計基準等を通読しておくことが望ましい。

また、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」と「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」を通読しておくことが望ましい。

講義内容(指導目的)

- 1. 固定資産の基礎的な特徴(内部統制の特徴を含む)と監査上の留意点を理解する。《監査》 固定資産は、一般的に取引金額が多額になることに加え、投資した資金の回収が長期に 渡るため、その処理の誤りは企業の業績に大きな影響を及ぼすことになる。ここでは、 こうした固定資産の有する基礎的な特徴について投資を決定する際の基礎となる 企業の予算と関連づけて押さえた上で、その監査上の留意点について理解する。加えて、 固定資産に係る内部統制の特徴を、(1)管理規定、(2)取得、(3)維持・管理(減価償却を 含む)、(4)除却・売却、の観点から理解する。
- 2. 固定資産に関連する会計基準等を正確に読み、会計基準の適用誤りを防ぐべく会計 処理を理解する。**《会計》**

固定資産に関連する様々な会計基準等を正確に読むための留意点を押さえ、会計基準の適用誤りとなる会計処理を理解する。また、あわせて税法の影響を受ける会計処理や、IFRS との相違点についても理解する。

3. 固定資産に関連する勘定科目について、リスク評価から監査手続の選択、その実施までの 一連のプロセスを理解する≪**監査≫**

キーワード

資金予算・損益予算、設備投資の経済性計算、固定資産に係る内部統制、資本的支出と収益的支出、関係会社との固定資産取引、抵当権と質権、建設仮勘定

到達目標

- 1. 固定資産の基礎的な特徴(内部統制の特徴を含む)と監査に与える影響を説明できる。
- 2. 固定資産に関連する会計基準等の内容及びその背景についても正しく理解し、会計基準の 適用誤りとなる会計処理を識別できる。
- 3. 固定資産に関連する勘定科目についてリスク評価から監査手続実施までのプロセスについて説明ができる。

- ・佐藤信彦ほか編著「スタンダードテキスト財務会計論 I 基本論点編 (第 18 版)」 中央経済社 2025 年
- ・町田祥弘著「内部統制の知識(第3版)」日経文庫 2015年

科目名	固定資産	【その2]							
分類コード	監査 334	査 334 学年 J1 時期 前期 必須 - 単位 3								
講義形態	e ラーニン	グ								

「固定資産の減損に係る会計基準」及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」を 通読しておくことが望ましい。

講義内容(指導目的)

- 1. 減損会計の手続の流れと各ステップにおける留意点を理解する。**《会計》** 減損会計の手続は、(1)資産のグルーピング、(2)減損の兆候の識別、(3)減損損失の 認識の判定、(4)減損損失の測定、という大きく4つのステップで行われる。ここでは、各ステップの留意点を理解するとともに、国際財務報告基準・米国基準・日本基準 における減損会計の相違点を理解する。
- 2. 共用資産、のれん、使用権資産の減損会計における留意点を理解する。《会計》 減損会計の対象には、共用資産(直接キャッシュ・フローを生まない本社建物等)や のれん、使用権資産も含まれる。ここでは、これらの資産への減損会計の手続の全体的な 流れと留意点について、一般的な事業用資産の減損会計との相違に着目する形で理解 する。また、のれんについては、償却と減損に関する日本基準と国際財務報告基準 の考え方の相違についてもあわせて理解する。
- 3. 減損会計に係る監査上の留意点を理解する。**《監査》** 減損会計における将来キャッシュ・フローの見積りは、会計上の見積りの中でも、 経営者による事業全体の将来性に対する判断を伴うという点で複雑・難解なものであり、 その監査も困難を伴うものである。ここでは、こうした将来キャッシュ・フローの 見積りを含む減損会計に係る監査上の留意点を理解する。

キーワード

国際財務報告基準・米国基準・日本基準における減損会計の相違、減損会計基準の適用 対象となる資産、資産のグルーピングの方法、共用資産のグルーピングの方法、減損の 兆候の例示、将来キャッシュ・フローの算定(見積範囲、見積期間、本社費等の間接費 の支出)、割引率の決定

到達目標

- 1. 資産のグルーピング、減損の兆候の識別、減損損失の認識の判定、減損損失の測定という、減損会計の手続における4つのステップそれぞれの留意点と、国際財務報告基準・ 米国基準・日本基準における減損会計の相違点を説明できる。
- 2. 共用資産とのれん、使用権資産の減損会計の留意点について、事業用資産の減損会計との相違という観点から説明できる。
- 3. 減損会計に係る監査上の留意点について説明できる。

参考文献

・佐藤信彦ほか編著「スタンダードテキスト財務会計論Ⅱ 応用論点編(第 18 版)」 中央経済社 2025 年

科目名	固定資産	その3】							
分類コード	監査 334	学年	J1	時期	前期	必須	_	単位	3
講義形態	e ラーニン	グ							

「リースに関する会計基準」、「研究開発費等に係る会計基準」、「資産除去債務に関する会計基準」を通読しておくことが望ましい。

講義内容(指導目的)

- 1. リースの会計処理の留意点を理解する。**《会計》** リースに係る会計処理の留意点を理解するとともに、日本基準及び IFRS 会計基準に おけるリースの相違点についても併せて理解する。
- 2. 研究開発費とソフトウェアの会計処理の留意点を理解する。**《会計》** 研究開発費の会計処理においては、「研究開発」の定義を正確に押さえることが、そこに含まれる費用を理解する上で重要となる。ここでは、日本基準と IFRS 会計基準 における研究開発の定義の相違を押さえた上で、その会計処理の留意点を理解する。 また、ソフトウェアの会計処理においては、自社利用のソフトウェアと販売目的の ソフトウェアを明確に区別した上で、資産性の要件、取得原価の範囲、償却方法の 留意点を理解する。
- 3. 資産除去債務の会計処理の留意点を理解する。《会計》 資産除去債務の定義を IFRS 会計基準との相違を含めて押さえた上で、資産除去債務に 対応する除去費用資産の会計処理と、資産除去債務の金額を合理的に見積ることが できない場合の取扱いを理解する。

キーワード

リース、IFRS 会計基準におけるリース取引・研究開発・資産除去債務、自社利用のソフトウェアと販売目的のソフトウェア、ソフトウェアの導入費用の取扱い

到達目標

- 1. リースの会計処理の留意点について、日本基準及び IFRS 会計基準の相違点を含め説明 することができる。
- 2. 研究開発費とソフトウェアの会計処理の留意点について、日本基準と IFRS 会計基準 の相違点を含め説明することができる。
- 3. 資産除去債務の会計処理の留意点について、日本基準と IFRS 会計基準の相違点を含め 説明することができる。

- ・佐藤信彦ほか編著「スタンダードテキスト財務会計論 I 基本論点編(第 18 版)」 中央経済社 2025 年
- ・佐藤信彦ほか編著「スタンダードテキスト財務会計論Ⅱ応用論点編(第 18 版)」 中央経済社 2025 年

科目名	固定資産	【ゼミナ	ール】							
分類コード	監査 334	査 334 学年 J1 時期 後期 必須 − 単位 3								
講義形態	ライブ講義	 ライブ講義								

監査 334「固定資産【その1】【その2】【その3】」を受講完了しておくことが望ましい。 「固定資産の減損に係る会計基準」を通読しておくことが望ましい。

講義内容(指導目的)

- 1. 固定資産【その1】【その2】【その3】の講義において習得した固定資産に関する 基本的な会計及び監査に係る知識を活用し、ゼミナールにおいてアウトプットを行う ことで、知識のさらなる定着を図る。≪会計・監査≫
- 2. ①固定資産の基本的な論点、及び、②固定資産の減損に関する論点について、監査 実務を想定したケースをそれぞれ設定し、各チーム内で会計上の論点や、それに伴う 監査上の論点のディスカッションを行う。各チームにおいて議論の結果をまとめ、 全体での発表を実施する。≪会計・監査≫
- 3. 固定資産のゼミナールを通じて、チーム内または他チームの相手の立場や考え方を 理解し、様々な角度から物事をとらえることが可能となる柔軟な思考の土台となる 幅広い専門知識、教養等を学ぶ。**《会計・監査》**

キーワード

固定資産の減損、減損の兆候、減損損失の認識、減損損失の測定

到達目標

- 1. 固定資産に関連する一連の監査手続について、説明することができる。
- 2. 固定資産に関連する会計基準及び適用指針を理解したうえで、必要な監査手続を立案し、実施することができる。

参考文献

監査334「固定資産【その1】~【その3】」の講義教材

科目名	金融商品							
分類コード	監査 335	学年	J1	時期	前期	必修	単位	3
講義形態	e ラーニン	グ						

会計 236「金融商品【その1】【その2】」を受講完了しておくことが望ましい。 監査基準報告書(以下「監基報」という。)315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」、 330「評価したリスクに対応する監査人の手続」、501「特定項目の監査証拠」を通読して おくことが望ましい。

講義内容(指導目的)

- 1. 有価証券取引、及びデリバティブ取引に係る内部統制の評価手続を理解する。**《監査》** 有価証券取引の購入から売却までの一般的な業務内容について事例をもとに、決算 財務報告プロセスに含まれている RCM(リスク・コントロール・マトリックス)を例示し、内部統制の整備評価、及び運用評価に関する監査手続を立案する過程を例説する。また、デリバティブ取引の基本方針の決定、実行から仕訳入力までの一般的な業務内容事例 をもとに、デリバティブ取引に係る内部統制上の留意点を解説する。また、デリバティブ取引についてのケーススタディにより監査判断に関する実践力を養う。
- 2. 金融商品取引における実証手続の策定、及び実施を事例から理解する。《**監査**》 実証手続に関する監査計画の策定に当たっては、重要な虚偽表示リスクの評価との 関連性において、その評価水準に応じて、効果的・効率的な監査の実施が可能となる ように配慮しなければならない。その前提において、有価証券に関する主要な アサーションごとの実証手続の例示と、実査、確認、期末評価(減損処理判定含む) に関する留意事項を示し、監査調書の例からそれらの監査手続を例説する。減損処理に ついてのケーススタディにより監査判断に関する実践力を養う。また、有価証券 と同様に基本的な監査調書の例から、デリバティブ取引に関する監査手続を例説する。 さらに、投資有価証券の評価に関する不正事例を紹介する。
- 3. 偶発債務の具体例、会計上の取扱い、監査手続を理解する。《会計・監査》 偶発債務は、債務の保証、係争事件に係る賠償義務その他現実に発生していない債務で、将来において事業の負担となる可能性のあるものをいう。したがって、各々の偶発債務の特性に応じて損失の発生可能性、及び金額の見積りの可能性の観点から、引当金の計上又は注記を漏れなく適切に行う必要がある点についての留意が必要である。偶発債務に関する主要なアサーションごとの実証手続の例示と、金融機関・弁護士確認等に関しての留意事項を示し、監査調書の例により監査手続を例説する。また、偶発債務についてのケーススタディにより監査判断に関する実践力を養う。

キーワード

有価証券の実査、証券会社等への確認、減損処理判定、デリバティブ基本方針・リスク 管理規定、ヘッジ要件(事前・事後テスト)、係争事件に係る損害賠償義務、保証債務

到達目標

- 1. 有価証券取引及びデリバティブ取引に係る内部統制の評価手続を立案・実施できる。
- 2. 金融商品取引における実証手続を立案・実施できる。
- 3. 偶発債務の特性に応じた内部統制の評価手続及び実証手続を立案・実施できる。

参考文献

・EY 新日本有限責任監査法人「こんなときどうする? 引当金の会計実務(第2版)」中央経済社

科目名	人件費【そ	の1】						
分類コード	監査 306	学年	J1	時期	前期	必修	単位	2
講義形態	e ラーニン	グ						

以下の関連する企業会計基準等を通読しておくことが望ましい。

- ・「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号)
- ・「ストック・オプション等に関する会計処理」(企業会計基準第8号)

講義内容(指導目的)

1. 人件費に関する実務の概要を理解する。《監査・会計》

人件費は、企業活動を直接的・間接的に行う人員に対する金銭等の支給であり、内部的な 取引である点が特徴である。人件費は、給料、賞与等の費目からなる。ここではまず、 各費目の内容を理解し、人件費の監査において必要となる関連する法令の規定、会社の 従業員の給与、賞与及び退職金の支給基準、算定方法のほか、社会保険や税金等の 周辺部分の知識も理解する。

2. 人件費の会計処理を理解する。《会計》

人件費の会計処理は、原則として発生主義により費用計上を行う。通常の給与計上の会計処理だけでなく、支給時に控除される税金や社会保険料等の会計処理、人件費に関連する引当金の会計処理、株式やストック・オプションを利用した給与及び役員報酬の会計処理を理解する。

3. 人件費プロセスに係る内部統制を理解する。《監査》

人件費プロセスにおいては、給与の決定・計算・支払プロセスが基本となるが、給与 以外の他の人件費(賞与等)についてもこれを準用することができる。給与・控除金額の 計算は労働法規、税法、社会保険制度という共通ルールに基づくものであるため、 大量反復し、コンピュータによる処理になじむ。したがって、ほとんどの会社に おいてシステムやソフトウェアが利用されているが、外部に委託される場合もある。 給与は費用項目であるが、実務的には網羅性よりその発生・正確性がより重要となる。

キーワード

労働基準法、就業規則、給与規程、退職金規程、給与マスタ、法定福利費、福利厚生費、ストック・オプション、業務記述書、フローチャート、RCM

到達目標

- 1. 人件費に関する実務の概要を説明することができる。
- 2. 人件費の会計処理を幅広く理解することができる。
- 3. 人件費プロセスに係る内部統制を説明することができる。

参考文献

・「攻めの経営を促す役員報酬 - 企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の 手引き」(2023 年 3 月時点版 経済産業省)

科目名	人件費【そ	の2]								
分類コード	監査 306	査 306 学年 J1 時期 前期 必修 - 単位 2								
講義形態	e ラーニン	グ								

・人件費【その1】の受講完了が望ましい

以下の関連する企業会計基準等を通読しておくことが望ましい。

- ・「未払従業員賞与の財務諸表における表示科目について」 (日本公認会計士協会リサーチ・センター審理情報 No. 15)
- ・「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金及び準備金並びに役員退職慰労 引当金等に関する監査上の取扱い」(同監査・保証実務委員会報告第42号)

講義内容(指導目的)

- 人件費プロセスに係る内部統制を理解する。≪監査≫ 人件費プロセスにおける内部統制のデザイン評価、並びに業務への適用及び運用 評価手続の実施による重要な虚偽表示リスクの評価の方法を理解する。
- 2. 人件費に係る実証手続を理解する。**《監査》** 人件費のうち通常の給与等は固定費的な性格が強く、従業員の実在性、給与計算の 正確性に関する内部統制に関しても比較的検証しやすいため、分析的手続に適して いる。監査手続例を理解し、必要となる実証手続を習得する。
- 3. 会計上の見積りを含む人件費に係る実証手続を理解する。《**監査**》 会計上の見積りを要する引当金等は主観的な判断を伴うため、固有リスク及び統制リスク が高くなることに留意し、見積りに当たって経営者が内部統制を逸脱して決算操作等を 行うリスクが高いことを理解する。監査人は引当金等の合理性ついて虚偽表示リスクに 対応する監査手続を実施する。監査手続例を理解し、必要となる実証手続を習得する。
- 4. 人件費に関する不正を理解する。《**監査》** 人件費に関する不正は、不正支出(経営者による架空従業員等への給与支出等)と 会計不正(減損可能性の高い店舗への人件費の過少配賦等)に分けることができる。 具体的な不正の手口と不正リスク対応手続を習得する。

キーワード

虚偽表示リスクの評価、会計上の見積り、引当金、不正支出、会計不正、不正対応手続

到達目標

- 1. 人件費プロセスの重要な虚偽表示リスクの評価の方法を説明できる。
- 2. 人件費に係る実証手続を立案・実施できる。
- 3. 人件費に関する不正を理解し、不正リスク対応手続を立案・実施できる。

参考文献

特になし

科目名	関連当事者	関連当事者								
分類コード	監査 337	学年	Ј2	時期	前期	必修	ı	単位	3	
講義形態	e ラーニン	グ								

関連当事者との関係や取引に関する開示の必要性を確認しておくことが望ましい。 関連当事者との取引に伴う虚偽の表示の可能性を確認しておくことが望ましい。 関連当事者に関する監査のための監査基準報告書(以下「監基報」という。)550「関連 当事者」を通読しておくことが望ましい。

講義内容(指導目的)

- 1. 関連当事者との取引に関する開示の必要性、及びその内容と方法を理解する。《**監査・会計》** 会社と関連当事者との取引は、会社に影響力を行使できる法人及び個人との間で、必ずしも独立した対等な関係で取引が行われるとは限らない。そのため、会社財産の棄損の可能性のほか、財政状態や経営成績に影響が生じる可能性がある。また、その結果として、財務諸表の虚偽の表示に至る可能性もあり得る。このため、会社と関連当事者との間の重要な取引の開示を求める各種の基準について理解する。
- 2. 関連当事者との取引に対する監査実施上の留意点を理解する。《監査》 関連当事者との取引に関連して生じた不正事例は多く、財務諸表に対して重要な虚偽表示をもたらす原因となってきた。このため、監査人は関連当事者と会社の関係、及び取引を十分に理解した上で当該取引から生じ得る特別な検討を必要とするリスクを含む、重要な虚偽表示のリスクの識別・評価、財務諸表への影響、並びに取引の処理・開示の妥当性を検討することを要求する監基報550の規定内容を理解する。
- 3. 関連当事者との関係・取引に関連する過去の不正事例から監査の在り方を学ぶ。《**監査》** 未認識の関連当事者を使った循環取引、当該会社や役員に対する資金融資や債務保証、 及び子会社を用いた売上取引の仮装の事例をとおして、監査実務上、監査人が発揮 すべき職業的懐疑心、及び追加的に実施すべき監査手続について理解する。

キーワード

関連当事者、関連当事者取引、独立第三者間取引、絶大な影響力、通常の取引過程から 外れた重要な取引、事業上の合理性

到達目標

- 1. 関連当事者との関係及び取引について、取引の処理と開示について説明できる。
- 2. 関連当事者との取引に関する内部統制を理解し、重要な虚偽表示のリスクの評価と対応について、具体的に解説できる。
- 3. 関連当事者との関係・取引に関連する過去の不正事例を学ぶことで、職業的懐疑心を発揮した監査を行うことができる。

- ・「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号)
- ・「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号)
- ・監査提言集(日本公認会計士協会 監査・規律審査会)

科目名	グループ監	グループ監査									
分類コード	監査 338	学年	Ј3	時期	前期	必修	_	単位	3		
講義形態	e ラーニン	グ							_		

会計 231「連結財務諸表の基礎」を受講完了しておくことが望ましい。

子会社や関連会社における会計不正の内容や監査の役割を確認しておくことが望ましい。 グループ監査に関する監査基準報告書(以下「監基報」)600「グループ監査における特別 な考慮事項」を通読しておくことが望ましい。

以下の該当する会計基準書を通読しておくことが望ましい。

企業会計審議会「外貨建取引等会計処理基準」、

会計制度委員会報告第4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」等

講義内容(指導目的)

- 1. 企業のグローバル化に伴うグループ監査の必要性とその目的を理解する。**《監査》** グループ監査は、グループ財務諸表に対する監査を指し、その中心は連結財務諸表 監査となるため、多くの上場会社に対する監査が該当する。このようなグループ監査の 必要性とその目的を実務的な事例を用いた演習などを通じて理解する。
- 2. グループ監査における一巡のプロセスを理解する。**《監査》** グループ監査人によるグループ財務諸表に対するリスク評価から始まり、監査の作業 を実施する構成単位の識別、構成単位の監査人に対する指示及び双方向コミュニケー ションを適時かつ適切に行うことで可能となる効果的なグループ監査の流れを実務的 な事例を用いた演習などを通じて理解する。
- 3. グループ監査の実務上の留意点を理解する。**《監査》** 過去のグループ監査に関連した不正事例を検証することで、監査実務上、グループ監査に 係わる者として発揮すべき職業的懐疑心と注意すべき重要なポイントを理解する。 また、グループ監査の計画段階における、監査の作業を実施する構成単位の識別の 検討及び実施段階における構成単位の監査人とのコミュニケーション実施時の重要 なポイントをケーススタディにより理解する。
- 4. 連結財務諸表監査の実務上の留意点を理解する。《**監査**》 連結財務諸表に関して、連結の範囲と持分法の適用範囲の検証、子会社の決算日と 連結決算日に差異がある場合の検証、会計方針の統一に関する検証、個別財務諸表の 妥当性の検証、外貨換算の検証、資本連結及び成果連結の検証について実務的な 事例を用いた演習などを通じて理解する。

キーワード

グループ財務諸表、グループ監査、グループ全体統制、構成単位、指示書(インストラクション)、連結の範囲、持分法の適用範囲、連結決算日、会計方針の統一、連結パッケージ、外貨換算の検証、資本連結、成果連結、取引高及び債権債務の相殺消去の検証、未実現損益の消去

到達目標

- 1. グループ財務諸表における監査の作業を実施する構成単位を識別できる。
- 2. グループ監査実施に当たって、構成単位の監査人との協働の方法を説明できる。
- 3. 過去の不正事例を用いてグループ監査の留意点を説明できる。
- 4. 連結財務諸表監査に関する監査上の留意事項を俯瞰的な観点から理解する。

参考文献

・監査基準報告書300 実務ガイダンス第1号「監査ツール」(実務ガイダンス)【様式2-1】 グループ監査の方針(構成単位)、グループ監査の方針(勘定科目)

科目名	実査・立会	実査・立会・確認								
分類コード	監査 320	監査 320 学年 J1 時期 前期 必修 - 単位 3								
講義形態	e ラーニン	グ								

- ・監査203「リスク評価及び評価したリスクへの対応【その1】【その2】」を受講していることが望ましい。
- ・財務諸表監査のプロセスについて基礎的な理解があることが望ましい。
- ・監査基準報告書 501「特定項目の監査証拠」及び監査基準報告書 505「確認」を 通読しておくことが望ましい。

講義内容(指導目的)

- 1. 実査という監査手続を実施する目的や方法などを理解する。**《監査》** 実査とは、監査人自らが資産の現物を手にして、直接かつ物理的に検査する監査手続である。実査は資産の実在性、資産の保全状況、資産に係る取引記録の正確性などに関する 監査証拠の入手を目的としていること、及び有形資産の全てを対象として実施される手続であることを理解する。また、実査を実施する際の留意事項について把握・理解する。
- 2. 立会という監査手続を実施する目的や方法などを理解する。**《監査》** 監査人は、棚卸資産が財務諸表において重要である場合には、不可能でない限り実地 棚卸の立会を実施することを求められている。棚卸立会がどのような目的をもって実施 されるのかを把握し理解する。また、立会という監査手続が具体的にどのように 実施されるのかを理解する。さらに、実地棚卸の結果が適切に財務諸表に反映されて いるかを確認するフォロー・アップについてもその手順を把握する。
- 3. 確認という監査手続を実施する目的や方法などを理解する。**《監査》** 確認とは、監査人が紙媒体や電子媒体等により、相手先である第三者から文書による 回答を直接入手する監査手続である。監査人が何を目的として文書による回答を入手 するのか、回答を求める対象は何か、具体的にどのような方法で確認を実施するのか等に ついて把握し理解する。また、確認を実施する際の留意点についても理解する。

キーワード

資産の実在性、棚卸資産、実地棚卸、テスト・カウント、観察、フォロー・アップ、残高確認、 積極的確認、消極的確認、リモート棚卸立会、電子的確認

到達目標

- 1. 実査の目的、方法並びに実施に当たっての留意点等を理解した上で、自ら適切に実施することができる。
- 2. 立会の目的、方法並びに実施に当たっての留意点等を理解した上で、自ら適切に実施することができる。
- 3. 確認の目的、方法並びに実施に当たっての留意点等を理解した上で、自ら適切に実施することができる。

参考文献

・南成人、中里拓哉、高橋和則「財務諸表監査の実務(第3版)」中央経済社

科目名	保証業務								
分類コード	監査 502	学年	Ј1	時期	後期	必修	_	単位	2
講義形態	e ラーニン	グ							

「財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書」(以下、「意見書」という。)を通読しておくことが望ましい。

講義内容(指導目的)

- 1. 保証業務の概念的枠組みの理解≪監査≫
 - 監査以外の保証業務に関し、保証業務の概念的枠組みを理解すると共に、保証業務の概念的枠組みの中で規定されている保証の対象、保証の手続、保証の内容(水準)について、実務で比較的多く行われているものを中心に、あてはめて解説する。
- 2. 保証業務を提供するに当たり、実務上で準拠すべき基準と内容を理解する。《**監査》** わが国では企業会計審議会の意見書に基づき、日本公認会計士協会から保証業務の 実務指針が公表されている。その保証業務実務指針 3000 では、保証業務を提供する 業務実施者の独立性は当然として、それに加えて保証業務を契約するための必要条件や 構成要素、保証業務の適用対象やその判断・評価のための規準、結論の表明形式と いった点について具体的に規定されているので、実際に保証業務を契約し提供するのに 必要な知識を習得する。
- 3. 保証業務と非保証業務の違いを理解する。≪監査≫
 - 公認会計士として提供する業務には、調製業務、合意された手続業務、税務業務といった 依頼人のために実施される非保証業務、その他、各種のコンサルティング業務も含まれる。 そこで、実務上多い非保証業務について、具体的な専門的業務とその特性を学習する。
- 4. 非財務情報の開示とその保証業務の状況を理解する。**《監査》**TCFD 提言を契機として、特に上場企業においては、サステナビリティ情報開示の充実が求められている。また欧州においては、非財務情報に対する第三者による保証も義務付けられはじめており、その点で、保証のプロフェッショナルである公認会計士に対する社会からの期待は大きい。そこで、実務上多いサステナビリティ情報開示に対する保証業務の実務の状況について理解する。

キーワード

監査又は証明、主題、主題情報、業務実施者、主題に責任を負う者、想定利用者、保証 業務リスク、合意された手続業務、調製業務、非保証業務

到達目標

- 1. 保証業務を提供できる必要条件について説明ができる。
- 2. 保証業務として提供する場合の当事者・保証対象・保証手続・保証形態を説明できる。
- 3. 非保証業務に分類される業務を挙げられるとともに、保証業務との同時提供の可否が根拠を持って判定できる。
- 4. サステナビリティに関する情報開示に対する保証業務の実務の状況を説明できる

- ・山浦久司「会計士情報保証論」中央経済社
- ・保証業務実務指針 3000「監査及びレビュー業務以外の保証業務に関する実務指針」 (日本公認会計士協会監査・保証実務委員会)

科目名	金融機関の	金融機関の会計と監査								
分類コード	監査 503	学年	Ј2	時期	後期	必修	_	単位	3	
講義形態	e ラーニン	e ラーニング								

銀行業・保険業・証券業の財務諸表の確認。

財務諸表等規則及び会社計算規則の別記事業関連の条文について通読が望ましい。 金融機関等監査人向け情報提供ページ(日本公認会計士協会)の「金融機関等監査人向け 公表物の一覧」を見て、興味がある基準等について通読が望ましい。

講義内容(指導目的)

- 1. 金融機関の定義(広義・狭義)について理解する。
- 2. 財務諸表等規則及び会社計算規則における「別記事業」について理解する。
- 3. 銀行業の会計と監査について理解する。《監査・会計》
 - (1) 銀行業の定義などについて理解する。
 - (2) 銀行業の業務内容と財務諸表の関連について理解する。
 - (3) 銀行業の開示及び規制について理解する。
 - (4) 銀行業の監査について理解する(貸倒引当金・自己査定・デリバティブ取引)
- 4. 保険業の会計と監査について理解する。《監査・会計》
 - (1) 保険業の定義などについて理解する。
 - (2) 保険業の業務内容と財務諸表の関連について理解する。
 - (3) 保険業の監査について理解する。
- 5. 証券業の会計と監査について理解する。**《監査・会計》**
 - (1) 証券業の定義などについて理解する。
 - (2) 証券業の業務内容と財務諸表の関連について理解する。
 - (3) 証券業の監査について理解する。

キーワード

別記事業の特例、公共性・社会性、規制業種、銀行法・保険業法等(業法)銀行等監査 特別委員会報告・業種別委員会実務指針等(金融機関固有の基準)、旧金融検査マニュアル、 自己査定、アクチュアリー(専門家)の利用、顧客資産の分別管理

到達目標

- 1. 金融機関の業務内容について理解している。
- 2. 金融機関固有の会計処理等について理解している。
- 3. 金融機関固有の監査について理解している。
- 4. 財務諸表等規則の別記事業及び会社計算規則の適用除外事業を理解している。

- ・日本公認会計士協会 金融機関等監査人向け情報提供ページ 「金融機関等監査人向け公表物の一覧」
- ・大手監査法人による銀行業・保険業・証券業についての業種別会計シリーズの書籍

科目名	公認会計士	公認会計士の業務と公会計									
分類コード	監査 541	E査 541 学年 J2 時期 前期 必修 - 単位 2									
講義形態	e ラーニン	グ									

一般的な企業の会計、監査の講座を受けてから受講することが望ましい。

講義内容(指導目的)

- 1. 公認会計士の業務の領域は、公認会計士試験で勉強してきたような企業会計だけではなく、公会計にも及ぶ。
- 2. 監査の領域としては、独立行政法人等の保証型監査や自治体の包括外部監査などがある。**≪会計・監査≫**
- 3. 非監査の領域としては、国の省庁別財務書類、自治体の新地方公会計や公営企業会計の指導などがある。《会計》
- 4. 独立行政法人の財務諸表や新地方公会計の財務書類には企業会計にはない特徴がある。 また、監査の視点においても、企業会計より幅広い。**《会計・監査》**
- 5. 公認会計士が活躍する舞台は企業会計だけではなく公会計にもあることを知り、 より社会に貢献し得る人材となるための講義とする。

キーワード

独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人、省庁別財務書類、新地方公会計、公営企業会計、包括外部監査

到達目標

- 1. 公認会計士の業務の領域は、企業会計だけではなく、公会計にも及ぶことを理解する。
- 2. 独立行政法人の財務諸表や新地方公会計の財務書類がどういったものなのか、企業会計との相違点について理解する。
- 3. そこで求められる監査の特徴について理解する。

参考文献

特定の文献は利用しないが、政府等からの公表物は適宜引用する。

科目名	非営利法人0	非営利法人の会計と監査								
分類コード	監査 542	学年	Ј2	時期	前期	必修	1	単位	3	
講義形態	eラーニング	S								

一般的な企業の会計、監査の講座を受けてから受講することが望ましい。

講義内容(指導目的)

近年、多様な社会課題への対応、社会保障の持続可能性、政府の財政健全化等の観点から 非営利組織の活躍の場は広がり、社会的な期待が高まっており、これらの非営利組織では それぞれの制度目的に合わせて、固有の特性も考慮した制度が設けられている。

本講義は表題を「非営利法人の会計と監査」として、公認会計士が非営利組織に対して 実施する業務のうち、主だったところとなる公益法人、社会福祉法人、医療法人及び学校 法人の4つの非営利法人の組織形態について、以下の観点の理解を得ることを目的として 講義を行う。

- 各制度の概要及び組織の特性
- ・各会計基準の概要 ≪会計≫
- ・各会計監査及びその現状 《監査》

キーワード

- < 公益法人>社団法人・財団法人、財務三基準、公益目的事業費率、収支相償、遊休財産規制、 正味財産、一般正味財産・指定正味財産、基本財産・特定資産、内訳表
- <社会福祉法人>会計の区分、作成する計算書類の構成、純資産の区分
- < 医療法人>本来業務(附随業務を含む)・附帯業務・収益業務の区分、厚生労働省令で 定められた医療法人会計基準、簡便的会計処理の容認(退職給付引当金、リース取引、 貸倒引当金)、監査対象となる計算書類、一般目的・準拠性の枠組み
- <学校法人>私立学校法及び私立学校振興助成法に基づく監査、学校法人の機関、学校法人が作成する計算関係書類等(種類、用語の定義など)、私立学校法の改正

到達目標

- ・公益法人、社会福祉法人、医療法人及び学校法人のそれぞれの制度概要や会計・監査 制度のほか、組織特性からくる特有の会計処理、各法人において作成すべき財務諸表 (又は計算書類)等について理解し、説明することができるようにする。
- ・企業会計・監査と各組織形態の会計・監査との異同についても理解する。

- 公益法人会計基準
- ・「公益法人会計基準」の運用指針
- ・公益法人会計基準を適用する公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人の財務諸表に関する監査上の取扱い、及び監査報告書の文例(非営利法人委員会実務指針第34号)
- ・公益法人・一般法人の収支計算書に対する監査に関する研究報告 (非営利法人委員会研究報告第28号)
- ・公益法人会計基準に関する実務指針(非営利法人委員会実務指針第38号)
- ・「令和5年度公益法人の会計に関する研究会の報告書」(令和6年5月24日付)
- · 社会福祉法人会計基準

- ・社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて
- ・社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について
- ・社会福祉法人の計算書類に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例(非営利法人 委員会実務指針第40号)
- ・社会福祉連携推進法人の計算書類に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例 (非営利法人委員会実務指針第43号)
- ・監査基準報告書 315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」を社会福祉法人監査に適用するに当たっての留意点(非営利法人委員会研究報告第 17 号)
- ・監査基準委員会報告書 240「財務諸表監査における不正」を社会福祉法人監査に適用するに 当たっての留意点(非営利法人委員会研究報告第 19 号)
- 医療法人会計基準
- ・医療法人会計基準適用上の留意事項並びに財産目録、純資産変動計算書、及び附属明細表 の作成方法に関する運用指針
- ・医療法人の計算書類に関する監査上の取扱い、及び監査報告書の文例(非営利法人委員会 実務指針第39号)
- ・監査基準報告書 315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」を医療法人監査に適用する に当たっての留意点(非営利法人委員会研究報告第 43 号)
- 学校法人会計基準
- ・公開されている学校法人の財務情報(計算関係書類等)
- ・私立学校法の改正に関する説明資料(文部科学省公表資料・通知等)

科目名	公認会計士	公認会計士にとっての税務総論(理論編)								
分類コード	税務 101	・								
講義形態	e ラーニン	グ								

特になし

講義内容(指導目的)

公認会計士は税理士登録を行うことにより税務業務ができる。本講義では、他の税務関連 講義では取り上げられない以下の事項を含む税法・税務業務の全体像を理解する。

- 1. 財政学的な見地からの「税」を俯瞰する。
- 2. 租税法及び国際課税制度の概要を理解する。
- 3. 税務当局による税務調査、そしてその後の異議申立、審査請求、訴訟など税務争訟 プロセスの概要を理解する。
- 4. 税務執行を担当する税務行政や国税組織の概要を理解する。
- 5. 税理士に独占業務として認められる業務内容を理解するとともに、その権利、義務及び責任を理解する。
- 6. 税務業務の内容を理解するとともに、最近ニーズが拡大している新しい税務業務と それが求められる背景を理解する。
- 7. 企業活動を支える税務プロフェショナルが生み出す価値と公認会計士としてのキャリアにおける税務業務の魅力を理解する。

キーワード

国家財政、所得・消費・資産課税、課税主体、租税法律主義、租税公平主義、文理解釈、借用概念、租税回避、国際課税、税務調査、異議申立、審査請求、訴訟、税理士法、税理士の(無償)独占業務、税務プロフェショナル

到達目標

我が国の租税や租税法、国際租税制度の概要、税務調査及び税務争訟制度の概要を理解 できるようになるとともに、企業活動を支える税理士の業務内容と権限・責任、そして そのような税務業務が公認会計士にとっていかに魅力的かを理解できる。

- ・金子宏著「租税法第24版」弘文堂
- 長井良啓、宮崎裕子共著「国際租税法第4版」東京大学出版会

科目名	租税法体系								
分類コード	税務 102	学年	J1	時期	前期	必修	0	単位	3
講義形態	e ラーニン	グ							

公認会計士試験(租税法)出題範囲に関する、所得税、法人税及び消費税の内容を復習して おくこと。

講義内容(指導目的)

- 1. 公認会計士が習得すべき税務の基礎として租税の基本原則、役割、租税の種類や法体系を理解する。
 - (1) 租税の意義、基本原則、役割、種類等を理解する
 - (2) 税法の種類とその概要を理解する
 - (3) 税法の構造とその適用を大まかに理解する
- 2. 相続税の学習のヒントとなり導入部分の論点を取り上げ、受講者の興味を引くよう講義する。

キーワード

租税の基本原則、役割、租税の種類や法体系、税制改正

到達目標

- 1. 租税法分野における最近の課題など広く租税の一般教養を学び説明することができる。
- 2. 講義を通じて課題を自ら見出し、文献等を通じて自ら調べる習慣を身に付ける。

参考文献

・金子宏著「租税法第24版」弘文堂

科目名	公認会計士	にとっ`	ての税	務総論(実務編)					
分類コード	税務 103	送務 103 学年 J2 時期 後期 必修 - 単位 3								
講義形態	ライブ講義	ī. Ž								

特になし

講義内容(指導目的)

企業活動の底流に流れる世界的な大きな潮流・トレンドを踏まえて、グローバルに ビジネス展開をしている日系多国籍企業が抱える税務上の課題を解説する。具体的には、

- ①グローバル事業展開のため M&A/経営統合
- ②地政学リスクを踏まえたサプライチェーン強靭化
- ③ESG・サステナビリティ経営の深化に応じた税務ガバナンスの在り方・税の 透明性向上
- ④税源浸食と利益移転 (BEPS) を踏まえたデジタル経済課税の導入

を取り上げて、日系多国籍企業が直面するこれらの経営課題と密接に関連する税務に関する重要な論点を解説する。そのうえで、ケーススタディを通じて、これらの領域において普段税務アドバイザーがどのようなことを考え、クライアントにアドバイスしているのかを疑似体験していただいて意見を発表してもらう予定である。この講義を通じて税務業務に対するイメージをより鮮明に持っていただくとともに、公認会計士のキャリアを考えるうえで税務業務の面白さや魅力を感じてもらいたい。

キーワード

合併、買収、経営統合、M&A プロセス、税務ストラクチャリング、税務デューデリジェンス、 買収契約、サプライチェーン、事業撤退、清算、無形資産の移転、移転価格、関税、税務 ガバナンス、実効税率適正化、税務リスクマネジメント、税務情報の開示、国別報告書 (CbCR)、GRI、デジタル経済課税、第一の柱、第二の柱、グローバルミニマム課税

到達目標

公認会計士にとって税法を学ぶことがいかに重要かを理解するとともに、公認会計士が税法 を学んだ先にどのような税務業務がリアルに待っているのかを理解する。

参考文献

特になし

科目名	税法【ゼミ	税法【ゼミナール】									
分類コード	税務 212	務 212 学年 J2 時期 後期 必修 - 単位 3									
講義形態	ライブ講義	ライブ講義									

税務 101「公認会計士にとっての税務総論(理論編)」及び税務 102「租税法体系」の受講を完了しておくこと。

公認会計士試験(租税法)出題範囲に関する租税法の内容を復習しておくこと。

講義内容(指導目的)

- 1. 租税法の考え方及び制度等について、実務の視点から理解する。
- 2. 国の財政(歳入・歳出)と税との関わりについて、我が国の現状等を踏まえ、 体系的に理解する。
- 3. ケーススタディをもとに、税法上の主要な論点について、実務の視点から理解する。

キーワード

国税、地方税、直接税、間接税、所得課税、消費課税、資産課税、法人擬制説、法人 実在説、税率、国債、教育、福祉、確定決算主義、損金の意義と範囲、権利確定主義、 租税回避行為、仮装経理、法人格否認の法理、税務調査、国税局、課税処分、修正申告、 延滞税、利子税、加算税、国税不服審判所

到達目標

- 1. 租税法の考え方及び制度等について、実務の視点から説明することができる。
- 2. 国の財政(歳入・歳出)と税との関わりについて、我が国の現状等を踏まえ、 概要を説明することができる。
- 3. 税法上の主要な論点の概要について、専門家として、相手に分かり易く説明することができる。
- 4. 税法の相互関係を踏まえて、制度のつながりを説明することができる。

参考文献

特になし

科目名	法人税法総認	法人税法総論								
分類コード	税務 201	学年	Ј1	時期	後期	必修	-	単位	3	
講義形態	e ラーニング	8								

- ・税務101「公認会計士にとっての税務総論(理論編)」の受講を完了しておくことが望ましい。
- ・図解法人税や税大講本等を用いて事前に自己学習しておくことが望ましい。

講義内容 (指導目的)

- 1. 法学としての租税法について理解する。
- 2. 法人税法の歴史を理解する。
- 3. 法人税法の体系を理解する。
- 4. 会計と法人税法の関係について理解する。
- 5. 会社法と法人税法の関係について理解する。
- 6. 法人税法と租税特別措置法の関係について理解する。
- 7. 納税義務者、事業年度、所得計算、税率、申告、納付等の法人税法第2条の定義に ついて理解する。
- 8. 国税通則法との関係を理解する。

キーワード

法学、租税法、租税特别措置法、国税通則法、益金、損金、申告調整、別表四、別表五、 繰越欠損金、完全支配関係、支配関係、同族会社、青色申告、普通法人、公益法人、 修正申告、中間申告、更正等

到達目標

・法人税法の体系について第三者に説明できる。

- ・渡辺徹也著「スタンダード法人税法 第3版」弘文堂
- ·馬場光徳著「図解法人税令和6年版」大蔵財務協会
- ・日本公認会計士協会東京会編「最新企業会計と法人税申告調整の実務」第一法規

科目名	法人税法(法人税法 (総合演習)【その1】【その2】									
分類コード	税務 209	<u> </u>									
講義形態	ライブ講義	ライブ講義									

税務201「法人税法総論」及び税務212「法人税法【その1】~【その3】」の受講完了が望ましい。

講義内容(指導目的)

- 1. 法人税の申告及び納付に関する諸規定を理解する。
 - (1) 税務上の決算手続の順序を理解する。
 - (2) 事業年度と申告及び納付期限について理解する。
 - (3) 決算調整と申告調整について理解し、会計上の利益(損失)と所得(欠損)金額の関連について理解する。
 - (4) 法人税の所得計算における理論を理解する(損金経理要件、確定決算主義、公正処理基準、当初申告要件等)。
- 2. 法人税申告書(主に別表一、別表四、別表五(一)、別表五(二))、地方税申告書(主に第六号様式)の構造及び決算書との関連性を理解する。
 - (1) 法人税申告書別表四と別表五(一)の関連性、決算書との関連性及び留保・ 社外流出の意味について理解する。
 - (2) 租税公課に関する税務調整について理解する。
 - (3) 税効果会計を適用している場合の税効果会計関連勘定と法人税申告書別表四、別表五(一)の関連性を理解する。
- 3. 法人税等の税金計算構造を理解し、税金の年税額及び未納税額の計算を行う。
- 4. 算定された未納税額及び一時差異から税効果会計に関連する勘定科目の計算を行う。

キーワード

加算、減算、損金経理要件、確定決算主義、公正処理基準、留保、社外流出、別表四、 別表五(一)、別表五(二)、第六号様式、法人事業税に係る外形標準課税、法人住民税 均等割、利益積立金額、資本金等の額、納税充当金、検算

到達目標

- 1. 消費税計算まで完了した試算表から法人税申告書(主に別表一、別表四、別表五(一)、 別表五(二))及び地方税申告書(主に第六号様式)を作成し、年税額及び未納税額 を計算できる。
- 2. 算定された未納税額及び一時差異から税効果会計に関連する勘定科目の計算を行うことができる。
- 3. 1. 及び2. から税金・税効果に係る会計仕訳を起票できる。

- ・鈴木基史著「対話式 法人税申告書作成ゼミナール」清文社
- ・日本公認会計士協会東京会編「最新企業会計と法人税申告調整の実務」第一法規

科目名	法人税法(組織再紀	編税制)【そのこ	1				
分類コード	税務 210								
講義形態	e ラーニン	グ							

- ・税務 201「法人税法総論」の受講完了が望ましい。
- ・組織再編に係る会社法及び会計基準等の概要について、会計 632「企業組織再編の会計 実務【その1】【その2】」を受講し、理解しておくことが望ましい。

講義内容(指導目的)

- 1. 組織再編取引(合併、分割型分割、分社型分割、現物出資、現物分配、株式分配、株式交換、株式移転)における当事者の基本的な税務処理を理解する。
- 2. 組織再編取引が税務上の適格再編として取扱われる場合の適格要件の基本的な内容を理解する。

キーワード

適格再編、簿価引継、非適格再編、譲渡損益、時価取得、みなし配当、適格要件、対価要件、 完全支配関係、支配関係、共同事業

到達目標

- 1. 適格組織再編取引及び非適格組織再編取引が行われた場合の当事者の基本的な税務 処理(資産調整勘定等の生じるケースは含まない)について、簡単な設例等を用いて 説明することができる。
- 2. 組織再編取引が法人税法上適格再編として扱われるための要件について、基本的な枠組みを説明することができる。

- 馬場光徳著「図解法人税令和6年版」大蔵財務協会
- ・日本公認会計士協会東京会編「最新企業会計と法人税申告調整の実務」第一法規

科目名	法人税法(組織再紀	編税制)【その2	2]					
分類コード	税務 210	税務 210 学年 J2 時期 後期 必修 - 単位 3								
講義形態	e ラーニン	グ								

- ・税務 201「法人税法総論」及び税務 210「法人税法(組織再編税制)【その1】」の受講完了
- ・組織再編に係る会社法及び会計基準等の概要について、会計 632「企業組織再編の会計 実務 【その1】 【その2】」を受講し、理解しておくこと。

講義内容(指導目的)

- 1. 適格合併等を行った後の繰越欠損金及び特定資産譲渡等損失の損金算入制限の基本的な内容を理解する。
- 2. 非適格再編が行われた場合に生ずる資産調整勘定及び負債調整勘定の基本的な内容を理解する。
- 3. 三角再編 (完全親法人株式を対価として交付) における当事者の基本的な税務処理を 理解する。
- 4. 株式交付における当事者の基本的な税務処理を理解する。
- 5. 組織再編成に係る行為又は計算の否認規定の基本的な内容を理解する。

キーワード

適格再編、簿価引継、非適格再編、譲渡損益、時価取得、みなし配当、適格要件、対価要件、 完全支配関係、支配関係、共同事業、繰越欠損金、特定資産譲渡等損失、資産調整勘定、 負債調整勘定、三角再編、株式交付、包括的否認規定(行為又は計算の否認規定)

到達目標

- 1. 適格合併が行われた後の繰越欠損金等の損金算入制限について、簡単な設例等を用いて説明することができる。
- 2. 非適格再編が行われた場合の当事者の基本的な税務処理(資産調整勘定等の生じるケースを含む)について、簡単な設例等を用いて説明することができる。
- 3. 三角合併を行った場合の当事者の基本的な税務処理について、簡単な設例等を用いて 説明することができる(資産調整勘定等の生じるケースを含む)。
- 4. 株式交付を行った場合の当事者の基本的な税務処理について、簡単な設例等を用いて 説明することができる。
- 5. 組織再編成に係る行為又は計算の否認規定について、事例等を用いて基本的な内容を 説明することができる。

- 馬場光徳著「図解法人税令和6年版」大蔵財務協会
- ・日本公認会計士協会東京会編「最新企業会計と法人税申告調整の実務」第一法規

科目名	法人税法(法人税法 (グループ法人税制・グループ通算制度)【その1】									
分類コード	税務 211	務 211 学年 J2 時期 後期 必修 - 単位 3									
講義形態	e ラーニン	e ラーニング									

税務 212 「法人税法【その 1】~【その 3】」及び税務 213 「純資産の部の税務」の受講を 完了しておくことが望ましい。

講義内容 (指導目的)

- 1. グループ法人税制の概要、及び以下の主要論点について設例を交えて理解する。
 - (1) グループ法人税制とグループ通算制度の関係、異同点
 - (2) 完全支配関係の意義
 - (3) グループ法人間の取引に係る税務上の取扱い(譲渡損益の繰延、寄附金・受贈益、 寄附修正、受取配当等、自己株式の取得、残余財産の確定)

キーワード

完全支配関係、譲渡損益の繰延べ、グループ法人間寄附金・受贈益、寄附修正

到達目標

- 1. グループ法人税制とグループ通算制度の関係性について説明することができる。
- 2. グループ法人税制の適用対象取引について説明することができる。
- 3. グループ法人間の取引に係る税務上の取扱いについて説明することができる。

参考文献

・日本公認会計士協会東京会編「最新企業会計と法人税申告調整の実務」第一法規

科目名	法人税法(法人税法 (グループ法人税制・グループ通算制度)【その2】									
分類コード	税務 211	務 211 学年 J2 時期 後期 必修 - 単位 3									
講義形態	e ラーニン	e ラーニング									

税務 211「法人税法(グループ法人税制・グループ通算制度)【その1】」の受講を完了しておくことが望ましい。

講義内容(指導目的)

- 1. グループ通算制度の概要、及び以下の主要論点について理解する。
 - (1) 通算制度の適用法人(通算親法人、通算子法人)
 - (2) 通算制度における納税義務者
 - (3) 通算制度開始時、通算グループ加入時、通算グループ離脱時の取扱い
 - (4) グループ通算制度の計算構造(所得計算、税額計算)
 - (5) 個別制度の取扱い(受取配当等、交際費等、外国税額控除、試験研究費の特別控除)
 - (6) 欠損金の通算
 - (7) 修正・更正における取扱い(遮断措置)
 - (8) 通算税効果額の精算
 - (9) 中小企業者の取扱い
 - (10)地方税における取扱い

キーワード

通算親法人、通算子法人、通算完全支配関係、時価評価対象資産、投資簿価修正、通算前所得(欠損)金額、通算前欠損金額、損益通算、特定欠損金、非特定欠損金、遮断措置、通算税効果額

到達目標

- 1. グループ通算制度を適用できる法人の範囲について説明することができる。
- 2. グループ通算制度における納税義務の取扱いについて説明することができる。
- 3. グループ通算制度の特徴について、通算制度を適用しない場合の単体納税制度との 相違点に着目して説明することができる。
- 4. 通算制度開始時、通算グループ加入時及び通算グループ離脱時における資産の時価評価制度に関し、①時価評価が必要とされる法人の範囲、及び②時価評価対象資産の範囲について説明することができる。
- 5. 投資簿価修正の概要について説明することができる。
- 6. グループ通算制度の計算構造を説明することができる。欠損金の分類、控除限度額及び控除順序について説明することができる。
- 7. 遮断措置の概要について説明することができる。
- 8. 通算税効果額の精算の概要について、会計処理も含めて説明することができる。
- 9. 通算制度における中小企業者の取扱いについて説明することができる。
- 10. 通算制度の地方税における取扱いについて説明することができる。

- ・デロイトトーマツ税理士法人監修「詳解グループ通算制度Q&A」清文社
- ・足立好幸著「実務解説 グループ通算制度の税効果会計」中央経済社
- ・日本公認会計士協会東京会編「最新企業会計と法人税申告調整の実務」第一法規

科目名	法人税法	法人税法【その1】(所得の金額の通則、収益の額)								
分類コード	税務 212	- 送務 212 学年 J2 時期 後期 必修 − 単位 3								
講義形態	e ラーニン	グ								

- ・税務 101「公認会計士にとっての税務総論(理論編)」及び税務 201「法人税法総論」の 受講を完了しておくことが望ましい。
- ・公認会計士試験(租税法)出題範囲に関する法人税法の内容を復習しておくことが望ましい。

講義内容(指導目的)

法人税法第21条及び第22条の完全なる理解を目的とする

<益金>

- 1. 益金の計上に関する原則を理解する。
- 2. 益金の額に関する特段の定めについて (法人税法第 22 条の 2 から第 28 条まで) 理解する。
- 3. 特に、無償による資産の譲渡及び譲受に関しては実務的な面を含めて理解をする。 <損金>
- 4. 益金の計上に関する原則を理解する。
- 5. 債務確定主義について理解する。
- 6. 法人税法第22条3項各号についての完全に理解する。
- 7. 損金の額についての別段の定めの外観を理解する。
- 8. 損失の額についての法人税法上の取り扱いを理解する。

〈公正処理基準〉

9. 判例における公正処理基準の取扱いについて理解する。

キーワード

< 益金関連>益金の額に算入すべき金額、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引、別段の定め、収益認識に関する会計基準との関係、益金の額と収益の額の違い、法22条、法22条の2、その他の収益計上時期 < 損金関連>損金の額に算入すべき金額、別段の定め、当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額、償却費以外の費用、債務確定主義、損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの

<公正処理基準関連>

ビックカメラ事件

到達目標

・法人税法第21条及び第22条の完全なる理解

- ・渡辺徹也著「スタンダード法人税法 第2版」弘文堂
- ·馬場光徳著「図解法人税令和6年版」大蔵財務協会
- ・日本公認会計士協会東京会編「最新企業会計と法人税申告調整の実務」第一法規

科目名	法人税法【	法人税法【その2】(役員給与、寄附金、貸倒引当金)								
分類コード	税務 212	ÓR 212 学年 J2 時期 後期 必修 一 単位 3								
講義形態	e ラーニン	グ								

- ・税務 101「公認会計士にとっての税務総論(理論編)」及び税務 201「法人税法総論」の 受講を完了しておくことが望ましい。
- ・公認会計士試験(租税法)出題範囲に関する法人税法の内容を復習しておくことが望ましい。

講義内容 (指導目的)

法人税における損金の考え方、会計上の費用及び損失との違いを理解し、実務上必要となる申告調整等の内容について理解する。

- 1. 役員給与に関連する法人税の考え方及び制度を理解する。
- 2. 交際費に関連する法人税の考え方及び制度を理解する。
- 3. 寄附金に関連する法人税の考え方及び制度を理解する。
- 4. 租税公課に関連する法人税の考え方及び制度を理解する。
- 5. 資産の評価損に関連する法人税の考え方及び制度を理解する。
- 6. 貸倒損失、貸倒引当金に関連する法人税の考え方及び制度を理解する。

キーワード

損金経理、損金算入時期、損金算入限度額、申告納税、賦課課税、利子税、延滞税、みなし役員、定期同額給与、事前確定届出給与、業績連動給与、過大使用人給与、過大役員給与、租税特別措置法、対価性の有無、災害による著しい損傷、著しい陳腐化、価額の著しい低下、遊休状態、法律上の貸倒、事実上の貸倒、形式上の貸倒、貸倒実績率、法定繰入率

到達目標

- 1. 役員給与に関連する法人税の考え方及び制度を説明し、損金算入額等を計算することができる。
- 2. 交際費に関連する法人税の考え方及び制度を説明し、損金算入額等を計算することができる。
- 3. 寄附金に関連する法人税の考え方及び制度を説明し、損金算入額等を計算することができる。
- 4. 租税公課に関連する法人税の考え方及び制度を説明し、損金算入額等を計算することができる。
- 5. 資産の評価損に関連する法人税の考え方及び制度を説明し、損金算入額等を計算することができる。
- 6. 貸倒損失、貸倒引当金に関連する法人税の考え方及び制度を説明し、損金算入額等を計算することができる。

- ・渡辺徹也著「スタンダード法人税法 第3版」弘文堂
- 馬場光徳著「図解法人税令和6年版」大蔵財務協会
- ・日本公認会計士協会東京会編「最新企業会計と法人税申告調整の実務」第一法規

科目名	法人税法【	法人税法【その3】(繰越欠損金)									
分類コード	税務 212	務 212 学年 J2 時期 後期 必修 - 単位 3									
講義形態	e ラーニン	e ラーニング									

- ・税務 101「公認会計士にとっての税務総論(理論編)」及び税務 201「法人税法総論」の 受講を完了しておくことが望ましい。
- ・公認会計士試験(租税法)出題範囲に関する法人税法の内容を復習しておくことが望ましい。

講義内容(指導目的)

- 1. 法人税法上の各種欠損金の考え方について理解する。
- 2. 欠損金の繰越控除制度について理解する。
- 3. 欠損金の繰戻還付制度について理解する。
- 4. グループ通算制度、組織再編税制等における欠損金の取扱いについて理解する。

キーワード

欠損金、繰越欠損金、繰越控除、繰戻還付、災害時等の取扱い、期限切れ

到達目標

- 1. 法人税法上の各種欠損金の考え方について説明することができる。
- 2. 欠損金の繰越控除制度について説明し、これを所得計算において適用することができる。
- 3. 欠損金の繰戻還付制度について説明し、実際の還付額を計算することができる。
- 4. グループ通算制度、組織再編税制等における欠損金の取扱いについて説明することができる。

- ・金子博著「租税法 第24版」弘文堂
- ·馬場光徳著「図解法人税令和6年版」大蔵財務協会
- ・デロイトトーマツ税理士法人監修「条文・事例・図表で読み解く 繰越欠損金の税務」ロギカ書房

科目名	純資産の部	純資産の部の税務								
分類コード	税務 213	・								
講義形態	e ラーニン	e ラーニング								

- ・税務 101「公認会計士にとっての税務総論(理論編)」及び税務 201「法人税法総論」の 受講を完了しておくことが望ましい。
- ・公認会計士試験(租税法)出題範囲に関する法人税法の内容を復習しておくことが望ましい。

講義内容(指導目的)

- 1. 増資及び減資に関する法人税法の考え方及び制度を理解する。
- 2. 自己株式の取得に関する法人税法の考え方及び制度を理解する。
- 3. 配当(みなし配当を含む)に関する法人税法の考え方及び制度を理解する。
- 4. 新株予約権の発行等に関する法人税法の考え方及び制度を理解する。
- 5. 上記1.から4.に関する法人税申告書別表五の記載に関する考え方及び制度を理解する。

キーワード

増資、減資、新株予約権、配当、みなし配当、資本取引、損益取引

到達目標

- 1. 増資及び減資に関する法人税法の考え方及び制度を説明できる。
- 2. 自己株式の取得に関する法人税法の考え方及び制度を説明できる。
- 3. 配当(みなし配当を含む)に関する法人税法の考え方及び制度を説明できる。
- 4. 新株予約権の発行等に関する法人税法の考え方及び制度を説明できる。
- 5. 上記1.から4.に関する法人税申告書別表五の記載に関する考え方及び制度を説明し、 申告書の作成ができる。

- ・渡辺徹也著「スタンダード法人税法 第2版」弘文堂
- ·馬場光徳著「図解法人税令和6年版」大蔵財務協会
- ・日本公認会計士協会東京会編「最新企業会計と法人税申告調整の実務」第一法規

科目名	所得税法概	所得税法概論【その1】【その2】								
分類コード	税務 301	学年	Л1	時期	後期	必修	_	単位	各3	
講義形態	e ラーニン	e ラーニング								

- ・税務 101「公認会計士にとっての税務総論(理論編)」の受講を完了しておくこと。
- ・公認会計士試験(租税法)出題範囲に関する所得税についての復習をしておくことが望ましい。

講義内容 (指導目的)

- 1. 所得税の概要について理解する。
 - (1) 所得の概念、納税義務者、非課税所得
 - (2) 計算体系
 - (3) 青色申告
- 2. 各種所得に関する論点を理解する。
 - (1) 利子所得
 - (2) 配当所得
 - (3) 不動産所得
 - (4) 事業所得
 - (5) 給与所得
 - (6) 退職所得
 - (7) 譲渡所得
 - (8) 一時所得
 - (9) 雑所得
- 3. 課税標準、損益通算、繰越控除について理解する。
- 4. 所得控除について理解する。
- 5. 税額計算、税額控除について理解する。
 - (1) 配当控除
 - (2) 住宅ローン減税
 - (3) 寄付金関係の特別控除
- 6. 申告手続、納税方法について理解する。
- 7. 申告書の構造、記載について理解する。

キーワード

青色申告、青色事業専従者給与、青色申告特別控除、利子所得、配当所得、不動産所得、 事業所得、給与所得、退職所得、譲渡所得等

到達目標

- 1. 所得税の計算体系について説明することができる。
- 2. 所得税の諸論点の概要をイメージすることができる。

- ・佐藤 英明 著「スタンダード所得税法〈第4版〉」弘文堂
- ・廣瀬公一編「図解 所得税(令和6年版)」大蔵財務協会
- ・税務大学校「所得税法 令和6年度版」

科目名	資産課税の	全体像								
分類コード	税務 411	務 411 学年 J1 時期 後期 必修 - 単位 3								
講義形態	e ラーニン	グ								

税務 101「公認会計士にとっての税務総論(理論編)」及び税務 102「租税法体系」の受講完了

講義内容(指導目的)

資産課税が、資産の取引、保有、移転の各段階において課税される複合的税であることを理解し、以下の1.から4.に関する税法上の考え方及び制度を理解すること。

- 1. 資産の取引に関わる税:消費税、不動産取得税、印紙税、登録免許税
- 2. 資産の保有に関わる税:固定資産税、都市計画税、償却資産税
- 4. 資産の移転に関わる税: 相続税、贈与税

キーワード

消費税、不動産取得税、印紙税、登録免許税、固定資産税、都市計画税、償却資産税、 配当や利子に対する所得課税、譲渡益課税、受贈益課税、相続税、贈与税、

到達目標

- 1. 資産課税が、資産の取引、保有、移転の各段階において課税される複合的税であることを説明できる。
- 2. 資産課税に関する具体的な取り扱いについて、税法上の考え方及び制度の概要を説明できる。
- 3. 資産課税について、個別の取引等に関する所得等の計算ができる。

参考文献・佐藤 英明 著「スタンダード所得税法〈第4版〉」弘文堂

- ・渡辺 徹也 著「スタンダード法人税法〈第3版〉」弘文堂
- ・板倉 弘至 編「図解 譲渡所得(令和6年版)」大蔵財務協会
- ・板倉 弘至 編「図解 相続税・贈与税(令和6年版)」大蔵財務協会
- 石橋 茂 編著「図解 地方税(令和6年版)」大蔵財務協会
- 税務大学校「税法入門 令和6年度版」
- 税務大学校「間接税法(基礎編)令和6年度版」

科目名	相続税法							
分類コード	税務 401	学年	Ј1	時期	後期	必修	単位	3
講義形態	e ラーニン	グ						

税務 101「公認会計士にとっての税務総論(理論編)」の受講完了

講義内容(指導目的)

- 1. 相続税法を理解するうえで、相続の土台となる民法の基礎を理解する。
- 2. 相続税の課税原因、納税義務者、計算構造、申告と納税について理解する。
- 3. 相続の実務上の論点と演習問題によって理解を深める。
- 4. 財産評価基本通達に定める土地及び土地の上に存する権利・建物の評価方法を理解する。

キーワード

相続のタイムスケジュール、法定相続人、法定相続分、代襲相続、養子、遺産分割、相続の承認及び放棄、遺贈、遺留分、遺言、贈与、配偶者居住権、相続税の計算、みなし相続財産、非課税財産、債務・葬式費用、基礎控除額、2割加算、配偶者の税額控除、相続税申告書、延納、物納、財産評価基本通達、路線価方式、倍率方式、固定資産税評価額、調整率、区分所有財産の評価、小規模宅地の特例

到達目標

- 1. 相続税の税額を算定できる。
- 2. 基礎的な民法と相続税の仕組みについて説明できる。
- 3. 配偶者居住権の概要について説明できる。
- 4. 財産評価基本通達に定める土地及び土地の上に存する権利・建物の評価について、概要を説明できる。

- ・板倉 弘至 編「図解 相続税・贈与税(令和6年版)」大蔵財務協会
- · 板倉 弘至 編「図解 譲渡所得(令和6年版)」大蔵財務協会
- ・大蔵財務協会 編「改正税法のすべて(令和6年版)」大蔵財務協会
- ・伊藤真「親族・相続 第4版(伊藤真試験対策講座 12)」弘文堂

科目名	贈与税、譲	贈与税、譲渡所得課税概論								
分類コード	税務 412	務 412 学年 J1 時期 後期 必修 - 単位 3								
講義形態	e ラーニン	グ								

・税務 101「公認会計士にとっての税務総論(理論編)」、税務 102「租税法体系」及び 税務 411「資産課税の全体像」の受講完了が望ましい。

講義内容(指導目的)

税務 411「資産課税の全体像」で資産課税が、資産の取引、保有、移転の各段階において 課税される複合的な税であることを理解していることを前提に、贈与税、譲渡所得税に ついて、以下についてより詳細な税法上の考え方及び制度を理解すること。

- 1. 贈与税: 暦年贈与、相続時精算課税による贈与、経済的利益に関するみなし贈与の認識 及び課税、贈与税の納税猶予制度
- 2. 譲渡所得税:短期譲渡、長期譲渡、経済的利益に関するみなし譲渡益の認識及び 課税、有価証券の譲渡に関する特例、不動産の譲渡(交換を含む)に関する特例

キーワード

暦年贈与、相続時精算課税による贈与、みなし贈与、贈与税の納税猶予制度、短期譲渡、 長期譲渡、みなし譲渡、有価証券の譲渡に関する特例、不動産の譲渡(交換を含む)に 関する特例、時価譲渡、低額譲渡、高額譲渡、経済的利益、分離課税、総合課税

到達目標

- 1. 贈与税、譲渡所得税について、資産の取引、保有、移転の各段階において課税される 複合的な税であることを説明できる。
- 2. 贈与税、譲渡所得税について、税法上の考え方及び制度を説明できる。
- 3. 贈与税、譲渡所得税について、個別の取引等に関する所得等の計算が出来る。

- ・谷口 勢津夫,一高 龍司,野一色 直人,木山 泰嗣 著「基礎から学べる租税法〈第3版〉」 弘文堂
- ・佐藤 英明 著「スタンダード所得税法〈第3版〉」弘文堂
- ・板倉 弘至 編「図解譲渡所得(令和6年版)」大蔵財務協会
- ・板倉 弘至 編「図解相続税・贈与税(令和6年版)」大蔵財務協会

科目名	消費税法概	論								
分類コード	税務 501	務 501 学年 J1 時期 後期 必修 - 単位 3								
講義形態	e ラーニン	グ								

- ・税務 101「公認会計士にとっての税務総論(理論編)」を受講完了しておくこと。
- ・公認会計士試験(租税法)出題範囲に関する、消費税法について復習しておくことが望ましい。

講義内容(指導目的)

- 1. 消費税の性格を理解する。
 - (1) 間接税、納税事務負担軽減措置
- 2. 消費税の仕組みを理解する。
 - (1) 課税対象及び非課税取引と免税取引の取扱い
 - (2) 小規模事業者に係る納税義務の免除
 - (3) 消費税及び地方消費税の標準税率と軽減税率、及び軽減税率の対象品目
 - (4) 仕入に係る税額控除の原則と特例
 - (5) 適格請求書等保存方式 (インボイス制度)
- 3. 消費税に関する実務の概要を理解する。
 - (1) 申告の種類と中間申告、納付時期について
 - (2) 届出等の手続き

キーワード

課税事業者、課税取引、非課税取引、免税取引、課税売上高、軽減税率、課税売上割合、 仕入税額控除、適格請求書等保存方式、簡易課税制度、消費税課税事業者届出書

到達目標

- 1. 消費税に関する仕組みについて説明できるようになる。
- 2. 消費税の各種制度について説明できるようになる。
- 3. 消費税額を計算できるようになる。

- •濱田正義編「図解 消費税令和6年版」大蔵財務協会
- ・佐藤英明、西山由美著「スタンダード消費税法第2版」弘文堂

科目名	消費税法の	実務								
分類コード	税務 501	務 501 学年 J1 時期 後期 必修 - 単位 3								
講義形態	e ラーニン	グ								

- ・税務 101「公認会計士にとっての税務総論(理論編)」の受講を完了しておくことが望ましい。
- ・公認会計士試験(租税法)の出題範囲に含まれる消費税法について復習しておくことが望ましい。

講義内容(指導目的)

- 1. 消費税に関する実務を理解する。
 - (1) 適格請求書等保存方式 (インボイス制度) について
 - (2) 近年のトピック、税理士損害賠償責任保険事故事例などについて
- 2. 消費税の会計処理と表示方法、及び法人税法上の消費税の取扱いを理解する。
 - (1) 税込方式、税抜方式による違い
 - (2) 控除対象外消費税額等の取扱い
 - (3)「収益認識に関する会計基準」の適用に伴う消費税の取扱い
- 3. 消費税申告書の作成について作成方法を習得する。

キーワード

適格請求書等保存方式(インボイス制度)、税込方式、税抜方式、控除対象外消費税、確定 申告書、調整対象固定資産、高額特定資産、居住用賃貸建物

到達目標

- 1. 適格請求書等保存方式 (インボイス制度) について説明できるようになる。
- 2. 消費税に関する会計処理及び表示並びに法人税法上の消費税の取扱いについて 説明できるようになる。
- 3. 消費税に関する実務上の論点について説明できるようになる。
- 4. 消費税の申告書を作成できるようになる。

- •濱田正義編「図解 消費税令和6年版」大蔵財務協会
- ・佐藤英明、西山由美著「スタンダード消費税法第2版」弘文堂
- ・鶴田泰三著「消費税の会計処理と法人税務申告調整パーフェクトガイド」清文社

科目名	国際税制								
分類コード	税務 601	学年	J2	時期	後期	必修	_	単位	3
講義形態	e ラーニン	グ							

税務 201「法人税法総論」及び税務 212「法人税法【その1】~【その3】」の受講を完了しておくことが望ましい。

講義内容 (指導目的)

国際税務の基礎を通し、国際間の税制度の趣旨を理解する。

- 1. 非居住者等の日本における課税制度
- 2. 日系企業の海外投資に関連する課税制度(配当免税)
- 3. 二重課税を防ぐための諸制度(租税条約)
- 4. 移転価格税制
- 5. 国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例(過少資本税制)
- 6. 外国子会社合算税制 (タックスヘイブン税制)

キーワード

非居住者、外国法人、租税条約、配当免税、源泉税、外国税額控除、クロスボーダー、恒久的施設(PE)、グローバル・ミニマム課税

到達目標

- 1. 国際税務の主要課題を理解し、何が問題となるのかを説明することができる。
- 2. 非居住者及び外国法人に関する日本における課税制度の趣旨と概要を説明することができる。
- 3. 租税条約の趣旨と概要について説明することができる。

参考文献

•望月文夫著「図解 国際税務令和6年版」大蔵財務協会

科目名	経営管理総	論								
分類コード	経営 101	営 101 学年 J1 時期 前期 必修 ○ 単位 3								
講義形態	e ラーニン	グ								

一般的な企業の組織形態及び戦略について、下記参考文献の書籍等で確認しておくこと。

講義内容(指導目的)

本講義は、公認会計士企業をよりよく理解するために、企業が実施している経営管理の本質と基本的な事項を理解することに目的がある。そのためには、そもそも経営学とは何か(経営学の本質の理解)から、前提となる経営実務の概要を理解することを目的とする。そのうえで経営管理の手法や目的を理解することが重要である。また、中期経営計画の策定の手法と概要について理解する。

- 1. 経営学の本質を理解する。(社会科学、経済学、心理学)
- 2. 経営組織の基本構造と経営組織ごとの特性を理解する。
- 3. 主要経営機能(調達、製造、物流、販売/サービス、経理・人事・総務等)の目的・ 主要機能・企画内容を理解する
- 4. 経営管理と経営戦略の関係を理解する。
- 5. 経営計画を策定するためのツールや諸理論を理解する。
- 6. 中期経営計画と予算の関係について理解する。
- 7. 経営管理への活用-策定した事業戦略を遂行するために、どのようなマイルストーンを 置いて管理を行うべきかを理解する。

キーワード

ファヨールの管理原則、ライン組織、機能別組織、事業部別組織、デジタル・トランスフォーメーション(DX)、経営目標、SWOT 分析、経営ビジョン、PPM 理論、競争戦略、バリューチェーン、コアプロセス、事業戦略、財務戦略、事業計画、将来予測、

到達目標

- 1. 経営学の本質を理解する
- 2. 経営組織の基本構造を説明することができる
- 3. 経営管理プロセスの概要と日々のオペレーションの関係を理解する
- 4. 経営計画の種類と策定方法の概要を説明することができる
- 5. 経営管理に係る公認会計士の役割を理解する

- ・入山章栄「世界標準の経営理論」ダイヤモンド社
- ・三枝 匡「ザ・会社改造:340人からグローバル1万人企業へ 実話をもとにした企業 変革ドラマ」日経 BP マーケティング
- ・西山茂「企業分析シナリオ第2版」東京経済出版社

科目名	経営分析総	論							
分類コード	経営 201	学年	Л1	時期	前期	必修	0	単位	3
講義形態	e ラーニン	グ							

本講義では、商業(靴小売)を営むA社の連結財務諸表(教材の巻末に転載)を用いて経営 分析を行う。当該業界におけるA社の位置付けや事業戦略などを事前に調査することに よって、本講義における財務分析の結果を有意義に解釈することができる。

講義内容(指導目的)

- 1. 経営分析の意義、体系、及び財務諸表分析の限界を理解する。
- 2. 収益性分析について、定義、体系、及び指標を理解する。
- 3. 生産性分析について、定義、体系、及び指標を理解する。
- 4. 安全性分析について、定義、体系、及び指標を理解する。
- 5. 不確実性分析について、定義、体系、及び指標を理解する。
- 6. 成長性分析について、定義、体系、及び指標を理解する。
- 7. 各指標の推移/比較結果の要因/背景として推察される、類型的な経営課題を理解する。

キーワード

残余利益モデル、ROE、ROA、デュポン・システム、付加価値、労働生産性、流動比率、 自己資本比率、インタレスト・カバレッジ・レシオ、損益分岐点比率、営業レバレッジ、 財務レバレッジ、サステイナブル成長率 等

到達目標

以下の5つの定量的な財務分析に加え、他のデータ・資料等に基づく定性的な経営分析により、企業の事業戦略を理解し、また現在抱えている業績面、財務面での課題を推測することができる。

- 1. 資本利益率の計算とその分解を通じて、企業の収益性を評価する。
- 2. 労働生産性の計算とその分解を通じて、企業の生産性を評価する。
- 3. ストック数値やフロー数値に基づいて、企業の安全性を評価する。
- 4. 安全性と不確実性の関係を理解するとともに、事業内容、費用構造、資本構成という 3つの側面から、企業の不確実性リスクを評価する。
- 5. 1株当たり利益の成長の重要性を理解するとともに、サステイナブル成長率の観点から 企業の成長性を評価する。
- 6. 業績面・財務面での課題を引き起こす要因/背景となる経営課題の類型を理解する。

参考文献

・桜井久勝「財務諸表分析(第9版)」中央経済社

科目名	経営分析総	論【ゼミ	ナール	∠]						
分類コード	経営 201	営 201 学年 J1 時期 後期 必修 一 単位 3								
講義形態	ライブ講義									

- ・ゼミナールでは、講義科目に準拠しテキスト・資料から分析等を行い、議論や発表を行う。
- ・経営分析総論の講義のシラバスに記載されている内容を事前に確認しておく。
- 経営分析総論の講義を受講し、その基礎的内容について十分に理解しておくことが望ましい。

講義内容 指導目的

ゼミナールを通じて経営分析総論に係る基礎的知識への理解を更に深める。経営分析の知識を実務活用するため、各指標の分析結果の要因/背景として推察される、経営課題について議論する。また、以下のようなプロセスをもってゼミナールを進め、アウトプット能力の向上を図る。

- 1. チームにおける役割分担及び時間配分を決定する。
- 2. ゼミナールの出題テーマをよく理解し、チーム内で深堀して論点分析等を行う。
- 3. 自分の知識や経験に基づく意見を述べるとともに、同じチーム内の他の補習生の意見・考えを理解しながら議論を続ける。
- 4. 発表事項を取り纏める。
- 5. 他のチームに対して発表を行う。
- 6. 他のチームの発表を聞き、自ら若しくはチームとしての意見を述べる。

キーワード

特になし

到達目標

ゼミナールにおいて、テキスト・資料に基づきチームでの分析等を実施し、数字の変動の 要因/背景となる経営戦略/課題に関する議論を通じ、相手の考えを理解した上で自らの 知識や経験を再構築することで、分かりやすく伝えるアウトプット能力が向上すること、 ビジネスセンスを身に着けることを到達目標とする。また、チーム内もしくは他チーム の相手の立場や考え方を理解し、様々な角度から物事を考えることのできる柔軟な思考 の土台となる幅広い専門知識、教養等を身につけることを目標とする。

参考文献

・経営 201「経営分析総論」の講義教材

科目名	財務情報分	財務情報分析(事例分析)							
分類コード	経営 202	学年	J1	時期	後期	必修	_	単位	3
講義形態	e ラーニン	グ							

経営 201「経営分析総論」の内容を復習しておくことが望ましい。 (特に、各種の経営指標の計算方法及びその意義について確認しておく)

講義内容 (指導目的)

- 1. 財務情報分析は、収益性、安全性及び生産性などに関する企業の状況を判定するために実施される。その目的は、企業内部で経営管理者が実施する経営管理目的及び企業外部で金融機関、コンサルタントあるいは投資家などが実施する企業評価目的がある。
- 2. 本講義は、公認会計士が企業の状況を評価するために、「経営分析総論」で学んだ 経営指標について、ただ算定するだけにとどまらず、その良否を判断するための基準 について学習する。また、指標の良否だけではなく、複数の指標と勘定科目の動きとの 関連などを学ぶことによって、経営指標が持つ情報を総合的に判断することを目的と している。
- 3. 代表的な経営指標の一般的な水準となる値を示し、自動車業界、建設業界、コンビニエンスストア業界及び IT 業界の事例を通じて総合的判断を学ぶ。

キーワード

経営指標の判断基準(総資本経常利益率、売上高経常利益率、総資本回転率、流動比率、 当座比率、固定比率、固定長期適合率、自己資本比率等)、箱ヒゲ図

到達目標

- 1. 主たる経営指標について、各業界の中央値を確認することができる。
- 2. 収益性の総合的指標(使用総資本利益率)を分解し、その良否の原因を説明できると共に、各種の回転期間及び回転日数との関係を説明することができる。
- 3. キャッシュフローに関する情報を読み取ることができる。

参考文献

・櫻井久勝「財務諸表分析(第8版)」中央経済社

科目名	経営戦略	(ビジネ	スゲー	ム)【その	り1】~	【その4]			
分類コード	経営 102	営 102 学年 J1 時期 前期 必修 - 単位 9								
講義形態	ライブ講義	ライブ講義								

経営管理プロセス及び経営戦略に関係する理論について、経営 101「経営学総論」を 受講し内容を理解しておくことが望ましい。

講義内容(指導目的)

本講義は、企業経営における意思決定を疑似体験し、財務諸表の読み取り方を理解すると共に各種経営指標を活用し、計数管理の感覚を養うことにある。

1. 企業経営における意思決定の疑似体験

メンバーと協働しながら、限られた時間と限られた情報を基に、長期的な視点と短期的な視点の双方から、損益と資金のバランスを取りながら企業経営における意思決定を 疑似的に体験できる。

また、景気動向や各商品の市場動向、競合他社の動向等を予測しながら意思決定する体験ができる。

2. 企業経営において必要な計数管理の体験

本講義を通して、企業経営のポイントである損益計算と資金繰りの仕組みを理解すると ともに、双方の相違点を認識することができる。また、損益計算と資金繰りの双方に おいても予測することの必要性を理解することができる。

キーワード

経営管理プロセス、PPM、PLC、競争戦略、需要予測、シェア、資金繰り、損益分岐点売上高

到達目標

企業経営における意思決定の疑似体験を通じて、予測の重要性を理解し、損益管理及び 財務管理(資金管理を含む)ができるようになる。

参考文献

特になし

科目名	企業におけ	るリス	ク管理	:					
分類コード	経営 103	学年	Ј2	時期	前期	必修	l	単位	2
講義形態	e ラーニン	グ							

監査論や会社法等で学んだコーポレートガバナンス、内部統制等の基礎知識があること。 リスク管理に関する知識があればなおよい。

講義内容(指導目的)

世界の不安定性、複雑性及び不明瞭性が増大している中、企業は如何にリスクに対応しているのか?本講義では、クイズや具体的なリスク管理の開示例等を通じて、企業におけるリスク管理の概要を理解し、その意義と価値の基本を体得することを目指す。

- 1. 「リスク」の意義を理解する。
- 2. リスク管理の全体像を理解する。
 - (1)リスクの評価 3つの評価方法
 - (2) リスクへの対応 4 類型
- 3. 企業経営におけるリスク管理の局面を理解する。
 - (1) 平時におけるリスク管理
 - (2) 有事におけるリスク管理(危機管理)
- 4. 中長期の持続的な価値創造・ESG 経営におけるリスク管理の意義を理解する。
- 5. リスク管理に関する公認会計士の活躍と社会からの期待を理解する。

キーワード

コーポレートガバナンス、全社的リスクマネジメント (ERM)、COSO ERM、ISO31000、戦略、リスク選好、リスク評価、発生確率、影響の大きさ、残余リスク、内部統制、COSO 内部統制フレームワーク、3ラインモデル、平時のリスクマネジメント、有事のクライシスマネジメント、不正のトライアングル、不正リスク対応、不正調査、コンプライアンス、ESG、BCM、BCP、持続的な価値創造、リスクコミュニケーション、コーポレートガバナンス、ERM、内部統制、外部に起因する危機と内部に起因する危機、不正リスクとコンプライアンス、不正調査、等

到達目標

- 1. 企業経営における全般的なビジネスリスク、及びリスク管理の基本を理解できる。
- 2. 平時と有事のリスク管理の異同を理解できる。
- 3. 公認会計士に寄せられる期待を理解し、プロフェッショナル・キャリアの一助とすることができる。

- ・「COSO 全社的リスクマネジメント」同文舘出版
- ・「決定版 COSO 不正リスク管理ガイド」日本公認会計士協会
- ・「IIAの3ラインモデル:3つのディフェンスラインの改訂」内部監査人協会

科目名	企業におけ	るリス	ク管理	【ゼミナ	ール】						
分類コード	経営 103	営 103 学年 J2 時期 後期 必修 - 単位 3									
講義形態	ライブ講義	ライブ講義									

- ・ゼミナールでは、講義科目に準拠しテキスト・資料から分析等を行い、議論や発表を行う。
- ・企業におけるリスク管理の講義のシラバスに記載されている内容を事前に確認しておく。
- ・企業におけるリスク管理の講義を受講し、その基礎的内容について十分に理解しておくこと が望ましい。

講義内容 指導目的

ゼミナールでは、議論や発表を行うにあたりテキスト・資料に基づきチームでの分析等を 行うが、実務補習生が相手の考えを理解した上で自らの知識や経験を再構築し、分かり やすく伝えるプレゼン能力を向上させることを目的とする。

- 1. 企業におけるリスク管理の講義において習得した基礎的な専門知識や自らの実務経験に基づくスキルを活用して、プレゼン能力の向上を図る。
- 2. 以下のようなプロセスをもってゼミナールを進める。
 - ・チームにおける役割分担、及び時間配分を決定する
 - ・ゼミナールの出題テーマをよく理解し、チーム内で深堀して論点分析等を行う
 - ・自分の知識や経験に基づく意見を述べるとともに、同じチーム内の他の補習生の 意見、考えを理解しながら議論を続ける
 - ・発表事項を取り纏める
 - ・他のチームに対してポイントを押さえた分かりやすい発表を行う
 - ・他のチームの発表を聞き、自ら若しくはチームとしての意見を述べる
- 3. 企業におけるリスク管理のゼミナールを通じて、チーム内若しくは他チームの相手の 立場や考え方を理解し、様々な角度から物事を考えることのできる柔軟な思考の 土台となる幅広い専門知識、教養等を学ぶ。
- 4. 具体的な事例を通して企業におけるリスク管理に係る基礎的知識への理解を 更に深める。

キーワード

特になし。

到達目標

ゼミナールにおいては、議論や発表を行うにあたりテキスト・資料に基づきチームでの 分析等を実施し、実務補習生が相手の考えを理解した上で自らの知識や経験を再構築し、 分かりやすく伝えるプレゼン能力を向上させることを目標とする。

- 1. 各科目の講義において習得した基礎的な専門知識や自らの実務経験に基づく知見を活用して意見や考えをまとめ、それを相手にわかりやすく伝えられるようになる。
- 2. チーム内若しくは他チームの相手の立場や考え方を理解し、様々な角度から物事を考えることのできる柔軟な思考の土台となる幅広い専門知識、教養等を身につける。
- 3. 企業におけるリスク管理に係る基礎知識を更に深め、それを実務に活かす。

参考文献

経営103「企業におけるリスク管理」の講義教材

科目名	コーポレー	コーポレートガバナンス								
分類コード	経営 104	営 104 学年 J3 時期 前期 必修 - 単位 3								
講義形態	e ラーニン	ラーニング								

コーポレートガバナンス・コード、スチュワードシップ・コード及び監査法人のガバナンス・コードについて目を通しておく。

講義内容(指導目的)

- 1. コーポレートガバナンスの基本について理解する。
 - (1) 定義、制度化・改革の動向
 - (2) 内部統制等との関係
- 2. 日本におけるコーポレートガバナンスについて理解する。
 - (1) コーポレートガバナンスに関する制度
 - (2) コーポレートガバナンス・コードの基本構造、基本原則、監査関係
 - (3) コーポレートガバナンスの国際比較
 - (4) 日本のコーポレートガバナンス体制の類型(会社法、東証上場会社の組織形態)
- 3. コーポレートガバナンスの担い手とその役割について理解する。
 - (1) 取締役・取締役会、監査役等、及びその他の部門の役割
 - (2) 企業を取り巻く三様の監査とその連携
- 4. コーポレートガバナンスの先進事例を見て、その内容を理解する。

キーワード

コーポレートガバナンス、内部統制、COSO、コーポレートガバナンス・コード、スチュワードシップ・コード、監査法人のガバナンス・コード、投資家と企業の対話ガイドライン、独立役員の独立性要件、KAM、内部統制システム、監査役設置会社、監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社、三様監査の連携

到達目標

- 1. コーポレートガバナンスの制度について、法律、コード、ガイダンスの別に特徴、 及び監査との関係を説明することができる。
- 2. 日本におけるコーポレートガバナンス体制について、その詳細を説明することができる。
- 3. コーポレートガバナンスにおける取締役・取締役会及び監査役等の役割について、 権限及び義務を含めて説明することができる。
- 4. コーポレートガバナンスにおける外部監査人の役割として、三様監査の連携が具体的 にどのように行われるかを説明することができる。
- 5. 関与先のコーポレートガバナンスについてチームに説明することができる。

- 日本取引所 HP「コーポレートガバナンス」https://www.jpx.co.jp/equities/listing/cg/
- 中村直人、倉橋雄作「コーポレートガバナンスコードの読み方・考え方(第3版)」 商事法務
- 赤松育子「次世代リーダーの新ビジネス知識 組織と人を変えるコーポレート ガバナンス」

科目名	サステナビリ	リティと企	業経営						
分類コード	経営 105	学年	Ј3	時期	前期	必修		単位	3
講義形態	e ラーニンク	· ラーニング							

サステナビリティ開示ニーズが高まってきた背景と今後の方向性について理解を深めるために、次の 文献を事前に一読しておくとともに、現状の具体的開示例として企業が発行している有価証券報告書 や統合報告書を一読しておくことが望ましい。

- ・金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告-中長期的な企業価値向上につなが る資本市場の構築に向けて- (2022 年 6 月)
- ・金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告(2022年12月)

講義内容(指導目的)

- 1. サステナビリティに関する国際的な合意形成や政策導入の進展を説明する。
- 2. 企業・投資家行動と環境・社会・経済との相互関係、及び企業経営及び投資家行動にサステナビリティを反映するための取組やフレームワークを説明する。
- 3. サステナビリティが企業経営の中核的な課題として位置付けられる背景、企業における持続的な 価値創造及び企業価値評価との関係、及びサステナビリティに対するガバナンス、ビジネスモデル 並びに戦略上の対応について説明する。
- 4. 企業の戦略・リスク管理にサステナビリティ要素を取り込むための方法や仕組みを説明する。
- 5. 我が国の法規制等で要請されるガバナンス上のサステナビリティに関する対応について、2021 年 改訂のコーポレートガバナンス・コードの内容を中心に説明する。
- 6.経営主体及び監督主体に求められるサステナビリティ関連の役割を果たすための社内体制について 説明する。
- 7. サステナビリティに対して、公認会計士に期待される役割を説明する。

キーワード

ブルントラント・レポート、SDGs、外部性の内部化、企業の社会的責任(CSR)、持続的な価値創造、 国連責任投資原則(PRI)、サステナビリティ投資(ESG 投資)、企業・投資家間対話(エンゲージメント)、 コーポレートガバナンス・コード、スキル・マトリックス、サステナビリティ委員会、サステナビリティ 指標と役員報酬の連動

到達目標

- 1. サステナビリティに関する基本的な概念や企業・投資とサステナナビリティの関係性に加えて、サステナビリティに関連して公認会計士に期待される役割を理解する。
- 2. 企業経営においてサステナビリティを考慮する必要性及び具体的なアプローチを理解し、経営者等とサステナビリティ経営について対話することができる。

- ・「サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」」 サステナビリティ 基準委員会
- 「コーポレートガバナンス・コード」東京証券取引所

科目名	株式上場実	務									
分類コード	経営 136	136 学年 J2 時期 後期 必修 - 単位 3									
講義形態	e ラーニン	グ									

特になし。

1年程度の会計監査実務経験があることが望ましいが、株式上場に関する実務についての 特殊用語等は事前知識がないことを前提で講義を進める。

講義内容(指導目的)

- 1. 株式上場のメリット・デメリット(企業・株主・従業員)を理解する。
- 2. 証券取引所市場の概要(市場種類・再編経緯、上場社数、新規上場社数)を理解する。
- 3. 株式上場スケジュールと、主幹事証券会社及び監査法人の役割を理解する。
- 4. 株式上場基準と審査項目(上場迄に必要な管理体制の整備・運用項目)を理解する。
- 5. 株式上場申請書類と、監査法人の提出資料を理解する。
- 6. 資本政策の重要性、ポイントを理解する。

キーワード

株式上場 (IPO)、プライム・スタンダード・グロース市場、主幹事証券会社、上場申請期・直前期・直前々期、上場審査基準 (形式基準及び実質基準)、課題調査報告書 (ショートレビュー)、コーポレートガバナンス・コード、Iの部・IIの部、コンフォート・レター、資本政策

到達目標

- 1. 公認会計士として、最低限必要な株式市場・株式上場に関する知識を習得する。
- 2. 株式上場実務に携わった際に必要となる予備知識を獲得する(上場の意義・目的、 市場概要、上場準備スケジュール、審査基準、各ステークホルダーの役割・期待、 上場申請書類等)。
- 3. 申請会社の立場及び会計監査人の立場での実務上の整備・運用項目、要点を理解している。
- 4. 資本政策について、簡単な実例を通して、その重要性及び手順を理解している。

- •「新規上場ガイドブック」日本取引所グループ
- ・「新規株式上場 (IPO) のための事前準備ガイドブック〜会計監査を受ける前に準備 しておきたいポイント」日本公認会計士協会 他 株式上場実務に関連する各種実務書

科目名	財務デュー	対務デュー・ディリジェンス									
分類コード	経営 301	営 301 学年 J3 時期 前期 必修 一 単位 3									
講義形態	e ラーニン	<i>ſ</i> グ									

M&A の目的、及び基本的な用語、及び M&A 概論(全体プロセス・各ステークホルダー役割・各デュー・ディリジェンス概要等)を理解しておくことが望ましい。

講義内容(指導目的)

- 1. 財務デュー・ディリジェンスの目的(監査との相違点含む)を理解する。
- 2. 財務デュー・ディリジェンスの主な調査ポイント、手続、報告内容を理解する。
- 3. 事例をもとに、財務デュー・ディリジェンスによる発見事項への対応方法を理解する。

キーワード

M&A (Merger & Acquisition)、M&A ストラクチャー、デュー・ディリジェンス、正常 収益力、ネットデット調整、純資産調整、買収価額の交渉材料、企業価値評価への反映、 契約書 (SPA) への反映、M&A 用語 (IM, NDA, LOI, SPA, PMI, クロージング、FA)

到達目標

- 1. 財務デュー・ディリジェンスの目的・実施上の要点を説明することができる。
- 2. 財務デュー・ディリジェンスと監査との相違、及び財務デュー・ディリジェンスに 必要なスキルを説明することができる。
- 3. 財務デュー・ディリジェンスの主な調査ポイントを理解し、調査結果(発見事項) が買い手側の M&A における意思決定において、どのように利用されるかを説明する ことができる。
- 4. M&A における公認会計士の役割及び提供できるサービスについて説明することができる。

参考文献

「M&Aを成功に導く 財務デュー・デリジェンスの実務」中央経済社

科目名	コーポレー	・トファ	イナン	ス						
分類コード	経営 302	╡ 302 学年 J3 時期 前期 必修 − 単位 2								
講義形態	e ラーニン	9 ラーニング								

コーポレートファイナンスの目的である企業価値の最大化において、M&A は重要な戦略の一つであり、コーポレートファイナンスのエッセンスが多分に含まれている。

そのため、コーポレートファイナンス(企業価値)および M&A の全体像を理解する観点から、経営 301「財務デュー・ディリジェンス」を受講した後に当講義を受講されることをお勧めしたい。

講義内容(指導目的)

コーポレートファイナンスの基礎知識

- 1. 時間価値の概要
- 2. 会計利益と CF の相違

資本コストと投資回収

- 3. 資本コストと負債コストの概要
- 4. 投資意思決定における一般的な経営指標
- 5. 投資回収とM&A

価値評価概要

- 6. M&A プロセスにおいて、企業価値評価が求められる主なタイミング・対象
- 7. 価値評価における主要な評価アプローチ

キーワード

時間価値、DCF 法、投資リスク、資本コスト、企業価値評価、ベータ、加重平均資本コスト (WACC)

到達目標

- 1. 時間価値の概要を理解し、その計算をすることができる。
- 2. 資本コストの内容、WACCやハードルレートとの相違点を説明することができる。
- 3. 投資の意思決定に用いられる経営指標を理解し、内容を説明することができる。
- 4. 価格と価値の違いについて理解する。
- 5. 価値評価の主要な評価アプローチを説明することができる。

- ・ブリーリー、マイヤーズ、アレン「コーポレートファイナンス上巻&下巻」日経BP社
- ・ロバート・ヒギンス「ファイナンシャル・マネジメント-企業財務の理論と実践」 ダイヤモンド社
- ・デサイ「How Finance Works ハーバード・ビジネス・スクールファイナンス講座」 ダイヤモンド社
- ・「企業価値評価ガイドライン(改訂版)」日本公認会計士協会 経営研究調査会研究報告第57号

科目名	バリュエー	バリュエーション									
分類コード	経営 302	302 学年 J3 時期 前期 必修 - 単位 2									
講義形態	e ラーニン	グ									

バリュエーションの前提を理解する観点から、経営 302-2「コーポレートファイナンス」を受講されることをお勧めしたい。

経営302-2「コーポレートファイナンス」で取り上げた価値評価の主要な評価アプローチ、 資本コスト・負債コストの概念について確認しておくことが望ましい。

講義内容(指導目的)

- 1. 企業価値評価に係る評価手法の基礎
- 2. 主要な3つの評価アプローチ、デュー・ディリジェンスの結果を企業価値評価に 反映させるプロセス
 - (1) インカム・アプローチ (DCF 法)
 - (2) マーケット・アプローチ (類似会社比較法)
 - (3) コスト・アプローチ (修正簿価純資産法)
- 3. PPA・減損テストの概要

キーワード

事業価値、企業価値、株主価値、DCF 法、割引率、WACC、FCF、マルチプル法、修正簿価純資産法、PPA、無形資産、減損テスト

到達目標

- 1. M&A プロセスにおいて、企業価値評価が求められる主なタイミング・対象について 理解する。
- 2. 企業価値評価に係る評価アプローチの基礎的な内容を理解し、一般的な企業価値 評価のための計算を行うことができる。特に、DCF 法およびマルチプル法については、 必要とされる要素に関して十分な説明をすることができ、実務における典型的な 論点を理解する。
- 3. 上記を通じ、企業価値評価ガイドラインに関する必要最低限の理解を得る。

- ・「企業価値評価ガイドライン(改訂版)」日本公認会計士協会 経営研究調査会研究報告第57号
- ・「無形資産の評価実務-M&A会計における評価とPPA業務-」 経営研究調査会研究報告第 41 号
- ・「事例に見る企業価値評価上の論点-紛争の予防及び解決の見地から」

科目名	事業承継の	戦略と	実務							
分類コード	経営 303	対 対 対 対 対 対 対 対 対 対								
講義形態	e ラーニン	e ラーニング								

以下の科目の受講完了が望ましい。

- ・経営301-4「財務デュー・ディリジェンス」
- ・経営302-2「コーポレートファイナンス」
- ・経営 302-3「バリュエーション」

講義内容(指導目的)

- 1. 事業承継の概要を理解する。
- 2. 事業承継の課題を理解する。
 - (1) 承継者の課題
 - (2) 課税上の課題
 - (3) 金融面での課題
- 3. 事業承継の実務を理解する。
 - (1) 親族内承継
 - (2) 親族外承継
 - (3) M&A 他
- 4. 財産評価基本通達に定める株式の評価を理解する。
 - (1) 上場株式等の評価
 - (2) 取引相場のない株式の評価の概要
 - (3) 類似業種比準方式による評価方法
 - (4) 純資産価額による評価方法
 - (5) 配当還元方式による評価方法
 - (6) 法人税法上の未公開株式の評価
 - (7) 取引相場のない株式の評価の具体的設例

キーワード

後継者、経営者保証ガイドライン、事業承継税制、相続税の納税猶予・免除、財産評価 基本通達、同族株主等、類似業種比準方式、純資産価額方式、配当還元方式、Lの割合

到達目標

- 1. 事業承継の実務を理解する。
- 2. 事業承継の問題点、特に課税上の問題点等について理解する。
- 3. 事業承継に係る課税上の問題点として、特に財産評価基本通達に基づく株式の評価の 必要性、評価方式について理解し説明できる。

- ・「事業承継ガイドライン」中小企業庁
- ・「事業承継マニュアル」中小企業庁
- ・「中小M&Aガイドライン」経済産業省
- ・品川 宜宣「事業承継対策ガイドブック」
- ・品川 官官「非上場株式の評価のガイドブック」

科目名	IT の基礎知	口識									
分類コード	経営 401	401 学年 J1 時期 前期 必修 - 単位 3									
講義形態	e ラーニン	グ									

以下を通読しておくことが望ましい。

- ・監査基準報告書315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」
- ・テクノロジー委員会研究文書第1号「監査人のための IT 教育カリキュラムに係る研究文書」
- ・テクノロジー委員会研究文書第 10 号「サイバーセキュリティリスクへの監査人の対応 (研究文書)」
- ・テクノロジー委員会研究文書第 11 号「監査における AI の利用に関する研究文書」
- ・監査・保証基準委員会実務指針 第5号「公認会計士業務における情報セキュリティの指針」

講義内容(指導目的)

- 1. IT に関する重要性及び IT 教育の全体像を示す。
- 2. 公認会計士と情報システム(コンピュータシステム)の関わり方を協会の実務指針、 研究文書等を通じて鳥瞰する。
- 3. 公認会計士に必要とされる IT 基礎知識として、IT アーキテクチャ及びシステム 取得・開発に関する用語・概念や関連基準・関連資格などに何があるかを示す。

キーワード

IT リスク、情報システム、IT アーキテクチャ、電子データ、内部統制評価、自動化、アウトソーシング、仮想環境、情報セキュリティ

到達目標

- 1. IT に関する苦手意識をなくし、公認会計士業務において必要とされる一般的な IT 用語・概念を理解することができる。
- 2. クライアントの IT 部門の役割やシステム概要や IT 環境に関して、概括的に理解する ことができる。

参考文献

•「情報処理技術者試験 試験要綱」独立行政法人情報処理推進機構

科目名	企業におけ	るIT!	環境と	ITに関	する保証	证業務					
分類コード	経営 402	営 402 学年 J2 時期 前期 必修 - 単位 3									
講義形態	e ラーニン	グ									

以下を受講完了しておくことが望ましい。

・経営 401「ITの基礎知識」

以下を通読しておくことが望ましい。

- ・監査基準報告書315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」
- ・保証業務実務指針3402「受託業務に係る内部統制の保証報告書に関する実務指針」
- ・保証業務実務指針 3702「情報セキュリティ等に関する受託業務の Trust に係る内部統制の 保証報告書に関する実務指針」
- ・テクノロジー委員会研究文書第12号「受託業務に係る内部統制の保証報告書の発行状況に関する研究文書」

講義内容(指導目的)

- 1. IT 戦略、IT を利用した商取引、IT を活用した管理・監査、IT に関する法務に関する 基礎知識を理解する。
- 2. IT 部門の機能、外部リソースの利用についての基礎知識を理解する。
- 3. 財務報告に関連する情報システムの類型、フローチャート、データの分類、財務報告に おける IT の役割、情報システムの構造について理解する。
- 4. IT リスクに対するマネジメントの概要を理解する。
- 5. IT に関する保証業務(公認会計士の業務である、Trust サービス等を含む)の概要を 理解する。

キーワード

IT 戦略、EDI(電子データ交換)、電子帳簿保存法、IT 部門の機能、データセンター、クラウドコンピューティング、フローチャート、サイバーセキュリティリスク、ISMS 適合性評価制度、EDINET、XBRL

到達目標

- 1. クライアントの IT 部門の役割やシステム概要や IT 環境に関して、概括的な理解ができるための知識を身につけることができる。
- 2. 公認会計士の資格が必要な保証業務の制度を理解し、保証業務やアドバイザリー業務を行うための基礎知識を身につけることができる。

参考文献

特になし

科目名	ITのリス	ク評価	の概論							
分類コード	経営 403	営 403 学年 J1 時期 後期 必修 〇 単位 3								
講義形態	e ラーニン	ラーニング								

・経営 401「IT の基礎知識」の受講完了が望ましい。

以下を通読しておくことが望ましい。

- ・「公認会計士業務における情報セキュリティの指針」IT 委員会実務指針第4号
- ・「IT の利用の理解並びに IT の利用から生じるリスクの識別、及び対応に関する監査人の手続に係る Q&A | IT 委員会研究報告第57号
- ・ 監基報 315 重要な虚偽表示リスクの識別と評価
- ・監基報330評価したリスクに対応する監査人の手続

講義内容(指導目的)

- 1. 会計監査の一環として実施される I T委員会研究報告第 57 号「IT の利用の理解並びに IT の利用から生じるリスクの識別及び対応に関する監査人の手続に係る Q&A」を 理解する。
- 2. 情報システムに関する統制リスクの評価を実施する上の基礎知識及び留意事項を 理解する。
- 3. 情報システムに関する財務諸表監査と内部統制との間の関係を理解する。

キーワード

IT の利用、リスク評価手続、リスク対応手続、情報処理統制 (IT との関連における)、IT 全般統制、実証手続、コンピュータ利用監査技法 (CAATs)

到達目標

情報システム特有の内部統制の考え方(情報処理統制及びIT全般統制)の考え方に対する理解を元に、財務諸表監査におけるITの利用状況について理解し、ITに関するリスクを識別することができる。

参考文献

特になし。

科目名	情報処理統	制											
分類コード	経営 404	営 404 学年 J1 時期 後期 必修 - 単位 3											
講義形態	e ラーニン	グ				ラーニング							

以下を受講又は確認しておくことが望ましい。

- ・経営 403「IT のリスク評価の概論」
- ・IT 委員会研究報告第 57 号「IT の利用の理解並びに IT の利用から生じるリスクの識別 及び対応に関する監査人の手続に係る Q&A |

以下を通読しておくことが望ましい。

- ・監査基準報告書240 財務諸表監査における不正
- ・監査基準報告書315 重要な虚偽表示リスクの識別と評価
- ・監査基準報告書330評価したリスクに対応する監査人の手続
- ・監査・保証基準委員会実務指針第5号「公認会計士業務における情報セキュリティに 関する実務指針」
- ・監査・保証基準委員会研究報告第1号「公認会計士業務における情報セキュリティに関する実務指針に係るQ&A」
- ・「IT 委員会研究報告第 48 号_IT を利用した監査の展望」

講義内容(指導目的)

- 1. 財務報告目的に関連するアプリケーションの情報処理統制に関して、情報処理統制の特徴、及びその理解における留意事項について理解する。
- 2. 上記情報処理統制について、リスク評価及びリスク対応手続における留意事項について理解する。
- 3. コンピュータ利用監査技法(CAATs)に関して理解する。

キーワード

業務プロセスの理解、情報システムに関する重要な虚偽表示リスクの識別と評価、自動化された情報処理統制、IT から自動生成される情報、仕訳テスト、コンピュータ利用監査技法(CAATs)、Continuous Auditing(CA)、AI 監査

到達目標

- 1. 業務プロセスの理解と、重要な虚偽表示リスクの識別と評価、並びに評価したリスクに対応する監査手続を検討できる。
- 2. 自動化された情報処理統制、または IT から自動生成される情報を利用して実施 される手作業による内部統制の特徴を理解し、整備状況及び運用評価手続を検討 できる。また、運用評価手続において、過年度の監査で入手した監査証拠を利用する 場合の留意点を理解する。
- 3. 自動化された情報処理統制等と、IT 全般統制の関係を理解する。
- 4. 自動化された情報処理統制において不備が識別された場合の対応を検討できる。
- 5. CAATs、CA(Continuous Auditing)の定義と利点、及び課題を説明できる
- 6. A I 監査の可能性を説明できる

参考文献

特になし。

科目名	IT全般統	IT全般統制								
分類コード	経営 405	全営 405 学年 J2 時期 前期 必修 - 単位 3								
講義形態	e ラーニン	グ								

以下を受講しておくことが望ましい。

- 経営401「ITの基礎知識」
- ・経営 403「ITのリスク評価の概論」

以下を通読しておくことが望ましい。

- ・監査基準報告書315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」
- ・監査基準報告書 315 実務ガイダンス第 1 号「IT の利用の理解並びに IT の利用から 生じるリスクの識別及び対応に関する監査人の手続に係る Q&A (実務ガイダンス)」
- ・監査基準報告書402「業務を委託している企業の監査上の考慮事項」
- ・監査・保証実務委員会 保証業務実務指針 3402「受託業務に係る内部統制の保証報告書 に関する実務指針」
- ・監査基準報告書300 実務ガイダンス第1号「監査ツール (実務ガイダンス)」

講義内容(指導目的)

- 1. IT 全般統制がなぜ必要なのか、その役割について理解する。
- 2. IT 全般統制がどのような活動等で成り立っているのかを理解しリスク評価、及び リスク対応手続を理解する。
- 3. IT 全般統制に不備がある場合の監査上の取り扱いについて理解する。

キーワード

情報システム概要書(IT 概括的理解)評価範囲の決定、不備の評価、残余期間、情報セキュリティ、ID、パスワード、不正アクセス、外部委託

到達目標

- 1. IT 全般統制の重要性を理解し IT 全般統制に関するリスク評価、及びリスク対応手続を構築し実施できる。
- 2. 経営 406 の演習における IT 全般統制編についての理論的な基礎となる。

参考文献

特になし

科目名	IT 全般統制	IT 全般統制及び情報処理統制の実務演習									
分類コード	経営 406	営 406 学年 J2 時期 後期 必修 - 単位 3									
講義形態	ライブ講義	ライブ講義									

・経営 402「企業における I T環境と I Tに関する保証業務」を受講完了し、フローチャートに 関する知識について習得した上で、経営 404「情報処理統制」及び、経営 405「 I T全般 統制」の受講完了していることが前提となる。

以下を通読しておくことが望ましい。

- ・監基報 315 重要な虚偽表示リスクの識別と評価
- ・監基報330評価したリスクに対応する監査人の手続
- ・IT 委員会研究報告第57号「IT の利用の理解並びにIT の利用から生じるリスクの識別及び対応に関する監査人の手続に係るQ&A」

講義内容(指導目的)

IT 全般統制、及び情報処理統制に関するケーススタディによる演習を行い、IT の利用から生じるリスクの識別と評価の理解を深める。

- 1. 経営 405「I T全般統制」で学習した事項を踏まえて、監査現場を想定したケース スタディに基づき、IT の利用から生じるリスクの影響を受ける IT アプリケーション の IT 全般統制の理解、統制活動の識別、及び運用評価手続ができるようにする。
- 2. 不備がある場合の影響を理解し、監査上の対応ができるようにする。
- 3. 経営 404「情報処理統制」で学習した事項を踏まえて、監査現場を想定したケーススタディに基づき、IT の利用から生じるリスクの影響を受ける IT アプリケーションの情報処理統制の理解、統制活動の識別、及び運用評価手続ができるようにする。

キーワード

IT 全般統制: IT 環境、評価範囲の決定、不備の評価、残余期間、クラウド情報処理統制: IT の利用から生じるリスクの影響を受ける IT アプリケーション、システム名称、関連帳票の名称、マスタ、データ転送の方法

到達目標

- 1. シナリオから全般統制の整備・運用を評価できる。
- 2. シナリオからフローチャートを作成することができる。
- 3. フローチャートから重要な虚偽表示リスクに対応する情報処理統制を識別し、リスク 対応手続を立案することができる。
- 4. システムが生成するレポートの検証について、具体的な監査手続を立案することができる。

参考文献

特になし

科目名	金融商品取	金融商品取引法及び証券取引等監視委員会の活動状況等									
分類コード	法規 101	見 101 学年 J1 時期 後期 必修 - 単位 3									
講義形態	e ラーニン	グ									

金融商品取引法の全体を理解するのには時間がかかるため、金融商品取引法の条文構成のうち、最初の9つの章(第1章から第9章まで)を把握し、体系を理解しておくとともに、69頁から始まる「VI 勧告・告発事例」を通読しておくことが望ましい。また、証券取引等監視委員会(Securities and Exchange Surveillance Commission (SESC))も通常あまり接する機会はないと思われるため、ホームページ(https://www.fsa.go.jp/sesc/)を見て、概略を把握しておくことが望ましい。

講義内容(指導目的)

- 1. 公認会計士の仕事と金融商品取引法とには深い関係がある。その全体像を把握し、 公認会計士監査の位置付けや、そもそもの開示制度の位置付け等を理解する。
- 2. 資本市場は経済の円滑な活動及び成長にとって重要な役割を果たすものだが、不公正な取引、あるいは不正な開示によってかく乱され、信頼を失墜させられる。講義では、 具体的な事例を見ながら、不公正な取引等、不正な開示等とはどういうものか理解する。
- 3. 全体として、市場の信頼性は、公認会計士監査や証券取引等監視委員会の活動及び その他の当事者それぞれの活動との連携によって支えていかなければならないという ことを理解する。

キーワード

証券取引等監視委員会、金融商品取引業者、有価証券の募集、有価証券の売出し、訂正 届出書・訂正報告書、適時開示、確認書、内部統制報告書、自主規制法人、重要事実、 課徴金、犯則調査、インサイダー取引

到達目標

- 1. 上場会社の監査のバックボーンである金融商品取引法の全体像を把握する。
- 2. 被監査会社関係者と金融商品取引法に関する会話ができるようになること (詳細な 内容は別として、規制の有無、企業内容等の開示制度の概略について理解しておく)。
- 3. 資本市場における不公正な取引、不公平な取引等を理解する。

- · 黒沼悦郎「金融商品取引法」有斐閣
- ・上島正道「よくわかるインサイダー取引規制入門Q&A」商事法務
- ・吉見宏「会計不正事例と監査」同文館出版

科目名	公認会計士	公認会計士法								
分類コード	法規 201	学年	J1	時期	前期	必修	0	単位	3	
講義形態	e ラーニン	グ								

特になし

講義内容(指導目的)

- 1. 監査・公認会計士制度の沿革及び概要を把握する。
- 2. 公認会計士法及び関連する法令等の主要な規定の内容を把握する。
- 3. 公認会計士の法的責任に関する理解を深める。

キーワード

公認会計士、監査法人、公認会計士・監査法人の法的責任、有限責任監査法人、指定 社員制度、監査法人のガバナンス・コード、ローテーション制度、公認会計士法上の 大会社、税理士業務、2項業務

到達目標

- 1. 公認会計士法の概要を理解する。
- 2. 公認会計士法の規定が公認会計士の業務に及ぼす影響を把握する。
- 3. 公認会計士法を意識した業務遂行の基礎となる知見を習得する。

- ・羽藤秀雄「公認会計士法―日本の公認会計士監査制度」同文館出版
- ・池田唯一、三井秀範監修「新しい公認会計士・監査法人監査制度」第一法規
- 会長通牒「「担当者(チームメンバー)の長期的関与とローテーション」に関する 取扱い」(2020年2月20日付)
- ・綱紀関係事例集 2025

科目名	職業倫理【	職業倫理【その1】(職業倫理に関する諸規程の理解)									
分類コード	法規 301	規 301 学年 J1 時期 前期 必修 〇 単位 3									
講義形態	e ラーニン	グ									

2024 年7月に改正された日本公認会計士協会の倫理規則のうち以下の項目を通読しておくことが望ましい。

- ・≪倫理規則の目的≫ 1
- ・≪パート1 倫理規則、基本原則及び概念的枠組みの遵守≫セクション 100、セクション 110~115、セクション 120

また、講義用教材である PPT の別添 (修了考査過去問題) についても通読することを 推奨する。

講義内容(指導目的)

- 1. 公認会計士の職業倫理の全般的な理解と現行の法令及び規則・指針の関係について 理解する。
- 2. 公認会計士法における監査人と被監査会社との関係に対する独立性に関する規制を理解する。
- 3. 日本公認会計士協会の定める倫理規則の内容を理解する。
- 4. IESBA (国際会計士倫理基準審議会) の倫理規程改正に関するトレンドを理解する。

キーワード

概念的枠組み、阻害要因、セーフガード、基本原則、社会的影響度の高い事業体 (PIE)、関連事業体、利害関係、非保証業務、利益相反

到達目標

- 1. 公認会計士の職業倫理の必要性・重要性と職業倫理に関する法令及び規則の体系について説明することができる。
- 2. 公認会計士法における独立性に関する規制の概要を説明することができる。
- 3. 倫理規則の概念的枠組み及び独立性を阻害する要因と対応に関する概要について説明することができる。
- 4. 国際的な倫理規程に関するトレンドを理解する。

参考文献

日本公認会計士協会

- ·倫理規則(2024年7月18日最終改正)
- ・独立性に関する法改正対応解釈指針 第2・5~7号
- ・倫理規則に関する Q&A (実務ガイダンス) (2024 年 5 月 23 日最終改正)
- ・倫理規則実務ガイダンス第 3 号「監査人の独立性チェックリスト(実務ガイダンス)」 (2023 年 3 月 16 日最終改正)
- ·「倫理宣言」(2022年7月29日)

科目名	職業倫理(職業倫理 (J1)【ゼミナール】									
分類コード	法規 301	規 301 学年 J1 時期 前期 必修 - 単位 3									
講義形態	ライブ講義	ライブ講義									

- ・「職業倫理【その1】(職業倫理に関する諸規程の理解)」の講義のシラバスに記載 されている内容を事前に確認しておく。
- ・「職業倫理【その1】(職業倫理に関する諸規程の理解)」の講義を受講し、その基礎的 内容について十分に理解しておく。特に講義用教材である PPT の 50 頁から始まる「独 立性」については通読しておくことが望ましい。

講義内容(指導目的)

ゼミナールでは、議論や発表を行うにあたりテキスト・資料に基づきチームでの分析等を 行うが、実務補習生が他の補習生の考えを理解した上で自らの知識や経験を再構築し、 分かりやすく伝えるアウトプット能力を向上させることを目標とする。

- 1.「職業倫理【その1】(職業倫理に関する諸規程の理解)」の講義において習得した 基礎的な専門知識の定着を図るとともに、自らの実務経験に基づくスキルを活用して、 アウトプット能力の向上を図る。
- 2. 以下のようなプロセスをもってゼミナールを進める。
 - ・チームにおける役割分担、及び時間配分を決定する。
 - ・ゼミナールの出題テーマをよく理解し、チーム内で深堀して論点分析等を行う。
 - ・自分の知識や経験に基づく意見を述べるとともに、同じチーム内の他の補習生の意見・ 考えを理解しながら議論を続ける。
 - 発表事項を取り纏める。
 - ・他のチームに対して発表を行う。
 - ・他のチームの発表を聞き、自ら若しくはチームとしての意見を述べる。
- 3.「職業倫理【その1】(職業倫理に関する諸規定の理解)」のゼミナールを通じて、 チーム内若しくは他チームの相手の立場や考え方を理解し、様々な角度から物事 を考えることのできる柔軟な思考の土台となる幅広い専門知識、教養等を学ぶ。
- 4.「職業倫理【その1】(職業倫理に関する諸規程の理解)」に係る基礎的知識への理解を更に深める。

キーワード

概念的枠組みアプローチ、阻害要因、セーフガード、基本原則、PIE、関連企業等、 利害関係、非保証業務、利益相反

到達目標

- 1. 公認会計士の職業倫理の必要性・重要性と職業倫理に関する法令、及び規則の体系について説明することができる。
- 2. 公認会計士法における独立性に関する規制の概要を説明することができる。
- 3. 倫理規則及び指針等のアプローチ、及び独立性を阻害する要因と対応に関する概要について説明することができる。
- 4. 国際的な倫理規程に関するトレンドを理解する。

- 日本公認会計士協会
- ·倫理規則
- ・独立性に関する法改正対応解釈指針 第2・5~7号
- ・倫理規則実務ガイダンス第3号「監査人の独立性チェックリスト(実務ガイダンス)」 (2023年3月16日最終改正)
- ・「倫理規則の体系及び構成等の見直しに関する論点の整理」(2021年2月24日)

科目名	職業倫理	【その2】	(精神	申的独立性	生の保持	=)			
分類コード	法規 302	:規 302 学年 J2 時期 前期 必修 〇 単位 2							
講義形態	e ラーニン	グ							

- 1. 職業倫理に関する法令や倫理規則等の法規に関して基礎的な知識を得る。
- 2. 過去における国内外での主要な不正事案に関して、一般的な知識を得る。
- 3. 情報漏洩を防止するための、基本的な行動について理解する。
- 4. 法規集等で職業倫理に関する法令や日本公認会計士協会の倫理規則等を一読する。
- 5. 監査提言集などでいくつかの主要な不正事案について、概要を把握する。
- 6. 自身が所属する組織(監査法人など)の倫理関連規程を確認しておく。

講義内容(指導目的)

- 1. プロフェショナルとは
 - 「プロフェッショナル(職業的専門家)」の概念を理解する。
- 2. 職業倫理の基礎概念
 - ・公認会計士の倫理観は一般の人々の倫理観より高くあるべきことを理解する。
 - ・日本公認会計士協会倫理規則の5つの基本原則の意味するところを理解する。
 - ・職業倫理に関連する主な法令、規範等について再確認する。
- 3. 精神的独立性とは
 - ・倫理規則の趣旨を理解し、精神的独立性として何が求められるかを理解する。
 - ・精神的独立性に関する現実の問題について自ら考え意見を持つことができる。
- 4. 独立性に対する阻害要因の識別と、それらへの評価・対処を理解する。
- 5. 監査業界に多大な影響を及ぼした事件
 - ・主要な不正事件について何が起こったかを確認し、これらを担当した公認会計士は何が足りなかったのかを理解する。
- 6. 情報セキュリティ
 - ・公認会計士が業務上入手する機密情報について、取り扱う情報の重要性を理解し、情報管理の意識を高めるとともに、機密情報を管理する上でITを正しく使いこなすためにはどのようなことが必要であるか及びITに関連するリスク (特に情報漏洩リスク)について理解する。
- 7. 違反をした場合の影響
 - ・職業倫理に関する法令、規則等に違反をした場合に、自身が所属する組織、公認会計士業界及び経済社会に与える影響を理解する。

キーワード

プロフェッショナル、倫理規則の5つの基本原則、独立性を阻害する5つの要因、 概念的フレームワーク

到達目標

倫理的な行動が何であるかを判断でき、正しい行動ができる。

- 1. プロフェッショナル (職業的専門家) とはどうあるべきかを自らの言葉で説明ができ、 プロフェッショナルとしての自覚を持つ。
- 2. 倫理規則で求められている5つの基本原則が意味することを行動に結びつけられる。
- 3. 独立性の阻害要因を識別し、それに対する対応を導き出せる。
- 4. 公認会計士が業務上入手する機密情報の重要性・膨大さに鑑み、IT に関する理解を 身に着け、情報管理についての正しい行動を取ることができる。
- 5. 職業倫理に反する不適切な行為が引き起こす影響を正しく想起することができる。

- ・波頭亮「プロフェッショナル原論」ちくま新書
- ・監査提言集(日本公認会計士協会 監査・規律審査会)

科目名	職業倫理((J2)	ゼミナ	ール】				
分類コード	法規 302	学年	J2	時期	後期	必修	単位	3
講義形態	ライブ講義	1						

- ・ゼミナールでは、講義科目に準拠しテキスト・資料から分析等を行い、議論や発表を行う。
- ・「職業倫理【その2】 (精神的独立性の保持)」の講義のシラバスに記載されている 内容を事前に確認しておく。
- ・「職業倫理【その2】 (精神的独立性の保持)」の講義を受講し、その基礎的内容に ついて十分に理解しておく。

講義内容(指導目的)

ゼミナールでは、議論や発表を行うにあたりテキスト・資料に基づきチームでの分析 等を行うが、実務補習生が相手の考えを理解した上で自らの知識や経験を再構築し、 分かりやすく伝えるアウトプット能力を向上させることを目的とする。

- 1. 「職業倫理【その2】 (精神的独立性の保持)」の講義において習得した基礎的な専門 知識の定着を図るとともに、自らの実務経験に基づくスキルを活用して、アウト プット能力の向上を図る。
- 2. 以下のようなプロセスをもってゼミナールを進める。
 - ・ チームにおける役割分担及び時間配分を決定する
 - ・ ゼミナールの出題テーマをよく理解し、チーム内で深掘りして論点分析等を行う
 - ・ 自分の知識や経験に基づく意見を述べるとともに、同じチーム内の他の補習生 の意見・考えを理解しながら議論を続ける
 - ・ 発表事項を取り纏める
 - ・ 他のチームに対して発表を行う
 - ・ 他のチームの発表を聞き、自ら若しくはチームとしての意見を述べる
- 3. 「職業倫理【その2】 (精神的独立性の保持)」のゼミナールを通じて、チーム内 若しくは他チームの相手の立場や考え方を理解し、様々な角度から物事を考えること のできる柔軟な思考の土台となる幅広い専門知識、教養等を学ぶ。
- 4. 今後の業務において職業倫理に関する高い意識を持ち続けられるよう、「職業倫理 【その2】 (精神的独立性の保持)」に係る基礎的知識(職業倫理の基礎概念、 精神的独立性、独立性に対する阻害要因の識別とそれらへの評価・対処など)へ の理解を更に深める。

キーワード

特になし

到達目標

ゼミナールにおいては、議論や発表を行うにあたりテキスト・資料に基づきチームでの分析等を実施し、実務補習生が相手の考えを理解した上で自らの知識や経験を再構築し、分かりやすく伝えるアウトプット能力が向上することを到達目標とする。

- 1. 各科目の講義において習得した基礎的な専門知識や自らの実務経験に基づくスキルを活用して、アウトプット能力が向上する。
- 2. チーム内若しくは他チームの相手の立場や考え方を理解し、様々な角度から物事を考えることのできる柔軟な思考の土台となる幅広い専門知識、教養等が身につく。
- 3. 「職業倫理【その2】 (精神的独立性の保持)」に係る基礎知識 (職業倫理の基礎 概念、精神的独立性、独立性に対する阻害要因の識別とそれらへの評価・対処など) への理解を更に深める。

参考文献

「職業倫理【その2】(精神的独立性の保持)」の講義教材

科目名	職業倫理(]	職業倫理(J3)【ゼミナール】								
分類コード	法規 401	:規 401 学年 J3 時期 前期 必修 〇 単位 3								
講義形態	ライブ講義	ž								

監査301「職業倫理【その1】(職業倫理に関する諸規程の理解)」を受講しておくこと。 以下の関連する法令、基準等を通読しておくことが望ましい。

倫理規則のうち、

倫理規則の手引 1項 倫理規則の目的

パート1 倫理規則、基本原則及び概念的枠組みの遵守

パート4 セクション600 監査業務の依頼人に対する非保証業務の提供 等

・罰則の根拠となる監査基準(監基報 240 及び監基報 330)等

講義内容(指導目的)

- 1. 日本公認会計士協会の定める倫理規則、特にパート4セクション600 監査業務の依頼人に対する非保証業務の提供の内容と独立性の阻害要因及びセーフガードの関連性を理解する。
- 2. 日本公認会計士協会の自主規制について理解する。

以下のようなプロセスをもってゼミナールを進める。

- ・チームにおける役割分担、及び時間配分を決定する。
- ・ゼミナールの出題テーマをよく理解し、チーム内で深堀して論点分析等を行う。
- ・自分の知識や経験に基づく意見を述べるとともに、同じチーム内の他の補習生の意見・ 考えを理解しながら議論を続ける。
- ・ 発表事項を取り纏める。
- ・他のチームに対して発表を行う。
- ・他のチームの発表を聞き、自ら若しくはチームとしての意見を述べる。
- 3.「職業倫理(J3)」のゼミナールを通じて、チーム内若しくは他チームの相手の立場 や考え方を理解し、様々な角度から物事を考えることのできる柔軟な思考の土台と なる幅広い専門知識、教養等を学ぶ。

キーワード

倫理規則、非保証業務、独立性、PIE、会計事務所等又はネットワーク・ファーム、自己レビュー、阻害要因、監査役等とのコミュニケーション、罰則、日本公認会計士協会の自主規制、金融庁による行政処分

到達目標

- 1. 倫理規則について説明することができる。
- 2. 非保証業務の提供における独立性に関する規則の強化について説明することができる。
- 3. 監査の過程で生じる情報又は事項に関連して提供される可能性のある助言及び提言の例について説明することができる。
- 4. 日本公認会計士協会の自主規制と金融庁による行政処分との関係を説明することができる。

参考文献

• 倫理規則 2024 年 7 月 18 日

https://jicpa.or.jp/specialized_field/20240724edw.html

科目名	商業登記•	商業登記・不動産登記								
分類コード	法規 402	: 規 402 学年 J2 時期 後期 必修 - 単位 2								
講義形態	e ラーニン	グ								

商業登記、不動産登記、それぞれについて公認会計士業務にどう役に立つのか(例えば、 どういった勘定科目の監査手続に利用されるか、公認会計士として代理人になれるのか等) について確認しておくことが望ましい。

講義内容(指導目的)

- 1. 商業登記、及び不動産登記の基本的な仕組みを理解する。
 - 戸籍や商業登記制度が不動産登記制度を支えている。それでは、商業登記、及び 不動産登記とはどのようなものか(意義)、及びなぜそのような制度がそれぞれ 存在するのか(制度趣旨)について理解する。また、商業登記及び不動産登記の 現状、すなわちデータベース化された登記情報システムについても学習する。
- 2. 登記事項証明書の記載内容について理解する。
 - 商業登記、及び不動産登記の双方において、登記すべき事項はそれぞれ商業登記法 及び不動産登記法により定められている。それぞれ登記事項の記載内容、記載の形式、 記載事項の読み取り方について理解する。また、これに加えて登記情報の入手方法 についても言及する。実際の商業登記及び不動産登記の各種サンプルを用いること によって、具体的かつ実践的な学習を目指す。
- 3. 主な登記の申請手続とその必要書類について理解する。 商業登記、及び不動産登記の双方において、登記事項の記載・記録、変更及び削除 については原則として当事者申請主義がとられており、当該登記にかかる当事者が 自ら登記申請しなければならないため、商業登記及び不動産登記の双方において、 登記の申請手続について学ぶ。ここでも、実際の商業登記及び不動産登記を例にとって、 具体的かつ実践的に登記申請手続について理解する。
- 4. 主に会計監査における法令規則等に登場する「商業登記」「不動産登記」の用語を確認しながら、商業登記・不動産登記と監査手続との関連を理解する。

キーワード

商業登記、不動産登記、登記所、法務局、管轄、登記事項証明書、登記情報提供システム、 登記情報交換システム、土地・建物の登記事項、株式会社の登記事項、申請手続

到達目標

- 1. 商業登記及び不動産登記の基本的な仕組み及び制度趣旨を説明できる。
- 2. 商業登記及び不動産登記のそれぞれについて登記事項証明書の記載内容を説明できる。
- 3. 商業登記及び不動産登記のそれぞれについて登記申請手続を説明できる。
- 4. 商業登記及び不動産登記について、監査手続との関連を理解する。

- 神﨑満治郎「商業登記法入門」有斐閣
- ・山野目章夫「不動産登記法概論」有斐閣

科目名	民法と倒産	民法と倒産処理									
分類コード	法規 409	規 409 学年 J2 時期 後期 必修 - 単位 3									
講義形態	e ラーニン	e ラーニング									

民法の基本的な概念と、倒産が発生した場合を念頭に各種契約における債権保護の仕組み を理解しておく。また、特に企業が倒産するに至った場合の手続関係を把握しておく ことが望ましい。

講義内容(指導目的)

国際教育基準(IES)第2号「初期専門能力開発-技術的能力」における能力分野に 事業上の法律及び規則(中級)があり、学習成果として「職業会計士が業務を行う環境 に適用される法律及び規則を説明する」とある。したがって、本講義においては以下の 項目を講義内容とする。

- 1. 公認会計士・税理士が職務を遂行するに当たって、必要な法律関係(実体法)の知識を習得する。
- 2. 同様に、倒産とは何か、企業が倒産した場合に、どのような方向で処理をするか、 その法的方法を理解する。また、その過程において、多くの場合、公認会計士は どのような役割を担っているのかを理解する。

キーワード

契約、債権・債務、権利能力、意思能力、行為能力、意思表示、法律行為、心裡留保、 虚偽表示、錯誤、履行請求権、債務不履行、損害賠償、時効完成の猶予・更新、追完 請求権、代金減額請求権、請負、委任、配偶者居住権、破産、破産管財人、特別清算、 民事再生、会社更生、私的整理、倒産 ADR

到達目標

- 1. 民法の基本を構成する基本原則や基本概念を理解する。
- 2. 契約が成立してから終了するまでの法律問題を理解する。
- 3. 企業が倒産するに至った場合の処理手続の全体像を理解する。

- ・近江幸治『民法講義0ゼロからの民法入門』(成文堂)
- ・近江幸治『民法講義Ⅳ債権総論』(成文堂)
- ・近江幸治『民法講義 V 契約法』 (成文堂)
- ·山本和彦『倒産処理法入門』(有斐閣)
- ・加藤哲夫・山本研編『倒産法』(信山社)
- ・倉部真由美・高田賢治・上江州純子『倒産法』(有斐閣ストゥディア)

科目名	不動産評価	jの方法									
分類コード	法規 404	現 404 学年 J2 時期 後期 必修 - 単位 3									
講義形態	e ラーニン	e ラーニング									

以下のうち不動産評価に関する部分を通読しておくことが望ましい。

- ・固定資産の減損に係る会計基準
- ・固定資産の減損に係る会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第6号)
- ・賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準(企業会計基準第20号)
- ・賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第23号)
- ・販売用不動産等の評価に関する監査上の取扱い(監査・保証実務委員会報告第69号)
- ・監査基準報告書620「専門家の業務の利用」

講義内容(指導目的)

- 1. 不動産鑑定評価書(価格等調査を含む)に記載されている事項を理解する。
 - 不動産評価に当たり会計基準に基づく「時価」評価が求められるが、この場合の「時価」は「公正な評価額」に相当し、必ずしも市場価格に基づき客観的に算定できるとは限らない。市場価格の判定が難しい場合や法令等で必要となる場合、不動産の鑑定評価が利用される。この鑑定評価に係わる評価書は、価格調査等の鑑定評価基準やガイドラインに基づいた評価により作成される。監査に当たって評価書の利用方法と注意点を学習する。
- 2. 不動産の基本的な類型や権利の形態を理解する。
 - 不動産評価に当たっては、当該不動産に対する権利の在り方が影響する。不動産の 類型と権利に基づいた「時価」としての「正常価格」の他、現実の社会経済情勢を 考慮した上で、不動産の効用が最も有効に発揮されることを前提にした価格評価に ついて学ぶ。
- 3. 不動産評価手法を理解する。
 - 不動産評価においては、対象となる不動産が建物や土地等、その種類に応じて評価 手法が異なる。このため、不動産評価情報ソースや不動産評価に必要な資料に基づき、 複数の評価手法の中から対象不動産に適切なものが選択されている。ここでは、 評価手法や情報源について理解する。

キーワード

鑑定評価額、価格等調査、地価公示価格、原価法、取引事例比較法、収益還元法、直接 還元法、DCF 法、再調達原価、減価修正、土地残余法、開発法

到達目標

- 1. 不動産評価の「評価書」の種類を理解し、監査で利用する際の注意点を説明できる。
- 2. 不動産の類型の違いが時価に及ぼす影響について説明できる。
- 3. 不動産の時価評価における評価手法の種類とその内容を説明できる。

参考文献

・日本不動産鑑定士協会連合会鑑定評価基準委員会編 「要説不動産鑑定評価基準と価格等調査ガイドライン」住宅新報社

科目名	会長講話								
分類コード	特別 101	学年	Ј1	時期	前期	必修	0	単位	2
講義形態	ライブ講義	i.							

日本公認会計士協会ホームページの内容 (「公認会計士とは」「ニュース」「協会について」等) を確認しておく。

講義内容(指導目的)

- 1. 日本公認会計士協会の組織と活動内容等を説明する。
- 2. 公認会計士を取り巻く環境変化や未来について説明する。
- 3. 公認会計士の価値や役割について説明する。
- 4. 職業会計人として活躍していく上での心構えを説明する。

キーワード

日本公認会計士協会、公認会計士の使命、自主規制、公認会計士を取り巻く環境変化、公認会計士の価値、公認会計士の役割、公認会計士の将来ビジョン、サステナビリティ 等

到達目標

- 1. 日本公認会計士協会の組織と活動内容等を理解する。
- 2. 公認会計士を取り巻く環境変化や未来について理解する。
- 3. 公認会計士の価値や役割について理解する。
- 4. 職業会計人として活躍していく上での心構えを考え、将来に役立てる。

参考文献

公認会計士法、日本公認会計士協会会則 等

科目名	株式の上場	制度ト	ピック	ス					
分類コード	特別 103	·別 103 学年 J2 時期 前期 必修 一 単位 2							
講義形態	e ラーニン	· ラーニング							

日本取引所グループのホームページにどのような情報があるか確認しておくことが望ましい。

講義内容(指導目的)

株式の上場制度及び上場制度に関連する最近のトピックスの理解を目的とする。

キーワード

JPX グループ、証券取引所の機能、市場区分、有価証券上場規程、上場審査、法定開示、適時開示、決算短信、四半期決算短信、コーポレート・ガバナンス、コーポレートガバナンス・コード、コンプライ・オア・エクスプレイン、上場廃止基準、不適正な開示、サステナビリティ

到達目標

株式の上場制度及び上場制度に関連する最近のトピックスを理解する。

参考文献

新規上場ガイドブック

(https://www.jpx.co.jp/equities/listing-on-tse/new/guide-new/index.html)

会社情報適時開示ガイドブック

(https://www.jpx.co.jp/equities/listing/disclosure/guidebook/index.html)

コーポレートガバナンス・コード

(https://www.jpx.co.jp/news/1020/20210611-01.html) 他

科目名	会計・監査	トピッ	クス							
分類コード	特別 104	別 104 学年 月3 時期 前期 必修 一 単位 3								
講義形態	e ラーニン	e ラーニング								

FASF/ASBJのホームページを確認しておくことが望ましい。

講義内容(指導目的)

会計に関連する最新のトピックスの習得を目的とする。

- ・公益財団法人 財務会計基準機構 (FASF)、企業会計基準委員会 (ASBJ) について説明する。
- ・国内会計基準の開発状況を説明する。
- ・国際的な会計基準の開発に関連する活動を説明する。

キーワード

公益財団法人企業会計基準機構 (FASF)、企業会計基準委員会 (ASBJ)、国内会計基準の開発状況、国際的な会計基準の開発に関連する活動、国際的な意見発信の強化、国際的な会計人材の育成 他

到達目標

会計に関連する最新のトピックスを説明することができる。

参考文献

• FASF HP : https://www.fasf-j.jp/jp/

• ASBJ HP : https://www.asb-j.jp/jp/

科目名	公認会計士	:・監査:	審査会	会長講話					
分類コード	特別 106	·別 106 学年 J3 時期 前期 必修 〇 単位 2							
講義形態	e ラーニン	e ラーニング							

公認会計士・監査審査会 (CPAAOB: Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board) の HP を閲覧し、CPAAOBの概要を把握しておく。

https://www.fsa.go.jp/cpaaob/index.html

講義内容 (指導目的)

- 1. 会計プロフェッションとは何か、どのような特性を持つのかを理解し、独立性の確保や情報の開示、倫理的行動が必要な理由を確認する。
- 2. 監査の品質を確保するための制度における公認会計士・監査審査会の役割を説明する。

キーワード

会計プロフェッション、プロフェッショナル、外部監査プロフェッション、監査人としての行動、監査人の独立性、情報の開示、公認会計士・監査審査会(CPAAOB)、監査事務所等モニタリング基本方針、職業的懐疑心、監査事務所の業務管理態勢、品質管理態勢、ガバナンス、検査、監査の基準等の改訂、公認会計士法の改正、デジタル化、サステナビリティ情報の開示・保証

到達目標

- 1. 会計プロフェッションとは何か、どのような特性を持つのかを理解し、独立性の確保や情報の開示、倫理的行動が必要な理由を説明することができる。
- 2. 監査の品質を確保するための制度における公認会計士・監査審査会の役割を説明することができる。

参考文献

公認会計士・監査審査会ホームページ: https://www.fsa.go.jp/cpaaob/

科目名	データサイ	データサイエンス基礎								
分類コード	特別 109	別 109 学年 J1 時期 後期 必須 - 単位 3								
講義形態	e ラーニン	e ラーニング								

一般的に大学 1・2 年次に開講される所謂「統計学入門」相当の授業を履修していない場合は、下記参考文献の書籍等で取り扱われている学習内容を確認しておくとよい。また、Google Colab (無償利用可能)を利用するので、予め Google アカウントを用意しておくこと。

講義内容(指導目的)

- 1. データサイエンスとはどのような学問か、また、会計士がデータサイエンスを学ぶ 意義とは何かについて考察する。
- 2. 記述統計の基本である分布の中心を表す尺度と散らばりを表す尺度(散布度)について整理する。具体的には、分布の中心を表す尺度については平均や刈り込み平均、中央値、最頻値、五数要約と箱髭図などを、また、散らばりを表す尺度については、分散、標本分散と不偏分散、標準偏差などをそれぞれ紹介する。
- 3. データ分析の基本である2変数の共変関係について、相関関係と因果関係の概念的な相違を解説する。具体的には、共分散と相関係数の成り立ちや、散布図と相関係数に関する解釈の仕方などを確認したあと、変数間の因果性に関する仮説検証や分類問題にも応用ができる回帰分析を中心に紹介する。

キーワード

データサイエンス、統計学、記述統計・推測統計、機械学習・深層学習、ビッグデータ、 生成 AI、Python、算術平均・中央値・最頻値、刈り込み平均、五数要約・箱髭図、分散、 標本分散・不偏分散、標準偏差、共分散・相関係数、ヒストグラム、散布図、教師あり学習・ 教師なし学習、回帰問題・分類問題、ロジスティック回帰

到達目標

- 1. データサイエンスとはどのような学問なのかについて説明することができる。
- 2. 基本統計量について、その成り立ちを理解し、解釈を正しく行うことができ、実際にデータを与えられたとき、基礎集計やここで学んだ分析を独力で実行することができる。
- 3. 機械学習とはどのような分析技術なのかや、教師あり学習と教師なし学習の違いと特徴についても説明することができる。
- 4. ロジスティック回帰を含む回帰分析について、それがどのような分析手法であり、 どのような問題に適用できるかについて説明することができる。
- 5. 生成 AI の支援を受けながらデータ分析を行う工程を体験的に理解する。

- ・小島寛之「完全独習 統計学入門」ダイヤモンド社
- ・美添泰人・荒木万寿夫・元山斉「スタンダード 経済データの統計分析」培風館

科目名	監査規範								
分類コード	特別 201	学年	J1	時期	後期	必修	_	単位	3
講義形態	e ラーニン	グ							

監査制度の内容と監査基準の意義・役割を復習しておくことが望ましい。

講義内容(指導目的)

1. 証券取引法監査導入前《監査》

法律によって監査が強制される以前から利害対立が存在する関係においては、その対立 解消を支援する目的で自発的(任意)に監査が生成してきた史実について確認する。 次に同じく任意監査として、想定利用者の意思決定を支援する目的で自発的に監査が 生成し得たことを理解する。

2. 証券取引法監査導入後《監査》

1948年以降、従来の商法監査に加えてアメリカを範とした証券取引法と公認会計士法が制定され、ほぼ同時に企業会計原則と監査基準も設定された。それ以来、我が国には2つの法定監査が存在している。これら法律及び監査基準の目的と機能について学習し、何故これまでたびたび改正が必要となってきたのかを理解する。

3. リスク・アプローチの導入と拡充《監査》

我が国が 1991 年に導入したリスク・アプローチを開発したアメリカにおいて、何故 当該アプローチを必要としたのか、を学ぶことによって、いわゆる期待ギャップに 対応する方法や内容を理解する。

キーワード

利害調整支援、意思決定支援、リスク・アプローチ、期待ギャップ

到達目標

- 1. 監査が何故必要なのかという本質的な疑問に対して自らの見解を披瀝できる。
- 2. 数々の粉飾決算がどのような監査規範の改正に結び付いてきたのかを具体的に説明できる。
- 3. リスク・アプローチの導入が監査制度と監査業務にどのような影響を与えてきたのかを説明できる。

- American Accounting Association (AAA) [1973], A Statement of Basic Auditing Concepts (ASOBAC), Sarasota: AAA. 鳥羽至英訳[1982]『基礎的監査概念』国元書房
- Wallace, W.A. [1986], The Economic Role of the Audit in Fee and Regulated Markets," Auditing Monograph. 千代田邦夫他訳[1991]『ウォーレスの監査論』同文舘出版

科目名	財務報告の	概念フ	レーム	ワーク					
分類コード	特別 204	別 204 学年 J2 時期 後期 必修 - 単位 3							
講義形態	e ラーニン	ラーニング							

- 1. 企業会計基準委員会 (2006) 「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」における 「第1章 財務報告の目的」
 - 「第2章 会計情報の質的特性」
 - 「第3章 財務諸表の構成要素」を通読しておくことが望ましい。

講義内容 (指導目的)

- 1. 本講義では、近年の基準設定にとって不可欠の要素である概念フレームワーク (conceptual framework)の理解を深めることを目標とする。「フレームワーク」は、「枠組み」とも訳すことができ、財務諸表の作成者及び利用者が会計基準を理論的に検討する際の準拠枠としての役割を果たしている。≪会計≫
- 2. 財務報告の目的・質的特性・財務諸表の構成要素など概念フレームワークの内容は むろんのこと、その歴史的背景を探索するとともに、IFRS 会計基準と日本基準との 比較検討も視野に入れた講義を行う。**《会計》**

キーワード

概念フレームワーク、財務報告の目的、会計情報の質的特性、財務諸表の構成要素

到達目標

- 1. 企業会計制度における概念フレームワークの役割を説明できる。
- 2. 有用な会計情報を提供するために必要な質的特性の内容を説明できる。
- 3. 概念フレームワークにおいて定義されている構成要素の特徴を説明できる。

参考文献

企業会計基準委員会·公益財団法人財務会計基準機構監訳『IFRS 基準』中央経済社

科目名	管理会計総	管理会計総論								
分類コード	特別 205	学年	J1	時期	後期	必修		単位	3	
講義形態	e ラーニン	グ		•	•					

管理会計の意義、予算管理の意義と問題点、業績管理の問題点等を、市販のテキスト等 で確認しておくこと。

講義内容 (指導目的)

本講義は、「管理会計総論」というタイトルが付されているが、その内容は管理会計全般を 学ぶものではなく、以下の 3 点に関して、いわゆる管理会計のテキストにはあまり書か れていないが、現代の公認会計士監査に特に関係の深い領域について、実務の立場からの 重要な見方や考え方を学ぶことを目的としている。

1. 管理会計の現代的意義を理解する

管理会計担当者は経営管理者のパートナーである。たとえば、CFO はCEO のパートナーでなければならないし、事業部に所属する(あるいは本社に所属して事業部に配属されている)管理会計担当者も事業部長のパートナーとなるべきである。すなわち、様々な意思決定を支援することによって、戦略策定と実行を支援する機能であることを理解する。また、管理会計のひとつの体系としてのマネジメント・コントロールを理解し、システムが正しく人を動かすように構築されることが不可欠であることを学ぶ。

2. 中期経営計画と予算管理

中期経営計画と予算管理に関する実務的な問題点および監査に関連すると思われる点について解説する。中期経営計画は、3~5年後の目標を設定して、そこに向かって各種の計画を策定していくものである。予算管理は中期経営計画に基づいて、短期的な目標設定とその実行計画を組み合わせたものとなる。予算管理は、企業のマネジメント・コントロールの中核を担うものであり、フィードバック・コントロールのみならずフィードフォワード・コントロールを組み込むことが有用である。

3. 業績管理会計の革新

業績管理会計は、短期的な意思決定(予算を含む)とその統制活動を合わせたものである。統制活動としては、目標と結果を比較して、目標が達成できていれば是、そうでなければ非といういわゆる成果コントロールの概念が強く働いていた。成果コントロールは、非常に強力なマネジメント・コントロールのツールであるが、それゆえ逆機能も指摘されることがある。そこで、ここでは、成果コントロール、とりわけ財務的目標の達成度合いに基づく成果コントロール以外のコントロール手段とその事例について説明を行う。

キーワード

管理会計、マネジメント・コントロール、中期経営計画、予算管理、予算管理の問題点、 業績管理システム、脱予算経営

到達目標

- 1. 管理会計とは何かを理解し、その主たる目的がどこにあるのかを理解する。
- 2. 中期経営計画及び予算管理の仕組みについて確認し、実務で生じている問題点をいかに 克服すべきかについて理解する。また、監査上問題になる点についても理解する。
- 3. 成果コントロールの逆機能について理解し、成果コントロール以外のコントロール 手法として、企業が活用している事例を知り、その本質を理解する。

参考文献

特になし

科目名	経済学 ミ	経済学 ミクロ・マクロ (基礎)								
分類コード	特別 206	学年	J1	時期	前期	必須	0	単位	3	
講義形態	e ラーニン	グ								

- 1. 講義内容について、該当箇所を下記参考文献により予習することが望ましい。
- 2. 講義で身につけたミクロ経済学・マクロ経済学の分析枠組みにより、時間的に講義 で扱えない内容についても参考文献などで理解を図ること。
- 3. 特別 206「経済学 ミクロ・マクロ (応用)」を受講することが望ましい。

講義内容(指導目的)

国際教育基準 (IES) 第 2 号「初期専門能力開発-技術的能力」における能力分野に経済学 (基礎)があり、学習成果として次の項目が記載されている。①ミクロ経済及びマクロ経済の基本原則を説明する。②マクロ経済指標の変動が事業活動に及ぼす影響を説明する。③完全競争、独占的競争、独占、及び寡占を含む、様々な種類の市場構造を説明する。

経済学は単に机上の学問ではなく、現実の複雑な経済現象の本質を理解するために欠かせない。本講義の目的は、わが国が直面している様々な政治経済問題を考える際の手がかりとして、入門レベルのミクロ経済学とマクロ経済学それぞれの基本的な考え方を把握し、経済学の発想を身につけることにある。ミクロ経済学では、入門レベルで個々の家計や企業の行動を分析し、市場の働きとその限界について考える。マクロ経済学では、三面等価の原則や国民所得の決定について考える。

- 1. 消費者余剰と需要曲線について理解する。
- 2. 生産者余剰と供給曲線について理解する。
- 3. 市場の価格調整メカニズムと社会的余剰の最大化について理解する。
- 4. 海外を含めたマクロ経済循環図と三面等価の原則について理解する。
- 5. 有効需要の原理と乗数効果、国民所得の決定について理解する。

キーワード

需要、供給、市場メカニズム、政府の役割、国民所得

到達目標

- 1. 需要と供給が、価格の調整によってバランスすることを理解できるようになる。
- 2. 市場の働きとその限界、市場を補う政府の役割といったことについて理解できるようになる。

参考文献

米本清・宇都宮仁 編著 (2018)『経済学入門』みらい。

奥野正寛(1990)『ミクロ経済学入門(2版)』日本経済新聞社。

中谷巌・下井直毅・塚田裕昭(2021)『入門マクロ経済学(第6版)』日本評論社。

科目名	経済学 ミ	経済学 ミクロ・マクロ (応用)									
分類コード	特別 206	学年	J1	時期	前期	必須	_	単位	3		
講義形態	e ラーニン	グ									

- 1. 講義内容について、該当箇所を下記参考文献により予習することが望ましい。
- 2. 講義で身につけたミクロ経済学・マクロ経済学の分析枠組みにより、時間的に講義で扱えない内容についても参考文献などで理解を図ること。
- 3. 特別 206「経済学 ミクロ・マクロ(基礎)」の受講を完了していることが望ましい。

講義内容(指導目的)

国際教育基準 (IES) 第 2 号「初期専門能力開発-技術的能力」における能力分野に経済学 (基礎)があり、学習成果として次の項目が記載されている。①ミクロ経済及びマクロ経済に基本原則を説明する。②マクロ経済指標の変動が事業活動に及ぼす影響を説明する。③完全競争、独占的競争、独占、及び寡占を含む、様々な種類の市場構造を説明する。

経済学は単に机上の学問ではなく、現実の複雑な経済現象の本質を理解するために欠かせない。本講義の目的は、わが国が直面している様々な問題を考える際の手がかりとして、中級レベルのミクロ経済学とマクロ経済学を学ぶうえで必要となる分析枠組みを把握し、経済学の発想を身につけることにある。ミクロ経済学では、中級レベルで個々の家計や企業の行動を分析し、市場の働きとその限界について考える。マクロ経済学では、国民所得の決定や財政政策・金融政策などのマクロ経済政策について考える。

- 1. 無差別曲線と限界代替率、予算制約付きの効用最大化問題について理解する。
- 2. 費用の構造と損益分岐点・操業停止点について理解する。
- 3. 完全競争市場と不完全競争市場について理解する。
- 4. IS 曲線と LM 曲線の導出について理解する。
- 5. IS-LM 分析によりマクロ経済政策について理解する。

キーワード

無差別曲線、限界代替率、不完全競争、国民所得、IS-LM 分析、財政・金融政策

到達目標

- 1. ミクロ経済学・マクロ経済学における分析枠組みの一端に触れ、現実の経済現象を理解・分析するためのツールを獲得する端緒とする。
- 2. 現実の経済現象の説明において、ツールの有用性と限界を知る。

参考文献

神取道宏(2014)『ミクロ経済学の力』日本評論社。

中谷巌・下井直毅・塚田裕昭(2021)『入門マクロ経済学(第6版)』日本評論社。

※注意※

本シラバスについては、他の者が許可なく複写等することを禁じます。

[実務補習機関] 一般財団法人 会計教育研修機構